

平成20年度重点配分経費
『地域の教育力』を活用した日英比較研究に関する資料収集

「地域の教育力」を活用した学校改革に関する日英比較研究
—資料集—

平成20年8月

植田 みどり
(国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部)

はしがき

平成 20 年 7 月に『教育振興基本計画』が閣議決定され、10 年先を見据えた 5 カ年の計画が作成された。その中で主要な施策の 1 つとして、「学校・家庭・地域の連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる」ことが盛り込まれ、地域ぐるみで学校を支援し子どもたちをはぐくむ活動の推進や家庭・地域と一体となった学校の活性化、関係機関の連携による子ども、若者、家庭等に関する支援の推進などが提言されている。そして、具体的な活動内容として、文部科学省が平成 20 年度より導入した「学校支援地域本部事業」の促進などが挙げられている。

これまでも、「開かれた学校づくり」の取り組みや、学校評議員制度、地域運営学校の導入など、学校と保護者、地域が連携・協力した教育改革が進められてきている。平成 20 年度より新たに「学校支援地域本部事業」が導入され、さらなる発展が期待されている。今後、学校と保護者、地域が連携・協力し、学校教育の質的向上をさらに図っていくためには、組織体制や運営基盤の整備、人材の確保、活動内容の開発などの課題を検討していくことが重要である。

そこで本調査研究では、「地域の教育力」に着目し、学校教育の質的向上を図るための学校と保護者、地域の連携・協力の在り方について考察するための基礎資料収集を目的として、先導的かつ組織的に学校と保護者、地域との連携・協力に取り組んできているイギリスの取り組みである「拡大学校 (Extended School)」に着目した資料収集を行った。

本報告書は、収集した資料をまとめたものである。政策文書、手引き書等の関係文書や先行研究を中心にまとめている。

半年間という調査研究期間であったため、事例などの収集分析までには至らなかった。今後は、これまでの調査研究の成果を踏まえた上で、実態分析等を行い、学校教育の質的向上を図るための学校と保護者、地域との連携・協力の在り方について考察を深めてゆきたいと考えている。

植田 みどり

(国立教育政策研究所 教育政策・評価研究部)

【目次】

はしがき

目次

1	調査研究の概要	1
	(1) 調査研究の目的	
	(2) 調査研究の内容	
	(3) 報告書の構成	
2	拡大学校 (Extended School) の取り組み	2
3	拡大学校に関する調査研究の概要	16
4	参考資料 1	39
	・ 翻訳資料	
	『シュアスタート児童センターおよび拡大学校のガバナンスのための ガイドライン』(教育技能省、2007年)	
	<i>Governance guidance for Sure Start Children's Centres and extended schools</i> (DfES, 2007)	
5	参考資料 2	99
	・ 学校と地域連携関係図書 (和文)	
	・ 学校と地域連携関係雑誌論文 (和文)	
	・ 英国における学校と地域連携及び学校理事会関係雑誌論文 (英文)	
	・ 英国における学校と地域連携及び学校理事会関係図書 (英文)	

まとめ

1 調査研究の概要

(1) 調査研究の目的

本調査研究は、「地域の教育力」に着目し、学校教育の質的向上を図るための学校と保護者、地域との連携・協力の在り方について考察するための基礎資料を収集することを目的としている。

(2) 調査研究の内容

上記の調査研究の目的を達成するために、先導的かつ組織的に学校と保護者、地域との連携・協力に取り組んでいるイギリスの事例の中から「拡大学校 (Extended School)」の取り組みに着目した。

「拡大学校」は、学校を核にして、学校改革と地域改革を同時並行で行い、すべての子どもに対して、健康で、安全な環境が用意され、かつ人生の成功を収めることができるようなサービスを楽しむような仕組みを、学校、保護者、地域住民、行政、民間等の関係者が連携・協力し合い、ネットワークを組んで構築することを目指す取り組みである。

学校、保護者、地域住民、そして多様な学校関係者が連携・協力する関係においては、組織体制や運営基盤、人材の開発、活動内容などを明確にしておくことが効果的な活動を行っていく上で重要となる。今後日本でも、連携・協力活動が促進し、より多様な関係者が関わることが予想される。

イギリスでは役割、責任を明確にし、多様な関係者がいかに効果的な連携・協力関係を構築するかという課題に先導的に取り組んでいる。そこで、組織、運営、人材、活動などの視点から学校改革に寄与する効果的な連携・協力活動を展開するための基盤づくりについて考察する視点を得られると考え、調査対象としてイギリスの「拡大学校」を選定した。

調査研究は、文献研究を中心に行った。具体的には次の調査研究の内容を設定した。

- ・「拡大学校」に関する政策文書の収集分析
- ・「拡大学校」に関する手引き書や解説書の収集分析
- ・「拡大学校」に関する先行研究の収集分析

(3) 報告書の構成

報告書は、5章から構成されている。

第1章では、目的、内容、報告書の構成など調査研究の概要を記述している。

第2章では、「拡大学校」の取り組みについてまとめている。導入の背景、経緯、活動の特徴、成果と課題についてまとめている。

第3章では、「拡大学校」に関する先行研究の概要をまとめている。全国教育研究所

(National Foundation for Educational Research, NFER) や教育技能省 (DfES) などが実施した調査研究を中心に研究概要をまとめている。

第4章では、参考資料として、学校及び保護者、地域住民などの学校関係者向けに作成されている、「拡大大学校」を設置し、運営するための解説書である『シユアスタート児童センターおよび拡大大学校のガバナンスのためのガイドライン』(教育技能省、2007年)の翻訳資料を掲載している。

第5章では、学校と地域連携等に関する和文及び英文の図書、雑誌論文のリストを掲載している。

2 拡大学校（Extended School）の取り組み

1. はじめに

イギリスでは 2005 年より、拡大学校（Extended School）を制度化し、学校が地域内の多様な組織（学校、民間企業、ボランティア組織など）と連携協力し、ネットワークを組むことで多様な教育活動を提供し、学校教育の質的向上と地域の活性化を図る取り組みがなされている。

そこで本稿では、イギリスの拡大学校の取組みを通して、学校と地域が連携した学校改革の効果的な進め方について検討することを目的とする。

なお、ここで言うイギリスとはイングランドを指す。

2. 拡大学校導入の背景と経緯

イギリスでは拡大学校の制度化の以前から、複数の学校で始業前に朝食を提供するサービスや放課後にスポーツクラブを開催するなど多様な活動を提供していた。しかし、2004 年に政府文書『Every Child Matters : Change for Children』が発表され、子どもに関わる行政サービスが目指すべき 5 つの目標が示された⁽¹⁾。

- ・健康であること
- ・安全であること
- ・楽しくかつ目標を達成すること
- ・積極的であること
- ・経済社会において成功をさせること

健康であること	安全であること	楽しい・目標達成	積極的であること	経済社会での成功
<ul style="list-style-type: none"> ・肉体的な健康 ・精神的な健康 ・性的な健康 ・健康的な生活 ・非合法の薬物を使用しないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待、無視、暴力、性的な売春からの安全を保障すること ・事故からの安全を保障すること ・いじめや差別からの安全を保障すること ・学校内外での犯罪や非社会的な行動からの安全を保障すること ・安心と安全と保護を保障すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校への準備をすること ・学校への登校とそれを楽しむこと ・初等学校において、全国的な教育水準に到達すること ・個人的及び社会的な発達を遂げ、余暇を楽しむこと ・中等学校において、全国的な教育水準に到達すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・意思決定に関与し、地域と環境を支援すること ・法律を守り、学校内外で積極的な行動をすること ・積極的な関係を構築し、いじめや差別を行わないこと ・自己肯定感を高め、重要な人生の転機や挑戦に成功すること ・起業家的な行動を取ることをすること 	<ul style="list-style-type: none"> ・離学後に、継続教育、就職、訓練に取り組むこと ・就職の準備をすること ・きちんとした家庭と持続可能な地域で生活すること ・交通と資源に不自由しないこと ・低収入から解放された家族と生活すること

(出典) DfES, Every Child Matters : Change for Children, 2004, DfES, p.9 より作成

各サービスの提供者及び関係者は、この 5 つの成果を生み出すために、連携協力してい

くことが要求されたのである。学校も例外ではなく、これらの5つの成果を上げることが求められた。このことが拡大学校導入の背景の1つである。そこで教育技能省（Department for Education and Skills, 当時。現在は子ども・学校・家庭省（Department for Children, Schools and Families）は2005年に『Extended Schools : Access to opportunities and services for all』を発表し、2010年までにすべての子どもが拡大学校のサービス（Extended Service）を享受できるようにするという拡大学校の構想を示した。この構想の中で重視された理念は、学校は地域の核であるということである。そこに立脚した上で、学校改革と地域改革を同時並行で行い、すべての子どもが健康で、安全な環境が用意され、かつ人生の成功を収めることができるようなサービスを享受できる仕組みの構築を目指したのである。そのため各学校は授業以外にも多様なサービスを提供することが期待された。

もう1つの背景としては、教職員の労働環境整備という側面がある。2003年に『Raising standards and tackling workload : a national agreement』が政府と教職員組合や校長会との間で締結された。その結果、教職員の業務内容が明確にされ、教職員が授業などの活動に集中できるような条件整備が進められた⁽²⁾。具体的には補助教員やサポートスタッフの拡充整備である。また授業以外の子どもへの支援活動は専門家が行うべきであり、それらの専門機関との連携が促進された。当時多様な地域や保護者のニーズに応じて拡大していた学校の機能を教職員が担うのではなく、専門家と連携しながら学校が提供できるような制度として拡大学校が導入されたのである。

3. 拡大学校の活動概要

拡大学校で提供される活動は、学校が開講している時間帯に、子どもや保護者、地域住民の要求をかなえるために提供される多様な活動である。そしてこれらの活動は、1つの学校ではなく、多様な組織とのパートナーシップの基に提供されることが求められている。

（1）子どもを支援し、他機関と連携協力する拡大学校

拡大学校の活動は、子どもや若者の持つ可能性を最大限に発揮できるように支援し動機付けることを目指した幅広い支援活動で、地方当局や他の機関と連携しながら提供されるものである。これらの活動の特徴としては、第1に初等学校においてはチャイルドケアと連携した多様な活動を提供すること、第2に地域が学校の施設設備を利用できること、第3に迅速かつ簡単に目標が定められ、かつ専門的なサービスが受けられること、第4に保護者への支援活動があることである。これらすべての内容をすべての学校が行うのではなく、学校や地域の状況、保護者や地域のニーズに合わせた内容を、地域内の学校が連合（クラスター）を組んで実施したり、他の関係機関と連携して提供するのである。

具体的な活動としては、チャイルドケア、成人教育、保護者サポート、地域を基盤とした健康と社会サービス、行動支援チーム、放課後活動などがある。チャイルドケアでは、

学校がその中心となることが求められている。2004年に発表された『Choice for parents, the best start for children』においてチャイルドケアに関する政府の10年戦略が示されている⁽³⁾。この戦略では、2010年までにすべての初等学校及び中等学校に在籍する児童生徒が、午前8時から午後6時までの時間、1年間を通じてチャイルドケアを受けることができるようにすることが盛り込まれている。2007年の政府文書『Extended Schools Building on experience』では、この目標がより細分化され、次のように示されている⁽⁴⁾。初等学校では午前8時から午後6時までの時間、週5日、年間48週の期間で、多様なチャイルドケアの活動が提供されること、中等学校では学期の期間中午前8時から午後6時まで多様な活動（中等学校の場合はチャイルドケアでなくてもよい）と安全な場所が提供されることとなっている。中等学校の場合、休暇中はより柔軟に対応することとされている。具体的なチャイルドケアの活動として次のものがある。初等学校では、ホームワーククラブ、スポーツ活動（少なくとも1日2時間）、音楽レッスン、ダンス、ドラマ、芸術、クラフト、チェス、美術館訪問、外国語の学習、ボランティア活動、起業活動などである。中等学校では、芸術、スポーツその他生徒の関心がある内容に関するクラブ活動や、補習などである。

保護者サポートは、保護者が自分の子どもの学習支援などを行うことをサポートする活動である。現在イギリスでは、保護者の関わりが子どもの学習に影響するという調査結果もあり⁽⁵⁾、保護者が最も身近で重要な教育者として位置づけられ、子どもへの学習支援を家庭でも行うことが期待されている。また特別支援教育が必要な児童生徒の保護者に対しては、専門機関等との連携の下に支援活動が提供される。具体的には、マニュアルに基づいた保護者グループの開催や、全国ヘルプラインやウェブサイト、地域の家族支援サービスなどの情報提供などが活動としてあげられている。

成人教育では、学校の施設設備を活用し、語学教室や読み書き計算に関する教育、芸術、クラフトなど多様な学習機会が保護者や地域住民に提供される。

健康と社会サービスでは、言語セラピーや思春期のメンタルヘルス、家族支援サービス、行動支援、性教育に関する活動などの多様なサービスが提供される。これらの活動は特別支援学校が中心となり、地域内の関係機関との連携のもとに実施されるものである。またイギリスでは、「Healthy School」という取り組みがなされており、2009年までに地域内に健康的な学校になるためのネットワークを構築することが求められている。学校は体育の授業や健康教育、健康的な食事、精神面での健康、福祉などの側面で国が定めた基準を満たして「Healthy School」としてのステータスを得なければならない。そのために、学校全体で取り組むために、教職員、児童生徒、保護者、学校理事会関係者などが協力して様々な活動に取り組んでいる。

このように拡大学校では、児童生徒の成績不振への対応や、子どもの活力の向上、子ども及び保護者の学習経験の改善を目指して、多様な活動を提供している。

(2) 拡大学校政策を効果的に推進する6つのポイント

拡大学校を効果的に進めていくポイントとして次の6つの点が指摘されている⁽⁶⁾。第1は、戦略的にサービスを提供することである。拡大学校を効果的に進めていくためには、拡大学校に関する計画を緻密に立案すると同時に、地域内の子ども・若者計画などの地域計画の一部に位置づけておくことが重要である。その際、地方当局が中心的な役割を果たすことが重要とされている。そこで期待されている役割とは、ニーズ調査を行い、そのデータに関係した地域内の教育状況をマッピングすること、関係者へのコンサルティングなどを通して、拡大学校の拡充に適した明確で資源に富む戦略を構築すること、チャイルドセンターとの戦略に基づいて拡大学校を設置すること、若者向けや健康関係の課題についての計画を立案すること、施設設備や専門性を共有して学校間の連合を促進させること、サービスや活動を提供するためのボランティア組織やその他の民間機関等との契約を促進させること、問題解決のための支援やアドバイスを提供することなどである。

第2は、リーダーシップ、経営、管理を充実させるということである。拡大学校の実施については、校長だけでは無理である。そこで、学校の管理職及び学校理事会が拡大学校サービス・コーディネーターや連合マネージャーと活動を共にしながら進めることが重要となる。

第3は、学校改善計画と関連させるということである。拡大学校の取組みは、継続的な学校改善の中核になるものであるとされている。そのため、拡大学校に関する計画を学校改善計画の中に盛り込むべきとされている。自己評価及び教育水準監査院の学校監査でも、『Every Child Matters』の趣旨に則り、拡大学校の活動及びその成果について評価することとなっている。

第4は、特定の対象に焦点化した活動を行うことである。拡大学校の活動を計画する際には、社会経済的な不利益を被っている家庭的背景を持っているとか、成績の低い、出席状況が悪い、問題行動を起こすなどの児童生徒を対象とした活動を行う方が、拡大学校の趣旨を最大限に実現できるとされている。計画を樹立するに当たっては、子どもたちを激励するための効果的な活動時間、場所、提供スタイル、適正なコストであるかどうかなどを検討することが求められている。

第5は、コンサルテーションを批判的に行うと共に、ニーズに合致したサービス提供を行うことである。効果的で継続的な拡大学校の取組みを行うためには、批判的な視点に立ったコンサルテーションが重要である。この役割を学校理事会が担うことが法的に規定されている。また同時に、地域内のニーズや要求に合った活動内容を検討することの重要性も指摘されている。地方当局は大量で多様な地域内の情報を有しているので、それらの情報を学校へ提供し、相談に乗ることが求められている。

第6は、予算を効果的に活用することである。政府は、2006-2008年度に6億8000万ポ

ンドを拡大学院の「立ち上げ予算 (Start-up funding)」として学校と地方当局に配分している。また、拡大学院の活動を含めた個々のニーズに対応した教育を提供する予算として、2006-2008 年度に約 10 億ポンドを学校に直接支出している。さらに、2007 年度には、拡大学院のコーディネーターを支援するための追加経費を 2008-2010 年度予算案に盛り込んでいる。このような予算の他にも、活動内容に応じた特別予算や他の予算経費からの支出もなされている⁽⁷⁾。例えば、社会経済的に恵まれない地域の家族に対して、始業前及び放課後に提供される支援活動については、Working Tax Credit から予算が出される。その他、保護者へ学習支援（語学指導、読み書き計算指導など）に対しては、「学習と技能委員会 (Learning and Skills Council, LSC)」の資金や Big Lottery Fund から支出され、「体育・学校スポーツとスポーツクラブ連携事業 (Physical Education, School Sport and Club Links, PESSCL)」に対しても Big Lottery Fund が資金を支出している。

(3) 予算執行の仕組み

拡大学院の制度を導入し、推進するに当たって、政府は「立ち上げ予算 (Start-up funding)」を計上している⁽⁸⁾。これは、拡大学院の導入に必要な経費を賄うもので、地方自治体を通して各学校に追加的に配分されるものである。2003 年度～ 2008 年度 (2003-2004 は試行時期) までに、「立ち上げ予算」として約 8 億 4000 万ポンドが用意され、そのうち、約 1 億 6 千万ポンドは既に配分され、2006 年度～ 2008 年度までに 6 億 8 千万ポンドが配分されている。この他に、「学校標準補助金 (School Standards Grant, SSG)」(学校の課題解決や特色化のために制約無く自由に活用できる予算)がある。これは、地方自治体を通さず、学校に直接配分される予算である。2006 年度～ 2008 年度までに 2 億 5000 万ポンドが支出された。

これらの予算の他にも、Neighbourhood Renewal や、チャリティー組織からの予算、宝くじ (Lottery) からの予算、民間のスポンサーからの予算など多様な資金源が用意されている。これらの予算は、朝食クラブや学習支援活動などに利用されている。しかし多様な予算が用意されているが、学校にとっては継続的で長期的な予算の確保が重要である。

学校が拡大学院の取り組みを検討する際、どのような予算を利用するかについて検討するに当たっては、図 1 の道筋に沿って検討する⁽⁹⁾。

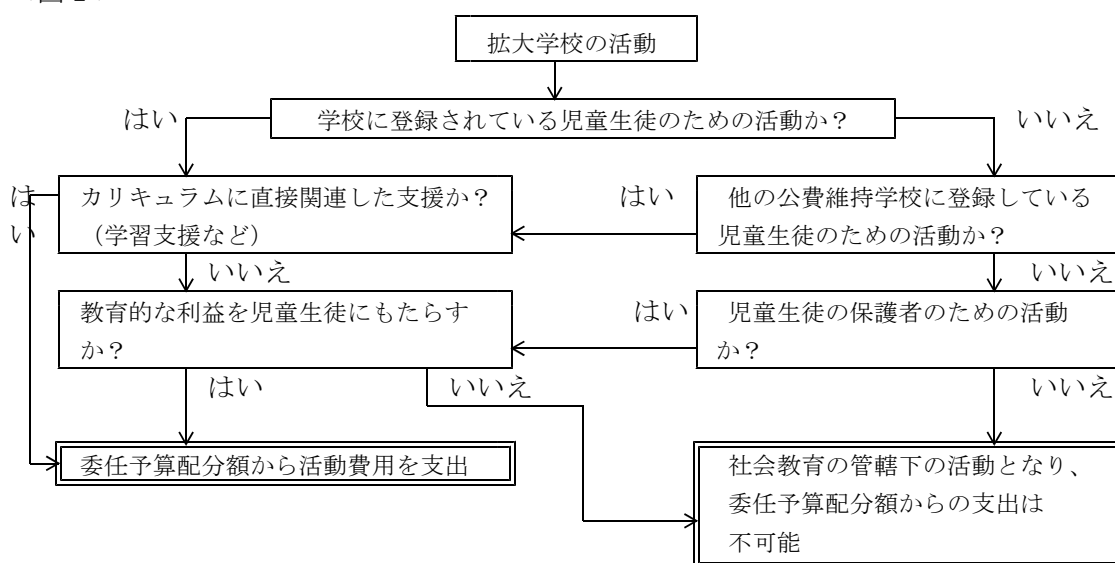
拡大学院の活動は多様である。例えば、学習支援の活動について解説書では次のように予算の立て方を説明している⁽¹⁰⁾。

- ・ キーステージ 3 キャッチアップ数学クラブ
： 受講料は無料。予算は、学力が低い子の学力向上を目的とした学校の委任予算から支出する
- ・ 放課後外国語クラブ
： 受講料は徴収。ただし収入が低い家庭の児童生徒に対しては委任予算から費用を支

出する

- ・ キーステージ 4 の GCSE 対策講座
： 受講料は無料。委任予算によって費用を支出する。法律により、学校は、公的な試験のための準備を行う活動に対して受講料を取ることができない。
- ・ 朝学習クラブや放課後学習クラブ
： 受講料は全額個人負担。低所得家庭の児童生徒に対しては **Working Tax Credit** のチャイルドケアの項目から支出。学校は失業者の家庭の児童生徒のための場所提供のためや教育効果を上げるための委任予算から支出する。

< 図 1 >



(出典) DfES, *Planning and funding extended schools : a guide for schools : a guide for schools, local authorities and their partner organisations*, 2006,p.45 より作成

(4) 関係機関とのパートナーシップの構築

学校が拡大学校の事業を運営するに当たっては、地域内の民間及びボランティア組織と連携する方法や、地域内の他の学校とコンソーシアムを組んで取り組む方法がある。例えば、コンソーシアム方式では、近隣の学校が協働して、休暇中のチャイルドケアを提供するというものがある。コンソーシアムを組んでいる学校の保護者であれば、誰でもこのサービスを利用することができる。また、特別支援学校と連携し、健康面や社会面でのケアサービスを提供するというものもある。さらにスポーツに関しても、地域内の学校がクラスターを組織し、各学校の保有施設を相互利用することで多様なスポーツ活動を提供することもできる。このように学校がある地域内の学校や関連機関が連携することで、1つの学校では提供できない多様で幅広い活動を提供することができる。これが拡大学校の取組

みの1つの価値といえる。

このように、拡大学校は多岐にわたる活動を幅広く提供しなければならないという使命を持っている。そのため、学校だけで実施するのは困難であり、できるだけ多様な専門機関やボランティア組織などとの連携の下で活動することが奨励されている。その連携先として特に、チャイルドセンターとの連携が重要であると指摘されている。政府は、2010年までに全自治体にチャイルドセンターを設置する計画である。特に初等学校ではチャイルドセンターと連携することで、より合理的、効果的に活動ができるとされている。

学校改善パートナーシップ (School Improvement Partnerships) は、地域のニーズに対応するために、地域内の各組織がより統合化されたサービスを、一緒になって提供する役割を担っている組織である⁽¹¹⁾。彼らが仲介役となって、学校が拡大学校事業の運営を支援していく仕組みとなっている。

拡大学校の実施に当たっては、地方当局も重要な役割を担っている。「2004年子ども法 (Children Act 2004)」において、地方当局は、「子どもトラスト協約の計画と委員会」の戦略的な活動において重要なパートナーとなることが規定されている。学校との関係において地方当局は、子どもトラストの一部として、拡大学校のサービスに必要な資源確保の支援を行うこととされている。具体的には、財源確保や連携機関との調整、関係施設の情報提供などについての活動を行う。

(5) 拡大学校の実践プロセス

各学校が拡大学校の事業を計画し、実施するに当たっては、次の14項目を検討べきとしてチェックリストが用意されている⁽¹²⁾。

1. ガイドラインを読む
2. 地方当局の拡大学校アドバイザー (Extended Schools Remodeling Adviser, ESRA) に連絡する
3. 拡大学校アドバイザーの助言を受けながら、地方自治体内の状況を分析する
4. 地方で挑戦しなければならないことを検討する
5. 他の学校や他の自治体の良い実践事例を分析する
6. 学校理事会に良い方法を相談する
7. 教職員、組合、その他関係するパートナーに相談する
8. 子ども、若者、彼らの家族、地域にとってどうすれば効果的かを決定する
9. 児童生徒、彼らの家族、地域にとって、特に最も弱い立場に置かれかつ不利益を被っている者にとって必要な機会とは何かを継続して検討する
10. 地域内にある支援してくれる資源やパートナーを確認し、連携する
11. 全保護者や拡大学校の活動への支援を提供する他の利害関係者と活動する
12. (費用の) 支払い方法及び支払時期について (学校理事会を通して) 定義する

13. いかにして労働環境改革と一貫性のある教職員配置をするについて検討する
14. 拡大学院の取組みと支援を学校改善計画と統合する

4. 学校段階などで異なる拡大学院の取組み状況

全国教育研究所（National Foundation for Educational Research, NFER）では、2006年度における拡大学院の活動内容について調査を行い、その特徴をまとめた⁽¹³⁾。その特徴は次の通りである。

- ・ 拡大学院の活動の中心は放課後クラブ（初等学校 84 %、中等学校 86 %）と地域活動（初等学校 54 %、中等学校 81 %）である
- ・ 20 %の学校が少なくとも、朝食クラブ、成人教育、家族学習、放課後クラブ、地域活動の内 1 つの活動は実施している
- ・ 最も少ない活動は、図書館利用（初等学校 2 %、中等学校 2 %）、社会サービス（初等学校 2 %、中等学校 6 %）である

同調査では、学校段階別や学校の規模別、地域別などによる活動内容の違いも分析している。学校段階別では、初等学校と中等学校の違いについて、全体的傾向は類似点があるとしながらも、初等学校では家庭学習が多く、中等学校では地域活動や朝食クラブ、成人教育が多いとしている。また、無料給食の割合が多くかつ成績も低い初等学校では、朝食クラブや家庭学習、成人教育が多いのに対し、無料給食の割合が多くかつ成績も低い中等学校では、朝食クラブや家庭学習と健康サービスが多いという傾向があると分析している。さらに、英語を母国語としない児童生徒の割合が高い初等学校では、成人教育が多いのに対し、中等学校では家庭教育が多い傾向にある。このように同じような条件下でも、初等学校と中等学校では活動内容の違いが見られることがわかった。

学校規模や地域別でみていくと、都市部では朝食クラブの割合が高い、初等学校の大規模校では家庭学習の割合が高いという特徴が見られる。このように学校規模や地域の社会的な状況などにより、活動内容の違いが見られることが同調査からわかった。

活動の実施場所としては、3 分の 2 の中等学校、半分の初等学校が、学校の施設設備を利用して拡大学院の活動を提供している。

5. 拡大学院事業の意義と課題

拡大学院の実施によって期待される効果として政府は次の 9 つの点を指摘している⁽¹⁴⁾。第 1 に教育水準向上を支援すること。第 2 に子どもたちが興味を持ち、幅広い関心と新しい技能を発展させること。第 3 に危うい立場で高いリスクを負っている子どもへの支援を強化すること。第 4 に子どもの学習に関して保護者がより積極的に関与するように促すこと。第 5 にスポーツ、芸術関係施設や情報関係機器を地域に開放することで、学校の施設設備をより効果的に活用すること。第 6 に多様な関係機関から支援を受けることで、子

もの広範なニーズに対応するための教職員と保護者へのよりよい支援を提供すること。第7にチャイルドケアや支援の専門家が追加的な業務をすることで、教職員に時間的余裕を与えること。第8に保護者を仕事に戻らせ、貧困にある子どもの数を減らすこと。第9に学校において禁煙教室や妊娠教室などの健康・社会ケアサービスを提供することで健康面での不公平を減らすことである。

実際に拡大学院を実施した成果として、まず学力面での成果が挙げられる。例えば⁽¹⁵⁾、拡大学院ではキーステージ2の平均点が0.5ポイント上昇している（全国平均0.2ポイント上昇）。また、中等教育修了資格試験（GCSE）で5科目でA*～C（合格点を示す）の成績の生徒の割合が5%上昇している（全国平均2.5%上昇）。

この他、マンチェスター大学とニューキャッスル大学の調査や教育水準監査院（OFSTED）の調査などの結果から⁽¹⁶⁾、児童生徒のやる気、行動、出席、成績の側面での改善をもたらすことと、それに加えて、よりよい心身両面での健康と社会的な成果を子どもと若者にもたらすことが明らかとなっている。

具体的に教育水準監査院の報告書では、2005年4月から2006年3月までに16地域20校の学校（チャイルドセンター：7カ所、中等学校：4カ所、特別支援学校：1カ所、初等学校：8校）への訪問監査の結果を基に拡大学院の特徴、成果がまとめられた。調査から明らかとなったことは、次の9点である⁽¹⁷⁾。

第1は、最も重要な拡大学院の成果は、子ども、若者そして成人の自己効力感を高め、関係づくりの改善を促し、大志を抱かせ、学習意欲を高めることである。

第2は、拡大学院の取組みの成功には、強力な学校管理職の関与が重要であるということである。つまり、学校管理職が拡大学院の明確な将来像を持ち、その実現方法を理解していること、そして、学校管理職がチーム一丸となって、拡大学院が子どもの成長のために重要なものとして考え活動に関与することが重要である。

第3は、サービスの水準、対費用効果、利便性、長期的な継続性が考えられた計画である時に、最も効果が上がるということである。

第4は、最も拡大学院の提供に成功している事業者は、他の組織と協働しながら、地域のニーズや要求を徐々に反映して活動を展開しているところである。彼らは事業開始前に地域の要求に関する情報を収集するために十分な時間が与えられており、成功の青写真も複数描いていた。また、サービスについての定期的な相談も重要である。地域のニーズを満たした成功事例は、高い質と興味を維持している。

第5は、短期的予算は、戦略的な予算編成を行うには適さないということである。予算編成はどのサービスを提供するのか、どのくらい継続可能かという点に影響を与えている。

第6は、提供者は立ち上げにおいて導いてくれるコーディネーターがおり、活動内容についての協約書が締結されている時に最も効果的に活動していた。

第7は、地方当局の役割として、効果的な立ち上げ、よく練られた計画、系統立てられ

た支援が重要ということである。自治体は、良い実践を普及させるために効果的に施設設備と組織を活用していた。

第8は、幅広い年齢層が利用できるサービスの多くでは、強力で包括的な手法が見られた。しかしながら、そこには、いったん子どもがチャイルドセンターから学校に移動した場合にサービスと介入の継続性が不十分であるという問題が起こっていた。

第9は、生徒の水準と達成度に対するサービスの影響は、すべての提供者からは指摘されたが、実際には観察されなかった。

調査結果から、効果的な拡大学校の活動を行うために、中央、地方、学校等がすべきこととして次の点が指摘されている⁽¹⁸⁾。

○教育技能省（当時）

- ・活動を設計する責任者が、他の機関や地域内のメンバーと連絡し地域内の学習や余暇のニーズに関する情報収集を行う十分な機会を持てるような日程を組むこと
- ・協議のための十分な時間を確保できるような予算配分と日程調整を保障し、拡大学校導入を注意深く検討すること

○地方当局

- ・地域内で一貫性のあるサービスを開発するための戦略的な見通しを提供すること
- ・地域内に拡大するために、効果的な提供のための専門性と経験を活用すること
- ・子どもや若者、特に最も弱い立場にある者にとっての水準と到達度に関する拡大学校の影響を計るためのシステムを構築すること
- ・チャイルドセンターと学校間のサービス提供の継続性を保障すること

○学校及びチャイルドセンター

- ・子どもの学習における拡大学校の効果を計測すること
- ・予算を確保し、興味関心を維持し、参加率を向上させることを通してサービスを継続させる計画を立てること、そしてニーズや変化に柔軟に対応すること
- ・拡大学校の質と効果性、継続性に責任を負うこと
- ・地域の幅広いニーズに対応するために、他の組織や提供者と活動をすること

以上のことから、拡大学校の成果として次の3点がまとめられている⁽¹⁹⁾。第1は、子どもや若者、そして保護者にとっての活動の主要な効果は、自己効力感を高め、関係づくりを改善できることである。調査結果から、子どもと成人は向上心を高め、学習に対してより積極的な姿勢を持つようになっていた実態が明らかとなった。第2は、健康と安全面に関する活動の参加者に強い影響を与えていることである。改善された到達度の水準は幾つかの活動において確認された。特に英語と数学においてである。また活動への参加者は常に自分たちの考えが聴取され、参考にされているので、活動の設計に積極的な影響を与えていると感じていた。第3は、期待されている成果を拡大学校の幅広い参加者に明確に示し、モニターしている自治体では、活動過程を簡単に電子的に観察するシステムを活用

しているということである。

もう1つの調査として全国教育研究所の調査がある。この調査では、児童生徒、教職員、保護者及び地域住民の三者にとって、どのような利益と不利益があったかについて分析している⁽²⁰⁾。児童生徒にとっては、次の点が利益とされている。第1に幅広い教科外の活動を享受できる点である。これについては3分の1の初等学校、中等学校がそのように回答している。第2に初等学校では、質の高いケアや安全な環境が提供されることである。第3に中等学校では幅広いサービスと豊かな活動が提供されることである。一方不利益とされた点は、第1に学校での滞在時間が延び、家庭で家族と過ごす時間が短くなることと指摘されている。初等学校では43%の児童が学校での滞在時間が延び、47%の児童が家庭で家族と過ごす時間が短くなっているというデータが出ている。

次に教職員についてである。教職員にとっての利益は少ないというデータがある。調査では、初等学校で25%、中等学校で13%の教職員が、利益が「少ない」あるいは「ない」と回答している。しかし利益としては、10%以下の割合ではあるが、生徒の行動面での改善や給与の改善の可能性があり、平均より労働に柔軟性があるという回答がある。その一方で、不利益については強い反応が示されている。最も多い回答は、勤務負担の増加である。初等学校の28%、中等学校の25%の教職員が指摘している。また初等学校で27%、中等学校で22%の教職員が勤務時間の長期化を指摘している。

最後に保護者及び地域住民についてである。初等学校で3分の1、中等学校で半数の保護者及び地域住民が、不利益はほとんどないと回答している。また初等学校で18%、中等学校で11%が全く不利益はないと回答している。初等学校における利益としては、授業時間外に子どもたちの管理をしてもらえることが指摘されている。46%の初等学校がそのように回答している。中等学校では、23%の学校において子どもが積極的な状況になったと回答している。また、20%の学校が健康面に対するサービスやその他の活動におけるワンストップショップ形式の活動の提供が良いと回答している。

6. まとめ

学校と地域が連携した取組みである拡大学校を通して明らかとなった効果的な学校改革の進め方の視点としては、次の3点が指摘できる。

第1は、学校を核とした地域活性化策と地域の力や資源を活用した学校改善策を、両輪で進めていくことの重要性である。拡大学校は、子どもたちへの教育及び支援活動を提供すると共に、保護者や地域住民への多様な教育及び支援活動を学校の施設設備を活用した取組みである。このように学校の施設設備を有効活用するなど学校の機能を最大限に活用することで、学校を核とした地域活性化策を進めると共に、地域内の関連施設や専門機関などの地域の資源と連携協力し多様な支援を行うことによって、学校教育の質を向上させ、学校改善の促進を図っている。このように、学校と地域がパートナーシップを持って協働

することにより、効果的な地域活性化と学校改善を図ることが可能となると考えられる。

第2は、総合行政の視点からの行財政改革を進めるということである。拡大大学校は、学校教育と社会教育、社会福祉、保育などの多様な行政サービスを学校を軸にして行うという視点から整備された取組みである。これを可能にしたのは、中央省庁が「子ども・学校・家庭省」に組織改編したり、地方での教育行政の担い手が「地方当局」に改称したりした行財政改革の流れが背景にあると考えられる。このように、総合行政の視点からこれらの取組みを行うことにより、予算も教育予算からだけでなく、福祉や社会保障、社会教育、保育、保健など多様な部署からの予算を集積して、総合的にサービスを提供することが可能となっている。限られた財政規模の中でより多くの予算を獲得するためには、このような多様な予算からの執行を可能にするような体制の整備も重要な視点と言える。

第3は地域内のネットワークを活用した支援活動の実施ということである。拡大大学校では、学校間でのコンソーシアムの創設、専門機関との連携、地域内の企業やチャリティーやNPOなどの関係機関との連携など多様なネットワークを構築し、地域内にある資源を有効活用したり、学校が保有する施設設備の有効活用を行っている。このことにより、学校単独ではできなかった、多様で幅広い活動を柔軟に提供することが可能となっている。限られた資源の中でいかに有効な教育及び支援活動を提供していくかということを考える上で、このネットワークを活用するという方法は有効であると考えられる。その際、イギリスで地方当局のコーディネーターとしての役割の重要性が指摘されていることは注目される点である。

<注>

(1) DfES, *Every Child Matters : Change for Children*, 2004, p.9

(2) ATL, DfES, GMB, NAHT, NASUWT, NEOST, PAT, SHA, TGWU, UNISON, WAG, *Raising standards and tackling workload : a national agreement*, 2003, p.5

25項目にわたる教員がしなくてもよい業務が明確化された。

(3) DfES, *Extended schools : Access to opportunities and services for all : A prospectus*, 2005, p.9

(4) DfES, *Extended schools: Building on experience*, 2007, p.4

(5) DfES, *Extended schools : Access to opportunities and services for all : A prospectus*, 2005, p.12

(6) DfES, *Extended schools: Building on experience*, 2007, p.8-9

(7) *Ibid.*, p.12

(8) DfES, *Extended schools : Access to opportunities and services for all : A prospectus*, 2005, p.21

(9) DfES, *Planning and funding extended schools : a guide for schools : a guide for schools*,

local authorities and their partner organisations, 2006,p.45

(10) *Ibid.*,p.20

(11) DfES, Education Improvement Partnerships, 2005, p.1

(12) DfES, Planning and funding extended schools : a guide for schools : a guide for schools, local authorities and their partner organisations, 2006, p.9

(13) NFER, what is happening on extended schools? : annual survey of trends in education 2006, 2006, p.1

(14) DfES, Extended schools : Access to opportunities and services for all : A prospectus, 2005,p.16

(15) DfES, Extended schools: Building on experience, 2007, p.2

(16) *Ibid.*,p.3

(17) ofsted, Extended services in schools and children's centres, 2006, p.3

(18) *Ibid.*,p.4

(19) *Ibid.*,p.5

(20) NFER, what is happening on extended schools? : annual survey of trends in education 2006, 2006,p.4

< 主要参考資料 >

• ofsted, Extended services in schools and children's centres, 2006

• ofsted, How well are they doing? : The impact of children's centres and extended schools, 2008

• DfES, Planning and funding extended schools : a guide for schools : a guide for schools, local authorities and their partner organisations, 2006

• DfES, Extended schools : Access to opportunities and services for all : A prospectus, 2005

• DfES, Extended schools : Access to opportunities and services for all : A prospectus, 2005

• DfES, Education Improvement Partnerships, 2005

• DfES, Every Child Matters : Change for Children, 2004

• NFER, what is happening on extended schools? : annual survey of trends in education 2006, 2006

• DfES, Evaluation of the Extended Schools Pathfinder Projects, 2004

• DfES, Evaluation of the Full Service Extended Schools Initiative : Final Report, 2007

(植田みどり)

3 拡大学院に関する調査研究の概要

Towards the Development of Extended Schools

Anne Wilkin, Kay Kinder, Richard White, Mary Atkinson and Paul Doherty

DfES, 2003

【目次】

Executive Summary

Introduction

Literature Review

Mapping Extended School Provision

Section one : Range of provision

Section Two : Management

Section Three : Integration or co-location of services

The Impact of the Extended School

Section Four : Impact on pupils

Section Five : Impact on school staff

Section Six : Impact on parents and the community

Section Seven : Impact on the LEA

Key Factors in Extended School Provision

Section Eight : Factors that facilitate the delivery of additional services in schools

Section Nine : Factors that inhibit the delivery of additional services in schools

Perspectives on the Future of Extended Schools

Section Ten : Identifying the need for additional services

Section Eleven : Perspectives on the development of extended schools

Concluding Comments

References

Appendices

【内容】

本調査は、2002年1月に、教育技能省（DfES、当時）と全国教員組合（National Union of Teachers, NUT）が共同で全国教育研究所（NFER）に委託した、イングランドにおける拡大学院モデルの限界と可能性について検証する調査研究の内容をまとめたものである。当時イギリスでも、社会的な排除や多元化する社会経済的な不利益の問題と関係した課題を

学校が解決できずにいるという状況があった。この状況を解決するための方策を検討することが本調査の目的であった。

2001年に白書『Schools : Achieving Success』が発表され、児童生徒、家庭、地域をより支援するための方策を各学校が実践する法的な枠組みを設置することと、そのためのパイロット事業として「拡大学院」の試みを導入することが盛り込まれた。その結果、イングランドの3地域でパイロット事業が展開され、25校が参加した。また同時に、「2002年教育法」において、地域サービスの活動を展開する権限が学校理事会に与えられた。このような政策的な背景を受けて本調査研究が実施されたのである。なお本調査は、アメリカやオーストラリアとの比較の視点も盛り込まれている。

調査の目的は、第1に拡大学院の実態を明らかにすることである。第2に児童生徒の成績に対する拡大学院の影響を調べることである。第3に拡大学院を構築する専門性について調査することである。第4に拡大学院のイングランド全体への拡大の可能性を調べることである。第5に拡大学院において児童生徒や保護者への統合的なサービスを展開することを向上させるあるいは阻害する要素は何かを明らかにすることである。第6に拡大学院における専門家の役割とその専門性の向上の必要性について検討することである。

調査は4つのフェーズから構成されている。第1は文献研究である。イギリスだけでなく、この問題に先進的に取り組んでいるアメリカやオーストラリアの資料等も研究している。第2は拡大学院の実態（範囲や種類等）に関する聞き取り調査である。78カ所79名の地方教育当局（LEA）の職員に電話でのインタビュー調査を実施している。第3は学校の教職員への聞き取り調査である。50校（初等学校25校、中等学校20校、特別支援学校5校）の教職員へ電話によるインタビュー調査が実施された。第4はケーススタディ分析である。典型的な拡大学院の事例として10校を選択し、それらの学校を調査した。

調査から明らかとなったことは次の点である。1つめは、イギリスにおける拡大学院の特徴を5点にまとめられるということである。第1は、児童生徒に、伝統的な学校の時間割の他に、教育課程上や余暇の時間で追加的な教育活動を行う施設があるということである。第2は、学習と余暇を提供する地域の施設や一般的な地域の設備があるということである。第3は、保育所や就学前教育施設などの幼児教育施設があることである。第4は、保護者や家族が子どもの学習支援をすることを支援したり、より一般的な子育てや家族の役割について支援するための施設があることである。第5は、スポーツ、芸術、情報技術、ビジネスなどに関する高い能力を持った特別な施設があることである。

2つめに明らかになったことは、拡大学院では、参加意欲を促し、やる気を持たせる活動や施設設備を提供することによって、児童生徒の学習や出席、行動面において積極的な効果があったということである。

3つめには、教職員の労働環境に関しては、メリットとデメリットの両面が浮き彫りになったことである。多くのヒアリングをした教職員は、仕事の見直しが行われたり、補助

スタッフが雇用されたりして教職員への負担が軽減されるなど労働環境は改善されていると感じている。しかし何人かの教職員は、拡大学院の取り組みは幅広い学校及び地域の活動に教職員をより関与させるものであると感じている。

4 つめには、イギリスの拡大学院の取り組みは、アメリカなどの社会経済的な課題へのアプローチ（家族向けのセラピー、薬物カウンセリングなど）に比べて、より教育的なアプローチ（家族への学習支援など）の側面が強いということである。

What is happening on extended schools?

Tamsin Chamberlain, Karen Lewis, David Teeman and Lesley Kendall

NFER, 2006

【目次】

1 What are extended schools?

2 What is happening in schools?

2.1 Which services/activities are currently provided by schools?

2.2 Which schools are planning to develop their range of extended services?

2.3 How will extended schools affect key stakeholders?

2.4 Has the provision of extended services changed?

3 What are the implications for LAs?

【内容】

全国教育研究所（National Foundation for Educational Research, NFER）では、その年の教育課題に対する校長の意識調査を、質問紙形式で、1994年から毎年初等学校長に対して、2005年からは中等学校長へも行っている。

本報告書は、2006年度の報告書の内、拡大学校（extended school）についての内容をまとめたものである。2006年の夏学期に、370校の初等学校、1155校の中等学校の校長へ行った調査結果をまとめたものである。本調査研究は、地方自治体連合（Local Government Association, LGA）の委託研究として実施されたものである。

本調査では、初等学校及び中等学校の校長への意識調査から、拡大学校の取り組みにおいて、どのようなサービスや活動が提供されているのか、それをどのくらいの割合の学校が提供しているのか、そしてその活動が学校の多様な利害関係者にとってどのような利益及び不利益をもたらしているのかについて解明するものである。

活動内容の特徴は次の通りである。

- ・放課後クラブが最も多い（初等学校 84 %、中等学校 86 %）。次に、地域活動が多い（初等学校 54 %、中等学校 81 %）
- ・21 %の学校が少なくとも次の活動を行っている。朝食クラブ、成人教育、家族学習支援、放課後クラブ、地域活動
- ・図書館サービスが最も少ない（初等学校 2 %、中等学校 2 %）、次に社会サービスが少ない（初等学校 2 %、中等学校 6 %）

その他の特徴としては、初等学校と中等学校による活動内容は概ね類似するが、初等学校では家庭学習支援が多く、中等学校では地域活動、朝食クラブ、成人教育が多い傾向が

ある。また、学校の特徴による差では、無料給食が多く成績の低い初等学校では朝食クラブ、家族学習支援、成人教育が多く、同様の中等学校では、朝食クラブ、家族学習支援、健康サービスが多い傾向にある。また、英語を母国語としない児童が多い初等学校では、成人教育が多く、同様の生徒が多い中等学校では家族学習支援が多いという傾向がある。学校の規模や立地条件では、都市部では朝食クラブが多く、初等学校の大規模校では家族学習支援が多い傾向がある。

調査結果では、児童生徒、教職員、保護者及び地域住民にとっての利益及び不利益についてもまとめられている。児童生徒にとっての利益としては、第1に幅広い教科外の活動を享受できる点である。これについては3分の1の初等学校、中等学校がそのように回答している。第2に初等学校では、質の高いケアや安全な環境が提供されることである。第3に中等学校では幅広いサービスと豊かな活動が提供されることである。一方不利益とされた点は、第1に学校での滞在時間が延び、家庭で家族と過ごす時間が短くなることである。初等学校では43%の児童が学校での滞在時間が延び、47%の児童が家庭で家族と過ごす時間が短くなっているというデータが出ている。

教職員にとっての利益は少ないという結果である。初等学校で25%、中等学校で13%の教職員が、利益が「少ない」あるいは「ない」と回答している。しかし利益としては、10%以下の割合ではあるが、生徒の行動面での改善や給与の改善の可能性があり、平均より労働に柔軟性があるという回答が見られている。その一方で、不利益については強い反応が示されている。最も多い回答は、勤務負担の増加である。初等学校の28%、中等学校の25%の教職員が指摘している。また初等学校で27%、中等学校で22%の教職員が勤務時間の長期化を指摘している。

保護者及び地域住民にとっては、初等学校で3分の1、中等学校で半数が、不利益はほとんどないと回答している。また初等学校で18%、中等学校で11%が全く不利益はないと回答している。初等学校における利益としては、授業時間外に子どもたちの管理をしてもらえることが指摘されている。46%の初等学校がそのように回答している。中等学校では、23%の学校において子どもが積極的になったと回答している。また、20%の学校が健康面に対するサービスやその他の活動におけるワンストップショップ形式の活動の提供が良いと回答している。

まとめとして、拡大学校の拡充整備、そして質的向上において地方当局（LA）に期待される役割として、拡大学校によって提供される機会を児童生徒と保護者が活用できるようにすること、そしてよりニーズを持っている児童生徒と保護者が拡大学校の恩恵を受けることができるようにすることが指摘されている。

Delivering the ten-year childcare strategy : a survey of current plans

Gabrielle White, Sandle Schangen and Tom Benton

NFER, 2006

【内容】

本調査は、『Choice for parents : the best start for children』（2004年）で示されたチャイルドケアに対する政府の10カ年計画に対する地方自治体の取り組み状況について調査したものである。

同計画で目指されたビジョンは、すべての子どもが人生のより良いスタートを切ることが保障され、同時に保護者にもワークライフバランスを保つためのより多くの選択肢が与えられることである。このビジョンを実現するために、「Every Child Matter」事業を通して地方自治体がチャイルドケアを改善することが求められた。

そこで示された地方自治体の4つの重要な役割とは、家族向けのサービスを統合すること、手に入れやすくして継続性を担保すること、質を向上させること、そしてパートナーシップをもって活動することである。

本調査では、チャイルドケアセンター、拡大学院、3～4歳児の保育、労働環境改革、チャイルドケア、その他について質問が設定されている。全地方当局（150カ所）の幼児部門担当の責任者宛に質問紙を2006年5月に送付し、46地方当局（31%）から回答を得た。

調査結果として例えば、拡大学院については次のような回答が得られている。25%の初等学校、20%の中等学校が拡大学院のサービスを提供している。そして、2008年4月までに初等学校で66%、中等学校で58%に増加予定であると回答している。そして、回答したほとんどの地方当局が、2010年9月までには、全学校が拡大学院のサービスを提供することを目標にしていると回答している。しかし財政的な見積もりが出来ている自治体は約半数であることも明らかとなった。21カ所の地方当局が予算不足としていると回答している。

なお本調査は、回収率の低さ、そして回答している地方当局においても回答欄に空欄が多いなどの問題があり、データの扱いは慎重にしなければならないと指摘されている。

Evaluation of the Full Service Extended Schools Initiative, Second Year : Thematic Papers

Collen Cummings, Alan Dyson, Ivy Papps, Diana Pearson, Carlo Raffo, Lucy Tiplady and Liz Todd

DfES, September 2006

【内容】

本報告書は、「フルサービス拡大学校 (full service extended school, FSES)」の2年目 (2004 - 05年度) の取り組み状況について調査した内容をまとめたものである。

FSES とは、健康サービス、成人学習、地域活動、学習支援、午前8時から午後6時までのチャイルドケアを含む活動を提供する1カ所ないし幾つかの学校があるすべての地方当局への支援方策を検討するというものである。1年目は、61事業が展開され、すべてが行動改善プログラム事業 (Behaviour Improvement Programme, BIP) を展開している地域であった。2年目からは、45校が参加した。そのうち、25校が行動改善プログラム事業の実施地域で、残りの20校は同事業を実施していない地域の学校であった。

本調査は、FSES の活動について、活動内容、活動過程、活動の影響、活動の成果の4点を明らかにすることを目的して実施された。そして具体的には、次の3つの調査方法がとられた。

- ・ FSES 事業を実施している全ての地域内の学校の成績を分析する
- ・ コスト効果分析をサンプル調査で実施する
- ・ 変化論分析をサンプル調査で実施する
(児童生徒、家族、地域に対してどのような活動がどのような変化をもたらしたかを分析するもの)

本報告書は 11 事業の事例分析の中間調査と、5 つのチャイルドケアの事例分析と、初年度から参加している 12 事業の変化論分析をもとにまとめられている。

本調査から明らかになった点は次の 11 点にまとめられる。

- ・ FSES は、子ども、大人、家族の積極性を高める大きな効果がある。そして同時に学校の成果改善 (学力と放校率の改善) にも結びついている。
- ・ 全ての実践校が、FSES に対して、長期的な児童生徒のレベル向上を期待している。
- ・ 拡大学校の取り組みの影響と発展を信じ続ける理由が実践の中に見られた。
- ・ 第2期目の学校は、戦略的な実践に取り組みかつ幅広い組織と連携協力して高い質の活動を提供しているように見える。
- ・ FSES の中ではチャイルドケアが最優先事項であるが、多くの実践では、総合的に取り組もうとする傾向が見られる。

- FSES の取り組みは、個人と家族を学習に向かわせ、その結果、人生により大きな変化をもたらすことができる。
- FSES の積極的な成果が地域全体に十分広まっているかどうかは確かではないが、学校においては全ての事例で効果が見られた。
- FSES は、長期的な視点と喫緊の課題に対する成果の間で緊張が見られた。
- 幾つかの学校で、重要な関係者との間に問題が見られた。また、継続性の点や移動手段の点で問題が見られた事例もある。
- 事業間での情報交換は、実践面での重要な課題である。
- 最も傷つきやすく重視されていない人々に集中し学校にとって何が現実的な課題かを見極めること、地域の人々を活動するパートナーとして探す方法を見つけること、児童生徒の成績向上に必要な継続性と FSES の長期的な目的を調和させる方法を見出すことが今後の課題である。

Extended Services in Primary Schools in 2006

Nicholas Gilby, Tara Mackey, Jo Mason, Anna Ullman and Sam Clemens (BMRB Social Research)
DfES, 2006

【目次】

- 1 Before school childcare and activities
- 2 After school childcare and activities
- 3 Holiday childcare and activities
- 4 Full Childcare Offer
- 5 Drivers of Full Childcare Offer
- 6 Childcare for 3-4 year olds
- 7 Parenting support
- 8 Community use of School premises
- 9 Other services
- 10 Headteachers Views on Extended Services

【内容】

本調査は、2006年度の初等学校における拡大学校の取り組み状況や拡大学校に対する意識を調査し、その特徴をまとめたものである。

調査は、2006年6月5日から同年7月14日の間に、教育技能省（DfES）が設置しているイングランド内の全学校が掲載されているデータベース（Edubase）から3100校（初等学校）を無作為抽出し、それらの学校に電話でのインタビュー調査を実施して行われたものである。2174校から回答があった（回答率：70%）。また同様の調査を2005年にも実施しており、そのデータとの比較検討も行われている。

調査結果から明らかとなった点をまとめると次の11点となる。

第1は目標の達成状況である。2006年現在、2008年までに半数の初等学校がチャイルドケアをフルサービスで提供するという目標達成に向け、順調に進んでいるということが明らかとなった。

第2は校長の意識である。校長は、財源、資源、労働環境、学校の時間が長くなることなど学校経営面においては拡大学校について多様な考えを持っている。

第3は始業前の活動状況である。始業前にサービスやチャイルドケアのサービスを提供する学校数は2005年の40%から2006年は53%に上昇している。

第4は放課後の活動状況である。放課後にサービスを提供している学校数は、2005年

の 87 %から 2006 年は 91 %に上昇している。これらの活動は、学校内及び学校外で提供され、70 %の学校が移動手段も提供している。

第 5 は休暇中の活動についてである。2005 年は 26 %であったが 2006 年は 43 %に上昇している。休暇中の活動については多くの学校が他の組織の雇用者のみで活動を提供している。

第 6 は就学前教育の提供についてである。2005 年から 2006 年にかけて 5 %上昇し、40 %の初等学校が 3 ～ 4 歳児の子どもに対して幼児教育を提供している。そして就学前と初等教育を統合したケアを提供している学校も 16 %から 38 %に上昇している。

第 7 は 3 歳児以下の子どもへのサービスについてである。5 分の 1 以下の初等学校が、3 歳児以下の子どもへのチャイルドケアの活動を提供している。

第 8 は保護者等への情報提供についてである。ほとんどすべての初等学校で、子どもの入学に際しての情報提供を保護者にしている。

第 9 は外部者との連携の状況である。多くの学校で、看護師、ユースワーカー、保護者支援者、社会ケア担当者などの非教授職の専門家と連携して活動をしている。

第 10 は学校施設の地域利用の状況である。2005 年度より 6 %上昇し、81 %の学校で、体育施設や I T 関係施設、図書館を地域住民が利用することを認めている。

第 11 は慈善団体立学校やファンデーションスクール、農村の学校、無料給食の多く少なくとも 10 %の黒人及びマイノリティの児童生徒が在籍する学校を含んだ幾つかの学校では、チャイルドケアの提供予定はない。

本調査のまとめとして、多くの学校が放課後にチャイルドケアや保護者支援、学校施設の地域開放を行っていることが明らかとなった。しかし、2008 年までに始業前や休暇中の活動も提供しチャイルドケアのフルサービスを提供するためにはもっと多くの支援が必要であることも明らかとなった。また同時に、多くの校長は、財政、資源、労働環境の面で課題を抱えていることも指摘されている。

Extended services in schools and children's centres

OFSTED, July 2006

【目次】

Executive summary

Key findings

Recommendations

Benefits of the extended services provided

Working in partnership

Supporting the roll-out of extended services

Implications for cross-inspectorate inspections

Note

Further information

Anndex 1

Anndex 2

【内容】

本報告書は、教育水準監査院（Office for Standards in Education, OFSTED）が、拡大サービスを提供する学校及びチャイルドセンターの効果的な在り方に寄与する事柄を明らかにすることを目的として実施した調査の結果をまとめたものである。

調査は、2005年4月から2006年3月にかけて16自治体内の20カ所の学校及びチャイルドセンターに対して実施された。20カ所の内訳は、チャイルドセンター7カ所、中等学校4カ所、初等学校8カ所、特別支援学校1カ所である。

本報告書では、成功のための”特効薬”はないというとしながらも、効果的な活動のための要素が指摘されている。調査結果からは、熟慮された水準設定、対費用効果を考慮した運営、参加しやすい活動、長期的な持続性がある活動の提供が行われているところでは、最大限の効果を上げていることが明らかとなった。また、強力な学校のリーダーや経営者の関与は、事業の成功の重要な要素であることも明らかとなった。

また調査結果から、拡大サービスは、児童生徒、保護者、成人に対して自己肯定感と学習へのやる気を発展させる効果があることも指摘されている。しかし一方で、児童生徒の水準や成績の向上への影響については、全般的には把握はされなかったとも指摘している。しかし断片的にはあるが、成績の向上に関して、特に英語と算数・数学における成績は、幾つかの事例において改善が見受けられたことが報告されている。その理由としては、放課後に残って補習学習をすることことでリラックスして学習できることが挙げられる。ま

た出席状況については、行動面で改善の兆しが見受けられたという事例も紹介されている。成功した取り組みについては、良い実践例として紹介がされている。

また本報告書では、教育技能省（DFES）、地方当局（LA）、学校及びチャイルドセンターの役割についてまとめられている。

○教育技能省

- ・活動を設計する責任者が、他の機関や地域内のメンバーと連絡し地域内の学習や余暇のニーズに関する情報収集を行う十分な機会を持てるような日程を組むこと
- ・協議のための十分な時間を確保できるような予算配分と日程調整を保障し、拡大学校導入を注意深く検討すること

○地方当局

- ・地域内で一貫性のあるサービスを開発するための戦略的な見通しを提供すること
- ・地域内に拡大するために、効果的な提供のための専門性と経験を活用すること
- ・子どもや若者、特に最も弱い立場にある者にとっての水準と到達度に関する拡大学校の影響を計るためのシステムを構築すること
- ・チャイルドセンターと学校間のサービス提供の継続性を保障すること

○学校及びチャイルドセンター

- ・子どもの学習における拡大学校の効果を計測すること
- ・予算を確保し、興味関心を維持し、参加率を向上させることを通してサービスを継続させる計画を立てること、そしてニーズや変化に柔軟に対応すること
- ・拡大学校の質と効果性、継続性に責任を負うこと
- ・地域の幅広いニーズに対応するために、他の組織や提供者と活動をすること

Evaluation of the Childcare Taster Pilot and Extended Schools Childcare Pilot Programmes : Further Qualitative Research into Implementation

Emma Green, Genevieve Knight

HMSO, 2007

【目次】

Executive Summary

1 Introduction

1.1 Policy Background

1.2 Extended Schools Childcare Pilot

1.3 Childcare Taster Pilot

1.4 Links between CTP/ESCP and other initiatives

1.5 Other lone parent pilot initiatives

1.6 Qualitative Research Design

1.7 Report structure

2 Progress and Structure of the Extended Schools Childcare Pilot and Childcare Taster Pilot

2.1 Progress

2.2 Structure and Operation of the Extended Schools Childcare Pilots

2.3 Structure and Operation of the Childcare Taster Pilot

2.4 How the pilots operate together

2.5 Previous issues experienced by first wave pilots

3 Views and perceived impacts of ESCP and CTP

3.1 Views of the Extended Schools Childcare Pilot

3.2 Views of Childcare Taster Pilot

3.3 Impacts of pilots as perceived by stakeholders

3.4 Factors affecting impacts

4 Stakeholder suggestions for ESCP and CTP

4.1 Improvements

4.2 The Future of ESCP and CTP provision

5 Conclusions

5.1 Positive Progress

5.2 Flexibility and divergence from the pilot design

5.3 Learning from the first wave pilots

5.4 Take-up of Childcare Tasters

5.5 Stakeholders' perceptions of the impacts of the first wave pilots

5.6 Improvements

5.7 The future

5.8 Next steps

Reference

Appendix 1, 2, 3

【内容】

本調査は、2004年4月から3期に分けて始められた「Extended Schools Childcare Pilot (ESCP)」と「Childcare Taster Pilot (CTP)」というパイロット事業の中間評価を行ったものである。調査では、2つのパイロット事業の関係者へのインタビューを通して、次の3点を明らかにすることを目的としている。第1にパイロット事業の成果の評価、第2にパイロット事業の影響の調査、第3にパイロット事業から得られたことの解明である。また加えて、2004年にインタビューをしたところへの再インタビュー調査からパイロット事業の今後の方向性についても明らかにしようとしている。

本調査が対象としている CTP と ESCP は、チャイルドケアの利用しにくさが低所得者援助 (Income Support) を受けている孤立した保護者にとって仕事に就くための重要な障害になっていることを証明することを目的とした事業である。そのため、事業の最も重要な対象者は孤立している保護者である。しかし同時に、子育ての責任を負うすべての保護者も事業の対象でもある。具体的な活動は、CTP は、地方当局が保護者に Childcare Chats の機会を提供し、チャイルドケア提供者や Childcare Tasters (無料で1週間のチャイルドケアを体験するもの) への随行訪問を行うことである。ESCP は、地方当局が、孤立している保護者が仕事に就くために、入手しやすく、通いやすい公的なチャイルドケアの十分な供給を保障することを支援し、同時に学校がそのような支援を統合的に提供することを支援することである。

本調査は、2つの調査時期に分かれて実施された。第1は、2005年2月～3月に実施されたものである。ここでは、第2期(2004年10月開始)、第3期(2005年1月開始)のパイロット事業を展開している8つの自治体の関係者(地方当局、ジョブプラス(Job centre Plus)、子ども関係情報サービス(Children's Information Service))へのインタビューが実施された。22項目の定性的なインタビューが実施された。第2は、2005年6月～7月に実施されたものである。ここでは、第1期(2004年4月開始)のパイロット事業の自治体で、以前(2004年6月～7月)実施されたインタビューを受けた3つの自治体へのインタビューが実施された。40項目の定性的なインタビューが自治体内の地方当局、ジョブプラス(Job centre Plus)、子ども関係情報サービス(Children's Information Service)、学校、チャイルドケア事業者のスタッフに対して実施された。

本報告書ではパイロット事業の成果として次の点がまとめられている。第2期、第3期のパイロット事業はまだ発展の初期段階にあり、チャイルドケアや学校での事業展開をするための人員を確保しているところであることがわかった。しかしそれは早期に始まったパイロット事業でも同じ段階を経ている。一方、2004年4月からの第1期のパイロット事業では、CTPのためのChildcare Chatsや随行訪問、Childcare Tastersは進行中で、同様にESCPのための外部への働きかけやチャイルドケアの創設も進行中であるという状況が明らかとなった。

このような全般的な成果に合わせて、ESCPとCTPそれぞれの成果についてもまとめられている。例えば、ESCPについては、外部への働きかけに着目した成果が示されている。外部への働きかけにも2つの種類がある。1つめは、支援が必要な保護者を見つけ、情報を提供し、方向性を示すことである。例えば、ジョブセンターを保護者に紹介することが挙げられている。2つめは、一人一人の保護者への個別対応である。保護者が抱える課題を明らかにし、支援することである。2つのパイロット事業の長期的な目標としては保護者が就職することであるが、短期的には継続的な個人支援と励ましである。ESCPの立ち上げに当たって課題となっていることは持続的な運営を行うための予算の確保である。

次に、ESCPとCTPの影響については次の4点が指摘されている。第1に保護者が社会的に成功することを支援することを促進させるという点である。第2に事業の成功は、関係者間、特に地方当局、ジョブセンタープラス、子ども関係情報サービス間のよりより協働関係の構築が重要という点である。第3に多くのESCPが保護者への外部による働きかけを行っていたが、その一方で、幾つかの自治体では追加的なチャイルドケアとして始業前及び放課後のクラブを提供していた点である。第4にChildcare Chatsは保護者にとって必要なチャイルドケアの情報を提供し、随行訪問やChildcare Tastersは個々の問題解決に寄与しているという点である。

最後に今後の方向性については、次の3点が指摘された。第1は予算の問題についての検討の重要性である。第2はパイロット事業をシュアスタート事業の一環としてのチャイルドセンターや拡大学校として継続していくことの重要性である。第3は外部への働きかけは、Development WorkersやChildcare Chatsなどの協同的な活動に引き継がれていくべきであるという事である。

Evaluation of the Full Service Extended Schools Initiative : Final Report

Collen Cummings, Alan Dyson, Daniel Muijs, Ivy Papps, Diana Pearson, Carlo Raffo,
Lucy Tiplady, and Lizx Todd, with Deanne Crowther
DfES, June 2007

【内容】

これは、2003年から教育技能省（DfES）によって3年間のプロジェクトとして実施された「フルサービス拡大学校（full service extended school, FSES）」の成果や課題について調査した結果をまとめた報告書である。なお、本報告書は、2006年まとめられたFSESに関する中間報告書（Evaluation of the Full Service Extended Schools Initiative, Second Year : Thematic Papers, DfES 2006）の最終報告書である。

FSESとは、健康サービス、成人学習、地域活動、学習支援、午前8時から午後6時までのチャイルドケアを含む活動を提供する1カ所ないし幾つかの学校があるすべての地方当局への支援方策を検討するためのものである。2003年からDfESの予算で実施された。初年度は61事業が実施され、最終的には138事業が展開された。その多くは、社会経済的に恵まれない地域で、そのうち、10事業がロンドンチャレンジ（London Challenge）の事業を展開している地域であった。

本調査は、FSESの事業について、活動内容、活動過程、活動の影響、活動の成果の4点から明らかにすることを目的して実施された。その目的を達成するために次のような具体的な調査が実施された。

- ・17事業の詳細なケーススタディ分析
- ・全国児童生徒データベースの統計分析
- ・10事業を抽出してのコスト分析
- ・FSESに参加している学校と参加していない学校のケーススタディによる比較分析
- ・FSESに参加しているところの児童生徒、保護者、教職員への質問紙調査とその調査の年次比較分析（1年目、2年目との比較）
- ・すべてのFSESに参加している自治体への質問紙調査

これらの調査から明らかとなった点は、次の8点にまとめることができる。

- ・FSESは学校の方針による多様性によって特徴付けられている。しかしながら、多くのFSESでは、家族や地域の抱える問題に関係している”学習の障害”をもつ児童生徒に対して追加的な事業を展開している。
- ・FSESは、広く学校に受け入れられている。パートナーシップを構築すること、真の児童生徒と地域の参画を得ること、地域レベルで戦略的な方針を構築することなどの成果も見られるが、幾つかの自治体では、持続性や協働性について問題がある。

- FSES は、児童生徒の行動面での積極性の改善により影響を与えている。特に、問題を抱えた児童生徒にとってはより大きな影響を与えている。またその他に、学習への意欲、家族の安定性、人生のチャンスの向上など児童生徒にとって幅広い影響を与えている。
- FSES は、家族、地域住民、特に問題を抱えている人々に対して、積極的な成果を挙げている。そして地域内の弱者への積極的な成果が、地域全体へも影響していることと関連していることも明らかである。
- FSES は、特に学校の成績改善、地域とのより良い関係づくり、地域内での学校の存立基盤の維持という点に影響している。
- FSES は、用いるアプローチによって、拡大活動の異なる要素をもたらしている。個別活動が独立性を持つことで、より成果を上げているという証拠もある。
- FSES の手法は、何が必要かに関する学校のリーダーのビジョンと、事業の発展と予算獲得に関するリーダーの力によって通常形作られている。しかしながら、明確な地域戦略に基づく運営や地域住民を含む学校外からのパートナーによる意思決定がなされているケースもあった。これは、資源の安定性をもたらしていた。
- 成功している FSES は、全国的な拡大学校のアプローチとして広めていくことができる。成功事例の経験はそれらのアプローチの本質や目的を明確に考える上で重要な基盤となる。また、国家レベルでの首尾一貫性があり安定した政策と、地域レベルでの戦略的なフレームづくりが必要である。

School as community based organisations

Anne Wilkin, Emily Lamont, Richard White, Kay Kinder and Paul Howard

CfBT, 2007

【目次】

Chapter 1 Introduction

Part One : Initial preparation for becoming an extended school/CBO

Chapter 2 Vision/conceptualisation

Chapter 3 Consultation

Part Two : Operation of schools as CBOs/process of becoming a CBO

Chapter 4 Planning for extended provision

Chapter 5 Funding for extended provision

Chapter 6 Management of extended provision

Chapter 7 Delivery and implementation of extended provision

Chapter 8 Partnership working

Part Three : Impact

Chapter 9 Demonstrating impacts

Chapter 10 Impacts on pupils and schools

Chapter 11 Impacts on parents, families and the community

Chapter 12 Impacts on service providers

Part Four : Reflections and key messages

Chapter 13 Reflections/perspectives on the journey towards being a CBO

Chapter 14 Key messages

Part Five : Case-study school summaries and guidance documents

References

【内容】

本報告書は、CfBT Education Trust（リーダーシップ研修、カリキュラム開発、学校改善支援などの教育サービスを英国内及び諸外国の学校や行政機関に提供しているチャリティー組織）が全国教育研究所（NFER）に委託して実施された調査研究をまとめたものである。本調査は、初等学校3校、中等学校3校が拡大学校（Extended School）を展開し、地域を基盤とした組織（Community-based Organisations, CBO）になるまでの過程を経年的に追跡調査したものである。調査は、2005年1月から2006年6月まで行われた。調査では、関係者へのインタビュー調査や関係文書の収集が行われた。具体的には、ビジョンの形成

を含む準備段階と、CBO を運営していく上での課題（計画、財務、運営）の側面について調査が行われた。また、事業の共同運営者との関係や、学校、児童生徒、家庭、地域への影響についても調査がなされた。

調査から明らかになった点は次の4点にまとめられている。

第1は、調査の終わり頃には、学校が地域の中心としてまた地域のためにCBOとして良く運営されていた。そして、学校は伝統的に学校が担ってきた責任より大きな責任を担っているという共通の自覚が芽生えていた。

第2は、CBOには限定されたモデルはない。地域の利用者のニーズや希望を議論し、調査することによって事業が運営される時に成功する。

第3は、全ての参加者のやる気と活力を向上させる役割の存在が重要であることが明らかとなった。分配型のリーダーシップ（distributed leadership）が学校経営者の要求を軽減し、長期的で持続的なCBOの活動を行うのに役立つ。

第4は、ネットワークや協働関係の下で活動すること（multi-agency approach）が成功と持続の重要な要素である。そうすることで、両者の効果的な関係が学校と重要な提供者の間に構築されることで発展する。

Every Child Matters : How School Leaders in Extended Schools Respond to Local Needs

Sally Kendall, Emily Lamont, Anne Wilkin and Kay Kinder

NCSL, 2007

【目次】

1 Introduction

2 Context

3 Factors affecting approaches to extended provision and ECM

4 Responses to local needs and the impact of socio-economic factors

5 Interpreting and contextualisation of ECM : challenges and support

6 Concluding comments

Appendix

References

【内容】

本報告書は、全国校長養成カレッジ（National College for School Leadership, NCSL）が全校教育研究所（NFER）に委託して行われた、「Every Child Matters」の方針を実現すること及び拡大学校の推進を図る上でのスクールリーダーの役割や在り方について調査した内容をまとめたものである。

調査では、6校の拡大学校（初等学校2校、中等学校3校、特別支援学校1校）に対して詳細な事例分析が行われた。6校の内1校は、チャイルドセンターを併設しており、もう1校は他校とクラスターを構成して拡大学校を運営している事例である。多様なモデル構築が必要であることから、事例の抽出に当たっても、地域的特性、地理的特性、学校段階、社会経済的特性、学校規模などを考慮して選定が行われた。

調査は、2007年1月から2月にかけて面談形式でのインタビューで実施された。インタビューでは、校長、拡大学校コーディネーター、カリキュラムマネジャー、サポートスタッフなどの教職員の他に、学校理事会関係者、児童生徒、学校外の拡大学校の事業に参加している事業者や地域住民に対して行われた。その他、地方当局の代表者へのインタビューも行われた。

このような調査研究の内容がまとめられた報告書は、6章に分けてまとめられている。

第1章は、「はじめに」として調査研究の目的や方法がまとめられている。

第2章は、事例分析の概要と地方当局との関係についてまとめられている。ここでは、拡大学校と「Every Child Matters」の方針と水準向上の方針がどのように調整されている

かについて述べられている。

第3章は、拡大大学校と「Every Child Matters」の方針について事例校が取っている手法の影響に焦点を当ててまとめられている。どのような手法が適切で、それが「Every Child Matters」の方針の実現にどのような影響を与えているかが明らかにされている。具体的には、リーダーシップの構造、拡大大学校のサービスに関するリーダーのビジョン、どのようにリーダーはビジョンや手法の実現しているか、拡大大学校のサービスや「Every Child Matters」の方針を実現するための手法に対する学校の理念の影響について調査した内容がまとめられている。

第4章は、事例分析を通して、学校や地域の実情やニーズに対応した拡大大学校の取り組み内容をどのように作り上げているのかについて記述されている。ニーズを明らかにすると共に、地域が置かれている社会経済的レベルを見極めて拡大大学校の実践内容を決めることが重要であることが指摘されている。

第5章は、「Every Child Matters」の方針のために学校が取った手法を説明し、関連づけることにおいて学校が行った挑戦を考察している。また同時に、学校への支援のことについても記述されている。

第6章は、本報告書の考察がまとめられている。

本調査で明らかとなったことは、第1に、インタビューを受けた人たちは、「Every Child Matters」の方針と拡大大学校と水準向上の方針との間には重なる部分が多く、これらの間には対立するような要素はほとんど見られないと感じているということである。第2に、各方針が密接に関わっているので、「Every Child Matters」の方針の影響は、事例分析をした学校においては、比較的スムーズに浸透しているということである。第3に、インタビューを受けた人の全てが、「Every Child Matters」の方針が目指している目標は、最終的には児童生徒の教育水準に影響するという考えを持っていることである。第4に、学校のリーダーは、「Every Child Matters」の方針と拡大大学校が児童生徒の学力向上をもたらすことが出来るという合意を強化するための根拠を収集する必要があるということである。そして、全てのスタッフからの関与を得るために、この根拠は学校と地域の間に広く浸透しなければならないということである。

The value of social care professional working in extended schools

Anne Wilkin, Jenny Murfield, Emily Lamont, Kay Kinder and Paul Dyson

NFER, 2008

【目次】

1 About the study

2 Models of social care practice in extended schools

3 Social care professionals in extended schools : issues for consideration

4 Concluding comments

Appendix 1 : The case studies

Appendix 2 : Sample information

References

Other sources

【内容】

本報告書は、全国教育研究所（NFER）が実施した、拡大学院の学際的な環境においてソーシャルケアという専門家の影響について調査したものをまとめたものである。調査結果では、ソーシャルケアの専門家と拡大学院の間には大変重要でかつ大きな違いがあるということが明らかとなった。同様に、協働的なアプローチをとることが挑戦と成功や効果の重要な要素であることも明らかとなった。

イギリスでは、『Every Child Matter』において、教育機関とその他のサービス提供者が協働で活動することの重要性が指摘されたことを受け、拡大学院とチャイルドセンターが重要な役割を担うことになった。そして、共通のフレームワーク（Common Assessment Framework, CAF）と専門家の役割がソーシャルケアと地方当局の専門家が協働的な活動をする上で重要であるとされた。そこで、学校においてソーシャルケアの専門家は役割を担えるのか？担えるのであればどのような役割が期待されているか？ということ进行明らかにする必要があるということを背景として本調査は実施された。

本調査の目的は、拡大学院の学際的な環境においてソーシャルケアの専門家の影響について調査することである。具体的には、第1にソーシャルケアの専門家と拡大学院の間の協働的で多面的なエージェンシー化した活動の幅広く多様な事例を明らかにし、調査すること、第2に拡大学院にソーシャルケアの専門家に関与することの価値を説明すること、第3にソーシャルケアの目的が適切に機能する領域はどこかという範囲を確認すること、第4に統合的な活動の意義、挑戦、重要な要素を明らかにすることである。

調査は、地方当局の取り組みの調査、インタビュー調査、ケーススタディ分析、文献調

査の4つの手法で実施された。地方当局の取り組みの調査は、イングランドの150カ所の地方当局の子ども社会サービスの担当責任者宛への質問紙調査という形で実施された。質問紙調査は、ソーシャルケアの専門家と拡大学院が協働的に取り組む上でのポイント等についての質問と、適切なインタビュー調査の対象者の記入などが内容であった。57カ所の地方当局から回答を受けた。インタビュー調査は、38カ所の地方当局の担当者へ実施された。担当者は、子ども及び家族関係のサービス担当者や拡大学院担当者が含まれていた。ケーススタディ分析は、6カ所の地方当局で実施された。多様なタイプの自治体を選ばれ、実態把握と共に、子どもや保護者、事業関係者、学校関係者、ソーシャルケアの担当者など多様な関係者へのインタビュー調査が実施された。文献調査では、28本の重要な文献が見つけた。

このような調査の内容をまとめた本報告書は、4つの部分から構成されている。第1では、調査の概要が記述されている。第2では、調査結果から明らかとなった拡大学院におけるソーシャルケアの実践のモデルについて記述されている。第3では、拡大学院においてソーシャルケアの専門家を導入する際の重要な検討事項について記述されている。ここでは、成功のために最も重要なことは、“挑戦”であると記述されている。この部分では、協働的な活動のモデルの意義についても記述されている。第4では、調査結果のまとめが記述されている。

本調査から明らかとなった拡大学院においてソーシャルケアの専門家が協働的に活動するために重要なことは、専門家が学校やチャイルドセンターに活動の基盤を置くこと、事業の立ち上げに経験や資格を有している専門家が関わること、ソーシャルワーカーの実習生が拡大学院で活動すること、ソーシャルケアの職員による教職員向けの研修やイベントを行うことである。

最後に付録があり、6つのケーススタディの概要と、質問紙とインタビュー調査の内容が記述されている。

4 参考資料 1

シュアスタート児童センターおよび拡大学校のガバナンスのためのガイダンス
Governance guidance for Sure Start Children's Centres and extended
schools

教育技能省

Department for education and skills

要旨

1. はじめに

ガバナンスにおける優れた処置により、シュアスタート児童センターおよび拡大大学校は、地域のニーズに応えるサービスを提供し、子ども、若者および家族に与える成果を向上させることが可能になる。本文書ではガバナンスという言葉を用いて、シュアスタート児童センターおよび拡大大学校を通じて提供されるサービスに関する決定を行い、これらが地域のニーズを満たし、金額に見合う価値を確実に提供するための意思決定システムという意味で使用する。

ガバナンスのモデルは多様であり、またそれは様々な既存のガバナンス制度のうえに構築されることになろう。そのため、本ガイダンスはすべての状況にあてはまる唯一万能のモデルを提供するのではなく、意思決定、様々な関係者の役割や責任、そしてシュアスタート児童センターおよび学校が、地方当局（Local Authorities）と地方子ども安全委員会（children's trust arrangements）により制定される法令の枠組み内で機能しながら選択できる多種多様なガバナンスのモデルについて明確にしていく。学校については法の規定する学校理事会が存在するが、シュアスタート児童センターについては、学校理事会に関する法的な基盤は存在しない。しかしシュアスタート児童センター審議会は、法定機関ではなく法的権限はもたないながら、保護者および地域コミュニティの視点や地域に関する詳細な知識を公表することが可能であり、意思決定において重要な役割を果たすことができると私たちは考えている。

本ガイダンスは、7つのセクションより構成されている。セクション1からセクション3では包括的な問題を取り上げる。セクション4では、地方子ども安全委員会のパートナー機関の役割に焦点をあてる。セクション5ではシュアスタート児童センター審議会とセンター管理者に、セクション6では拡大大学校の業務遂行にあたっての学校理事会の役割について、そしてセクション7では更なる資源について、それぞれ焦点をあてている。

2. ビジョン

長期的にはシュアスタート児童センターおよび拡大大学校は、地方当局の中核となる部分で子どもたちとその保護者が統合的サービスの提供を受けられる身近なアクセスポイントとなるよう計画されている。サービスの提供は校内で、またはより特別なサービスの場合には委託を通じて行われる。セクション2では、シュアスタート児童センターおよび拡大大学校に関する私たちのビジョン、およびガバナンスに関する優れた取り決めによりこれらのサービスが地域のニーズを満たし、ユーザーにとって信頼できる、魅力的なものとなり

えることを提示している。またこのセクションでは、シュアスタート児童センターおよび拡大学院の双方について、その提供する主要なサービスについて提示している。

3. 保護者

子どもの経験や達成する成果において、保護者の存在は決定的な影響を及ぼす。保護者、すなわち父と母は、シュアスタート児童センターおよび拡大学院双方のガバナンスに対しプラスの貢献をなすものであり、ガバナンスに正式に参加すべき存在である。

しかしそれだけでは十分ではない。正式なガバナンスの取り決めには参加できないと感じる保護者が数多く存在するであろう。参加し、意見を表明し、そして子どもにとって最善な状況を確認するためのあらゆる機会が、すべての保護者に与えられなければならない。相談のために保護者が立ち寄れるイベントや意識調査を行うことは、長期的に理事や審議会のポジションにつくことなく、保護者の意見を意思決定に反映させることを可能にする。シュアスタート児童センターおよび拡大学院の運営に携わるものは、その地域において排除されるリスクのより大きなグループについて知り、それらのグループに到達するため特別なアプローチを行わなければならない。セクション3では、保護者がガバナンスに参加するための手法について述べている。

4. シュアスタート児童センターおよび拡大学院の業務遂行における地方子ども安全委員会の役割

地方子ども安全委員会の処置は、地域の子どもと青少年のためのすべてのサービスを集結させるものである。そこでは、「児童および青少年のための計画（Children and Young People's Plan）」が作成されることになるが、これはシュアスタート児童センターおよび拡大学院の業務遂行にあたっての戦略的な方向性を提供するものである¹。

2008年4月から地方当局は、幼児に対し統合的サービスを提供し、幼児の達成する成果の向上と、不平等さの緩和についての法的責任を負う。シュアスタート児童センターおよび拡大学院はこれらの目標の達成において重要な役割を果たし、医療制度およびジョブセンター・プラス（Jobcentre Plus）を含む法的パートナーが、これらのサービスを実現するうえで不可欠な役割を担うことになる。

セクション4の主要な部分は、以下の各分野における地方当局の役割に関するものであ

¹ すべての地方当局は法的要件により、児童および青少年のための計画を公表しなければならない。4つの中核地方当局（star authorities）はこの要件を免除されているものの、同計画を保有していることが望ましい。

る。すなわち、シュアスタート児童センターおよび拡大大学校における戦略的リーダーシップの提供、予算の管理と対費用効果の確保、児童センターの成果管理、従業員に関する明確な方針と慣習、審議会および学校理事会メンバーの研修、安全防護対策、および総合的な業務慣例である。

戦略的リーダーシップの一環として、このセクションでは地域に基盤をおいたアプローチに目をむける。これはより大規模な地方当局の、または主に農村地域における児童センターの監視のためのアプローチである。このモデルの下では、地方当局に雇用された地域マネージャーが、当該地方当局内にあるセンターの調整にあたる。地方当局により地域マネージャーに与えられる責任のレベルは、当該地域に最適な手法が何かによって決定される。

地方当局は管轄エリア内のプログラムの管理および主要な財源の配分、また「現物支給」や「交換」ベースで供給された資源の調整と会計に関して全体的な責任を負う。地方当局は明確な成果管理メカニズムにより、シュアスタート児童センターが設定目標の達成に向け効果的に機能することを確実にするため、審議会と協力すべきである。

地方当局により管理されるセンターにおいては、地方当局が雇用者となり、職員の配属に関する取り決めや、効果的な求人の実施、そして適性調査に関する責任を負う。センターの業務遂行は他の機関が行うことになるが、職員の配属に関する取り決めおよび適性調査に関しては、契約書またはサービス品質保証制度によって明確に規定されるべきである。

地方当局はシュアスタート児童センターおよび拡大大学校における統合的な業務プロセスの導入を進めつつある。ここには、様々なサービスが同時に効果的に機能するための一助となる共通評価枠組みや包括的かつ正確な情報共有のための手法が含まれる。

5. シュアスタート児童センター

セクション5では、地方当局にシュアスタート児童センター審議会を設置することを強力に推奨している。メンバーには、保護者、地域コミュニティ、業務遂行のパートナーおよび公的サービスが含まれる。地方当局はこの処置の基盤として、保護者、公的セクターおよび民間・ボランティア・独立セクターがそれぞれ3分の1を担う、シュアスタート地域プログラムを取り入れることも可能である。

審議会は、地方当局および地方子ども安全委員会パートナーが規定する、委員会の役割およびメンバーについての地域の方針に関する全体的な枠組みの内部で機能するものとする。これはメンバー指名の手法、委員長の役割、委員会の規模、供給者代表のレベル、そ

して潜在的な利害の衝突にどのように対処するか、などの点につき規定するものである。

審議会の役割は、シュアスタート児童センターにサポートと課題を提供することである。センター管理者と協力し、効果的な協議を通じた優先課題の特定、目標および開発計画に関する合意、成果管理による監視の進行を行い、また提供サービスが地域のニーズを満たし、子どもの達成成果の向上につながることを確実にする。地方当局の了解を得ることで、審議会はセンター管理者の指名など、職員の配属についての決断に関与することも可能になる。また企画立案やコミッショニング、予算、資源に関するアドバイス提供や、協議や地域コミュニティの参加を促すことも可能となる。

ほとんどの場合、センターごとに委員会が設置されることになる。ただし不利な条件が最小限である 70% の地域、または農村地域にあるセンターでは、いくつかのセンターからなるクラスターで委員会を共有することも可能である。数多くのモデルが利用可能であるため、私たちは地方当局に対し、既存の運営グループまたはコミュニティの委員会などを基盤とした構築を推奨している。

「シュアスタート地域プログラム (Sure Start Local Programmes, SSLPs) におけるパートナーシップ委員会の役割は、SSLPs がシュアスタート児童センターに変わるとともに変化し、委員会は全般的に助言を与える役割を担うことになる。予算や職員の配属、コミッショニングに関する責任は、地方当局に移されることになる。委員会が有限会社のような正式な法的地位を有する場合には、経費に関する決定を含む意思決定を、地方当局が委員会に委託するケースもありうる。

学校の敷地に設置されたシュアスタート児童センターのガバナンスについては、当該校の学校理事会がサービスの管理および実施にあたって果たす役割により、さまざまな選択肢が存在する。

- ・ シュアスタート児童センターおよびその審議会の管理は、当該校の学校理事会とは別のものであるとする。
- ・ シュアスタート児童センターの管理は他の機関が行うが、当該校の学校理事会が審議会の役割を担う。
- ・ 学校理事会は拡大サービスの権限を通じて、センターの監督責任を負う委員会を持つシュアスタート児童センターを提供する。
- ・ シュアスタート児童センターのサービスはいくつかの学校のクラスターによって提供され、学校理事会は他の学校の学校理事会との間に合同委員会を設立する。

学校理事会と審議会の権限の区別は重要である。学校理事会が拡大サービスの実施、またその調整を行う場合には説明責任を担う。しかし学校理事会がアドバイスの提供や、勧告の実施といった助言的な能力を持つ場合には、意思決定機関ではないため、説明責任は生じない。

シュアスタート児童センターが公立幼稚園と同じ場所に、またはその近くに設置されている場合には、ガバナンスに関する処置は、学校の敷地に設置されている場合と同様である。私たちは公立幼稚園に対し、学校理事会がその拡大サービスの一環としてシュアスタート児童センターの業務遂行責任を担うモデルを採択するよう奨励している。

効果的なリーダーシップを提供するため、センター管理者は地方当局および児童センター審議会と緊密に協力することが必要である。多くの分野において、センター管理者は審議会と協力して積極的な役割を担うことになる。彼らは予算および資源に関する責任を担い、センターの目標および実施計画の開発を主導し、成果管理プロセスに関しては審議会と協力してセンターの自己評価に関する書類をまとめることになるのである。

センター管理者の職務内容については説明がなされるべきである。これは特に管理責任が共有されている場合に重要であり、複数の機関がかかわる状況ですべての職員が、誰に対して説明責任を負うかについて、確実に理解させることになる。センター管理者には統合センター主導のための国家職業資格（National Professional Qualification in Integrated Centre Leadership）の取得は得るところが多く、私たちは将来的にはすべてのセンター管理者がこの資格を取得するよう、強く推奨する。

6. 拡大サービス業務遂行における学校理事会の役割

拡大サービスの供給、またはその調整において権限を行使する場合には、学校理事会はこれらのサービスの業務遂行について責任を負うことになる。セクション6では、その役割に目を向ける。

これは学校自体がすべてのサービスを提供することを意味するものではなく、教員の全体的な仕事量の増加につながるべきではないが、学校の学校理事会はこれらのサービスへのアクセスをどう可能とするかにつき、戦略的に総括することになる。学校は敷地で、または敷地の外で拡大サービスへのアクセスを提供することができる。これは民間・ボランティア・独立セクターにおけるパートナーを通じたサービスの提供や、単体での、またはクラスター取り決めを通じた提供により行われる。

学校の学校理事会は地方当局と連携し、拡大サービスの開発に先立って幅広い協議を行

い、地域の保護者の参加を促すよう特別な努力を払わなければならない。拡大サービスの開発にともない、学校理事会はユーザーおよび供給者の代表として、追加的なメンバーを招く必要が生じる可能性がある。

学校は、子どもおよび地域コミュニティのニーズを知るのに最適な場所である。私たちは地方当局に対し、可能な限り、拡大サービスのための資金の大半を学校に委譲するよう推奨する。学校の学校理事会は、拡大活動の実施に伴う現行コスト、またその資金供給について明確に理解しているべきである。学校理事会は、拡大サービスの影響とその取り込みの評価についてのプロセスを確立し、それを学校改善計画 (School Improvement Plan) に結びつける必要がある。

学校理事会は、コミュニティのニーズを満たすのに最適な業務遂行アプローチとは何か決定しなければならない。学校が直接サービスを実施するのか、サービスの管理または実施を担う他の機関と契約するのか、拡大サービスを主催するのか、または他のサービスへのアクセスを容易にする役割を担うのか。第三者と協力する場合には、学校の学校理事会には責任、負担、説明責任に関する合意を行うことが推奨される。クラスター取り決めを通じて学校が拡大サービスの業務を遂行する場合には、意思決定プロセスについての合意がなされ、共同決定についてすべての学校理事会が責任を負うことになる。

拡大サービスの開発に伴い、新たな作業手法がもたらされることになる。人員のモデル—その原則と実施に関する—の改革は、学校が整合的かつ維持可能な拡大サービスを実施する上で必須である。学校理事会は新たな役割の配分にあたり、それらが適所に配置されることを確実にしなければならない。

拡大学校においては、職員は他の公的サービス、およびボランティアセクター、コミュニティセクターと協力する必要がある。学校理事会は、多機関の職員の調整が慎重に行われることを確実にしなければならない。学校と、他の場所で機能しているサービス実行者の独自機関との間に管理の共同管理責任が存在する場合は、この点を明確にすることがとくに重要である。

はしがき

今日の青少年は、かつてないレベルの教育成果を達成しており、彼らの生活の質は年々向上しつつある。人生において最高のスタートを切ることは、青少年がその後の人生において、自らの能力を最大限に引き出せるということである。しかし私たちは、すべての青少年によりそれが享受されるようにせねばならない。不利な条件によってもたらされる達成成果の差異は、子どもが満2歳になる前にすでに明白である場合も多いのである。なんらかの処置がなされなければ、この差異は毎年広がっていくことになる。

つまり早期に開始され、学校生活を通じて確実に提供される継続的なサポートが、彼らが人生において平等な機会を得ることにつながるのである。シュアスタート児童センターおよび拡大学校は、私たちの社会における青少年すべて、特に不利な条件下にある者に対し、彼らがよりよい成果を達成する一助として、不可欠な役割を担っている。

状況は急速に変化しつつある。今日では英国には1,250カ所を超えるシュアスタート児童センターが存在し、多機関による幅広いサービスへのアクセスを、100万人を超える5歳以下の幼児とその家族に対して提供している。シュアスタート児童センターは必要不可欠な早期サポートおよび介入を提供しており、これは最も不利な状況下にある地域について特に言えることである。2010年にはシュアスタート児童センターの数は3,500カ所となるが、これは国内のすべての地域がシュアスタート児童センターを有するというのである。

拡大学校は子どもが必要とする活動および介入に関して、継続的なアクセスを提供している。現在では4,500校を超える学校が、主要な拡大サービスすべてに対するアクセスを提供している。2010年には、すべての学校がこれを行うことになる。そこで提供されている拡大サービスの機会には朝食クラブ、学習サポート、育児サポートやチャイルドケアがある。これらの活動は達成成果の向上につながり、家族を貧困から抜け出させる一助となるが、貧困からの脱出は依然として学業において成功するための主要因である。学業における成功は、人生において得られるもっとも強力な防御の1つである。学校で成功を収めなかった青少年たちは、貧困に陥るリスク、また犯罪に関係したりその被害者となるリスクや、健康を損なうリスクが最も高い。学校で失敗することによる個人的、経済的コストは非常に大きいのである。私たちはこれらの青少年を失望させてはならない。

シュアスタート児童センター、拡大学校、地方当局および他機関によるサービスの管理と実施に関わるその他の地方子ども安全委員会のメンバーが、各々の役割を効果的に果た

すためには、これらの機関が効率的に組織され、うまく運営されなくてはならない。そこにはそれぞれのサービスが考慮し、合意しなければならないガバナンス、説明責任やその他の責任などの主要な課題が存在する。これらは子どもおよびその家族のニーズに基づいたものでなくてはならず、これを正しく行うためには、サービスの開発と供給における各段階ですべての機関が協議し、また保護者がそこに参加することが重要である。本ガイドランスは、このプロセスが実現し、すべての子どもが人生で可能な限り最高のスタートを切るための一助となることを目的としている。

私たちは、地域コミュニティのニーズに対応した形で計画されるサービスを評価している。すなわちそこには、あらゆる状況に対応可能な万能の解決策は存在しないのである。本ガイドランスは、シュアスタート児童センター管理者、拡大学校、地方当局およびその他の地方子ども安全委員会パートナーが協力して、地域に最適な解決策に到達するうえで役立つよう作られている。

この素晴らしい課題に挑戦し、最大限の努力を惜しまなかった方々に、心から感謝する。共に協力していくことで、私たちは数多く子どもたちや青少年の人生のチャンスを好転させるまたとない機会を得ているのである。関係者によるその実現に、このガイドランスが役立つことを確信している。

子ども・若者・家庭担当閣外大臣

Minister of State for Children, Young People and families

ビバリー・ヒューズ

Beverley Hughes

学校・14-19 教育担当閣外大臣

Minister of State for Schools and 14-19 Learners

ジム・ナイト

Jim Knight

目次

1.0	はじめに	12
2.0	シュアスタート児童センターおよび拡大学院のためのビジョン	14
2.1	シュアスタート児童センター	14
2.2	拡大学院	15
2.3	主要な提供サービス	16
3.0	保護者	18
3.1	どの保護者も大切	18
3.2	ガバナンスに保護者を参加させる	18
3.3	最も排除されている存在に到達する	19
4.0	シュアスタート児童センターおよび拡大学院の実施にあたっての、地方子ども安全委員会の役割	22
4.1	地方子ども安全委員会の役割	22
4.2	医療制度の役割	24
4.3	地方当局の役割	25
4.3.1	シュアスタート児童センターおよび拡大学院の戦略的リーダーシップ	25
4.3.2	予算と資源	27
4.3.3	シュアスタート児童センター予算	28
4.3.4	シュアスタート児童センターの成果管理	29
4.3.5	人員	30
4.3.6	研修	31
4.3.7	安全防護対策	32
4.3.8	共通評価枠組みとコンタクト・ポイント	32
5.0	シュアスタート児童センター	34
5.1	シュアスタート児童センター審議会	34
5.1.1	役割と責任	34
5.1.2	モデル	34
5.1.3	独立センター（学校と連携していないセンター）の審議会	36
(a)	メンバーと制度	36

(b)	潜在的な利害の対立	37
(c)	役割と責任	37
5.1.4	独立センター（大半のケース）に移行途中のシュアスタート 地域プログラム	38
(a)	メンバーと制度	38
(b)	役割と責任	38
5.1.5	学校の敷地に設置されているセンター	40
(a)	メンバーと制度	40
(b)	役割と責任	40
5.1.6	公立幼稚園	43
5.2	シュアスタート児童センター管理者の役割	44
6.0	拡大サービス実施における学校理事会の役割	46
6.1	学校理事会のメンバー	47
6.2	協議	47
6.3	予算と資源	48
6.4	成果管理	49
6.5	実施モデル	50
6.6	第三者との協力	50
6.7	クラスターと連合	51
6.8	人員	52
6.8.1	人員モデル改革への適合	52
6.8.2	多機関の機能	52
6.9	アカデミー、職業学校、地方補助学校および有志立学校	53
6.10	施設と責任	53
7.0	実践ガイダンスへのリンク	54
7.1	シュアスタート児童センターおよび拡大学校に関するガイダンス の主要ソース	54
7.1.1	シュアスタート児童センター	54
7.1.2	拡大学校	54
7.2	アドバイスおよびガイダンスの一般的ソース	56

1.0 はじめに

本ガイドンスはシュアスタート児童センターおよび拡大学校のガバナンスに関するものであり、地方当局および、地方子ども安全委員会を通じて医療制度その他のサービスを提供するパートナーに向けて作成されたものである。すなわち児童センター管理者、学校長、学校管理職、役員および学校の理事に向けて作成されたものである。

私たちは本ガイドンスを、2006年11月に発表した審議文書『拡大学校 およびシュアスタート児童センターのガバナンスとマネジメント (The governance and Management of Extended Schools and Sure Start Children's Centres)』に対する反応を踏まえ作成した。本文書はこれらのサービスに携わる人々の、ガバナンスに関するより明確なガイドンスに対するニーズに応えることを目的としている。すなわち、優れたガバナンスの実現のための情報、および提案を提供することがその目的である。児童センター管理者及びその他この分野で実践にあたる人々からは、特にシュアスタート児童センターのガバナンスに関してさらなるガイドンスを求める声があった。

本文書はガバナンスという言葉を、シュアスタート児童センターおよび拡大学校を通じて提供されるサービスを決定する意思決定システムという意味で使用しており、これは決定が行われるすべてのレベルに対して適用される。そこには地方当局や地方子ども安全委員会パートナー、学校理事会およびシュアスタート児童センター管理者が含まれる。学校についてはその機能が法的に規定された学校理事会が存在するが、シュアスタート児童センターにおいては、そのガバナンスに関する法的基盤は存在しない。しかし私たちは、シュアスタート児童センター審議会に、意思決定に関する重要な役割を担う余地があると考えている。同審議会は法的権力を有する法定機関ではないが、保護者の視点や、当該地域に関して彼らが有する詳細な知識を公表することができる。セクション 5.1 では、シュアスタート児童センターの審議会として可能なモデルについて説明しており、その役割については、本文書全体にわたって説明されている。

優れたガバナンスにより、効果的な協議を通じてシュアスタート児童センター審議会および学校の学校理事会が優先事項を特定すること、目標および開発プランについて合意すること、そして進歩の度合いを成果管理によって監視し、サービスが地域のニーズを満たし子どもたちの達成成果の改善に役立っていることを確実にすることが可能になる。より多くのセンターが学校の敷地に構築され、より多くの学校がクラスター取り決めを通じて活動するようになるにつれ、ガバナンスのモデルはより多様になっていくであろう。シュアスタート児童センターはまた、「シュアスタート地域プログラム (SSLP)」のように既

存のガバナンスの体制を有する、幅広い既存のサービスを基盤としても構築されている。従って私たちは、シュアスタート児童センターおよび学校理事会が導入することが可能なガバナンスのモデルを、幅広く提供しているのである。

では何が優れたガバナンスを生み出すのか？すべての学校理事会とシュアスタート児童センター審議会において、優れたガバナンスとは以下を含むものである。

- ・ 幅広い層からの代表者の参加
- ・ ユーザーと供給者により共有される戦略的ビジョン
- ・ ニーズに対する感応性
- ・ 透明性および健全な説明責任
- ・ 効果的かつ効率的な業務遂行プロセス
- ・ すべての関係者により共有される明確な目標、および各自が代表している存在についての知識

このガイダンスは7つのセクションから構成されている。セクション1からセクション3では、包括的な課題を取り扱う。セクション4では地方子ども安全委員会パートナーに焦点をあてる。セクション5ではシュアスタート児童センター審議会およびセンター管理者について、セクション6では拡大学院の業務を遂行するうえでの学校理事会の役割に目をむけ、そしてセクション7では更なる資源について示している。

このガイダンスを補足するものとして、オンラインでは、現在様々な地方当局で実践されているガバナンスモデルの例が提供されている (www.governor.net.co.ukにて参照可能)。また本ガイダンスは、セクション7で参照されている様々なリソースによっても補足されている。

2.0 シュアスタート児童センターおよび拡大学校のためのビジョン

シュアスタート児童センターおよび拡大学校は、「すべての子どもが大切 (Every Child Matters)」プログラムの中核をなすものであり、地方子ども安全委員会の取り決めを通じて子どものための個別サービスを実施するすべてのパートナーを取りまとめ、子ども、青少年およびその家族に与えられる成果を改善することを目標としている。特に医療制度およびジョブセンター・プラスは、健康および福祉を改善し、不利な条件の軽減のために地方当局と協力するうえで、重要な役割を担っている。

2.1 シュアスタート児童センター

シュアスタート児童センターは多様な機関により統合されたサービスを提供し、幼児期におけるサービス供給の主流を構成しようという地方当局の努力の中核となるものである。それは早期教育と育児、家族サポート、医療制度、雇用サポートへの統合的なアクセスポイントであり、その他の専門的サービスへとリンクしている。シュアスタート児童センターはすべての子どもの達成する成果を向上させるものであるが、最も不利な条件下にある子どもたちに特別な焦点をあてている。

政府は 2010 年までに 3,500 カ所のシュアスタート児童センター、すなわち各地域に 1 つのシュアスタート児童センターを設置することを約束している。より多くのセンターが開設されるに伴い、より多様なモデルを目にすることになるであろうが、これは各センターがそれぞれの地域のニーズ、および欠乏の度合いに合わせて、また既存の供給サービスが何かであるかを踏まえて調整されるべきだからである。そのためには、シュアスタート児童センターは医療制度、ジョブセンター・プラス、民間・ボランティア・独立セクターの供給者 (PIV セクター)、保護者、そして地域コミュニティを組み入れる必要がある。

シュアスタート児童センターのガバナンスに関する処置は、その供給の柔軟性を反映して多様なものとなろう。すなわち私たちは、シュアスタート児童センターガバナンスにおける唯一かつ万能のアプローチがあるとは考えていないのである。しかし、すべての地方当局は、明確かつ強固な意思決定システムを、あらゆるレベルにおいて構築する必要がある。またその中心となるレベルに審議会を置くことを、私たちは強く推奨している。英国会計検査院 (The National Audit Office) の報告書、『シュアスタート児童センター (Sure Start Child's Centres)』(2006 年) では、能力のある委員会はシュアスタート児童センターに焦点と方向性を与え、パートナーである各組織が協力してうまく機能できるよう主導する一助となることが示されている。

2.2 拡大学校

拡大サービスを提供している学校は、学齢の子どもおよびその家族に統合的なサポートを供給しているのである。拡大学校は、成果の向上につながる活動や機会を与え、早期に障害を特定し、これを取り除くことで、標準レベルを向上させることになる。保護者および地域コミュニティも、助言やサポート、育児スキルの向上をはかる機会、そして雇用のための技術向上の機会を得るなど、恩恵を受けることになる。

2010年までに、すべての学校が拡大サービスへのアクセスを提供するようになる。これらのサービスを開発するには、保護者、子ども、および青少年、地方当局や医療制度、ジョブセンター・プラスを含むその他の公的サービス、クラスター内の他の学校、その他の子ども向けサービス、そしてPVIセクターをパートナーとすることが不可欠である。これらの関係者はすべて、どのようなサービスを提供するかについての意思決定にかかわるべきである。学校の学校理事会は、そのメンバーが、地域コミュニティ、サービスのユーザーおよび供給者を代表していることを確実にすべきである。そのためには、拡大サービス委員会を設置する可能性もある。優れたガバナンスの処置は、提供されるサービスが地域のニーズを満たし、既存の良質な供給サービスと重複せず、信頼にたるものであり、ユーザーにとっては魅力的なもので、かつ教員の作業量を増加させないための一助となるのである。

学校理事会には、法律により正式に記された明確な権限と義務があり、この点は地方当局やその他の地方子ども安全委員会のパートナーについても同様である。学校および地方当局は、協力してこれらの義務を果たし、可能なかぎり最高の成果を達成しなければならない。

2.3 主要な提供サービス

以下の表は、2010年までにすべてのシュアスタート児童センターおよび学校において、またはそれらを通じて子どもおよび家族が利用可能となる様々な主要サービスを記載したものである。

シュアスタート児童センター	以下のサービス、または当該サービスへのアクセスを提供： ・最も不利な条件下にある地域30%におけるセンターでは： 最低1日10時間、週5日、年間48週間の統合的早期学習および保育（幼児期対象に供
---------------	---

	<p>給)、およびチャイルドマインダー（共働きの両親の子どもを預かる人物）のネットワークへのサポート、または</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不利な条件がより少ない 70%の地域におけるセンターでは： <p>当該センターが幼児期対象の供給サービスを提供しない場合には、ステイ・アンド・プレイセッション（stay and play session）など子どもが立ち寄ることのできる活動を提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族サポート、ここには育児のサポートやアドバイス提供、地域で利用可能なサービスの情報や、専門家、特別サービスへのアクセスが含まれる。また、保護者へのサービス； ・子どもおよび家族のための医療制度、出生前、出生後のサポート、授乳についての情報およびガイダンス、健康と栄養、禁煙サポート、言語・語学療法その他の専門家サポート； ・ジョブセンター・プラスとのつながりは、研修や雇用を希望する保護者や保護者を援助、支援する；そして ・より幅広いサービスへの迅速および容易なアクセス <p>さらなる情報については、www.surestart.go.ukにて、シュアスタート児童センターの計画および成果管理ガイダンス(Sure Start Children’s Centres Planning and Performance Management Guidance) およびシュアスタート児童センター実践ガイダンス（Sure Start Children’s Centres Practice Guidance）を参照のこと。</p>
--	---

<p>拡大学校</p>	<p>普通校、および特別支援学校における主要サービス：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初等学校が高品質な育児を提供、これは成果の向上および興味の多様化を促進するための様々な活動（学習支援）とともに、午前8時から午後6時まで、週5日間、年間48週間、地域のニーズに沿った形で提供される。 ・中等学校は様々な学習支援と充実した活動へのアクセスを提供する。これらは青少年に対して楽しく興味深い活動、そして安全な場所を提供するものである。 ・学校が子育てサポートに対するアクセスを提供。これには学校に受け入れられた、また中等学校へ移る生徒の保護者のための情報セッション、国・および地域の情報・アドバイス・支援ソースの提示、構造化され根拠に基づいた子育てプログラムを使用している子育てグループへのアクセス、そして協議によりそのニーズが明らかにされた場合には、子どもが保護者とともに学習するために提供される家族学習セッションが含まれる。 ・専門家サービスへの迅速かつ容易なアクセス： <p>他の公的サービス、およびボランティア・コミュニティ部門と緊密に協力することで、学校は特別な教育的配慮を必要とする子どもが可能な限り早期に特定され、他のサービスへのアクセスを通じて十分なサポートを受けることを確実にする；そして</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校は地域に対し、適切な設備へのアクセスを提供する。例えば ICT ルーム、スポーツおよび芸術関連設備、また成人学習へのアクセスも供給する。 <p>より詳細な情報について</p>
-------------	---

	<p>はwww.teachernet.gov.ukにて拡大学校の計画と資金調達ガイダンス（Extended Schools Planning and Funding Guidance）を参照のこと。</p>
--	--

3.0 保護者

3.1 どの保護者も大切 (Every Parent Matters)

子どもの経験、そして達成する成果に対し、保護者は決定的な影響を与える。教育技能省により 2007 年 3 月に発表された『どの保護者も大切 (Every Parent Matters)』は、子どもの人生を通じて積極的な役割を果たすよう保護者を支援していくことの重要性を提示している。本文書では「保護者 (parents)」という言葉は父親および母親の双方、また保護者その他子どもの面倒を見る責任のある大人を指して使用されている。

地方当局は、その擁護する子どもたちに対して「社会的共同保護者 (corporate parent)」の役割を引き受ける。地方当局は、擁護する児童を守り、優れた育児を確保し、教育を奨励する責任がある。

3.2 ガバナンスに保護者を参加させる

シュアスタート児童センターおよび拡大学校の双方のガバナンスにおいて保護者はプラスの貢献を行っており、正式にそのガバナンスのプロセスに含まれるべきである。調査によれば、母親か父親かに関わらず、育児および教育における保護者の積極的な関与は、子どもの達成する成果に重要な影響を与え、また保護者は子どもが幼児期の健康と幸福を得るのに重要な役割を担っている。「シュアスタート全国評価 (The National Evaluation of Sure Start, NESS) の報告書、『シュアスタートプログラムにおける保護者の力の拡大 (Empowering Parents in Sure Start Local Programmes)』(2006 年) は、シュアスタートが個々の保護者に力を与えたことを証明する重要な根拠を示している。結果をみると、保護者は、子どもとより近いつながりを感じ、子どもの発育にはプラスの影響があったと報告している。シュアスタート地域プログラム (Sure Start Local Programmes) は保護者の参加を促すうえで特に有効であり、この優れた実績がシュアスタート児童センターおよび拡大学校に引き継がれていくことが肝要である。

学校理事会において多くの保護者はすでに、極めて重要な役割を果たしている。保護者の代表として、他の保護者と考えを共有するためのコンタクト・ポイントとなっているのである。理事となることで、保護者は子どもの教育に有意義な関わりを持つことが可能となる。学校の学校理事会には保護者の代表が参加すべきであり、またシュアスタート児童センター審議会においても保護者の意見を強く代表する存在が必要である。学校またはシュアスタート児童センターにおいては、保護者にガバナンスへの参加の仕方について助言を与える特定のコンタクト・ポイントが利用可能であることが望ましい。また効果的なフィードバックの制度がおかれ、保護者が、自分たちの意見が協議事項にどのように反映さ

れ、予算や職員配置など考慮しなければならない他の要因は何かを知ることが可能であることが望ましい。

地域の保護者と協議することは、地域のニーズを特定する一助となる。既存の高品質のサービスを明らかにし、重複を避けることになる。また地域の住民が、サービスの開発や実施に役立つ自らのスキルを自発的に提供するよう促すことにもなる。

- ・ 地方当局は、「地域の児童および青少年のための計画（Children and Young People's Plan）」について、保護者と協議しなければならない。
- ・ 「2006年チャイルド法（Childcare Act 2006）」は地方当局に地域の保護者のニーズを満たすために十分なチャイルドケアを確保するよう、新たな義務を課している。同法の11条では、地方当局は、チャイルドケアの供給状況を評価し、地域のチャイルドケアの需要と供給について最新の状況を知り、保護者のニーズが満たされていない部分についてはそのギャップを埋めることが求められている。
- ・ 「2006年教育監査法（The Education and Inspections Act 2006）」は学校理事会に対し、保護者の考えに考慮を払うよう新たな義務を課している。
- ・ 「2002年教育法（Education Act 2002）」28条は、学校に対し、拡大サービスを提供する前に幅広く協議することを求めている。そして、
- ・ 「シユアスタート児童センター実践ガイダンス（Sure Start Children's Centres Practice Guidance）」（2006年）は、センターの設置、開設の双方のプロセスにおいて、保護者が参加することの重要性について強調している。

3.3 最も排除されている存在に到達する

しかしこれだけでは十分ではないのである。正式なガバナンスの取り決めには参加できないが、貢献できる側面はたくさんある、と感じている保護者は数多く存在する。『どの保護者も大切』では、現在より多数の保護者が、子どもの学習と発育に効果をもたらすよう自信を持って関わられるような状況を作っていくのと同時に、現状ではなんらかの理由で、そのような関わりを持つことに対する動機やスキル、自覚のない保護者に対し、特別な注意を払うよう勧告している。

私たちは、地域サービスに関与することで子どもたちが得られる恩恵について、すべての保護者に確実に知らせなければならない。またすべての保護者にあらゆる参加機会を与え、子どもにとって最適な状況を確保できるよう、努力しなければならない。またこれは正式なガバナンスの取り決めに参加しなければならない、と保護者に感じさせることなく、行われなければならない。

「2006年チャイルドケア法」の3条では2008年4月以降、地方当局に以下の事項を義務付けている。

- ・ 地域における幼児対象サービスを、サービスへのアクセス支援が確実になされ、かつその恩恵が保護者、保護者となる予定の者、および幼児に対し最大限与えられるような統合的な手法で確実に供給する。
- ・ 地域内に居住しているものの、現状では幼児対象サービスを利用しないと予想される保護者、または保護者となる予定の者を特定し、これらのサービスの利用促進処置を講ずる。そして、
- ・ 幼児対象サービスの手配時に、保護者、および保護者となる予定の者の参加を容易にし、これを支援する。

保護者は、どのようなサービスが存在し、どのようにそれらにアクセスするかについて完全な情報を提供される“消費者”であるべきである。「チャイルドケア法」の12条は、チャイルドケアを求める保護者に対し地方当局が情報および助言を提供するよう要求している。シュアスタート児童センターおよび拡大学校の職員は保護者に対し、幼年期に無料で受ける資格のあるサービスについて知り、これを利用するよう促すべきである。シュアスタート児童センターおよび拡大学校を通じて提供される小児育児サービスは、保護者がガバナンスの取り決めに参加するための時間を確保する一助となる。

シュアスタート児童センターおよび拡大学校の運営に携わる者は、地域コミュニティのニーズを知り、その地域で排除されるリスクの高いグループについて承知しておくべきである。保護者との協力が効果的に行われている学校およびシュアスタート児童センターでは、様々な保護者が多様なニーズを抱えていることを理解し、それらのグループに到達するため、各自のアプローチを調整するのである。

家庭訪問は到達することが難しい保護者と関わるうえで、非常に効果的な手段となりえる。非常に孤立している家族に到達するには、アウトリーチ・ワーカーが主要な役割を果たすことになる。すべてのシュアスタート児童センターはアウトリーチ・サービスを提供すべきであり、ここには家庭訪問や、不利な状況下に置かれているグループにサービスの存在について知らせるための活動が含まれる。保護者の声を聞くことで、アウトリーチ・ワーカーは、保護者がサービスにアクセスし、またガバナンスや協議に関与していく自信を得るための最初の一步となるのである。

父親が子どもと同居しているか否かに関わらず、父親の関与は不可欠である。父親が子どもの学習に関与することは、期待できる教育的成果や学校への出席および素行における

よりよい結果と結びつくことになる。いくつかの学校やシュアスタート児童センターにおいては、子どもの教育により多くの父親を呼び込み関与させるための、テーマをしばったイベントを利用している。一度これらに参加した父親は、その後も参加し続ける傾向にある。

立ち寄り相談イベントは保護者に対し、理事や審議会におけるポジションにつくなどの長期的な関わりを持つことなしに、よりインフォーマルな形で関与する機会を与える。保護者と特定の問題、特に彼らに直接影響を与える決定について相談することは、彼らが興味を持つよう促すことになる。また保護者の考えについての調査を行うことも、有効な手段となりえる。保護者に対しては意見を寄せたことに感謝すべきであり、フィードバックを与え、また彼らの貢献に対する好意的な評価を表すべきである。相談で明らかになった点、またそれに対する処置として何が行われているかについては、文書にまとめ、関係者すべてがこれを閲覧できるようにすべきである。

立ち寄り相談イベントおよび調査は、地域の保護者にとってできる限りアクセスしやすい形で企画されるべきである。すなわち、これらのイベントが行われるのは労働時間外であり、調査は、地域で使用されている様々な言語で実施されるべきである。少数民族出身の保護者は、文化的に適切なかたちで相談を受けるべきであり、企画にあたっては主要な祝祭や行事の時期は避けるべきである。地域コミュニティの人種的背景を反映している職員や、様々な文化、宗教、言語グループの相談を手助けすることのできるバイリンガルな職員を配置することは、非常に効果的である。

地域のボランティア組織が家族との関係を確立しており、シュアスタート児童センターおよび拡大学校の職員の、これらの家族とのコンタクトを支援できる場合がある。例えば障害児の保護者の場合、サポートに対するニーズが複雑なものであること、また既存のサービスのユーザーとしては豊富な経験を有していることが予想される。コンタクト・ア・ファミリー (Contact a Family) (www.cafamily.org.uk) のような組織では地域グループを有している場合が多く、彼らにコンタクトすることで障害児の保護者の考えを知ることが可能となる。

シュアスタート児童センターが提供するサービスが保護者にとって魅力的なものであることは、特に重要である。しかし保護者の要求に応じてサービスを実施する場合に、シュアスタート児童センターはその主目的を忘れてはならない—すなわち子どもたちの人生における機会の改善である。いくつかの活動は、保護者と当該活動の実行者の間のコンタクトを可能とする、という点で有意義かもしれないが、シュアスタート児童センターの提供

するサービス全体の一部をなすものとしては、家族が受けるサポートは、子どもの達成する成果が向上するとの根拠を示せるものでなくてはならない。

「シュアスタート児童センター実践ガイドンス」(2006年)には、父親、少数民族グループ、そして障害児をもつ保護者など、排除されたグループとの関与を得るうえで有効なアドバイスが記載されている。このガイドンスは「子どもたちのために共に(Together for Children, Tfc)」の「優先度の高い家庭、また排除された家庭に到達するためのツールキット」(Toolkit for Reaching Priority and Excluded Families) (www.childrens-centres.org) の支援を受けている。教員養成・研修機構(TDA)相談ツールキットにおいても、保護者、およびより幅広いコミュニティとの協議をどう行うかについて、実践的なアドバイスが与えられている (www.tda.gov.uk)。

保護者の参加および相談についての更なるガイドンスは、セクション7に記載されている。

4.0 シュアスタート児童センターおよび拡大学校の実施にあたっての、地方子ども安全委員会の役割

4.1 地方子ども安全委員会の役割

「2004 年年児童法 (Children Act 2004)」を基盤とする地方子ども安全委員会取り決めは、達成成果の改善のため、協力のうえ、特定分野における子どもおよび青少年を対象とするすべてのサービスを集結させることを義務としている。児童および青少年のための計画はシュアスタート児童センターおよび拡大学校を設置するための地域のアプローチに、戦略的な方向性を提供する²。初期医療トラストは地方子ども安全委員会における主要なパートナーであり、児童および青少年のための計画の決定に関与すべきである。シュアスタート児童センターおよび拡大学校における医療制度実施の地域モデルも、地方子ども安全委員会の取り決めを通じて明確にされる場合がある。

「2006 年年児童法」は地方当局に対し、統合的な幼児対象サービスを通じて地域における不平等さを軽減し、すべての幼児が達成する成果を向上させるよう義務付けている。また地域の初期医療トラスト (the local Primary Care Trust) およびジョブセンター・プラスの双方に対しては、協力してこれらの成果を達成するよう義務付けている。共同利害関係者として、関連パートナーは、サービスが実施されるすべての分野において改善がみられるよう、地方子ども安全委員会の取り決めを通じて協力しなければならない。ここには公的機関も含まれるが、最大の効果を引き出すために、協力の取り決めには民間、ボランティアおよび独立セクターのパートナーも含まなければならない。地方子ども安全委員会はまた、子ども、青少年およびその家族に貢献の機会を確保する必要がある。

地方子ども安全委員会の取り決めは、合意された地域的戦略および同委員会がどのように機能するか、何が要求され、どのような資源を保有しているのかを定めた明確なパートナーシップ協定の提供する枠組み内で機能する。このためには共有されたビジョン、共同決定および戦略が必要であり、これらは地域の児童および青少年のための計画を通じてまとめることが可能である。

このように全員の信頼を得ることで、法的義務を新たな手法で果たすために必要な高いレベルでの説明責任を維持しながら、決定事項や資源に関する日々の管理は廃止することができるのである。

² すべての地方当局は、法的要件により、児童および青少年のための計画を発表しなければならない。4つの中核地方当局 (star authorities) はこの要件を免除されているものの、同計画を保有していることが望ましい。

地方子ども安全委員会は、以下の手段でシュアスタート児童センターおよび拡大学院の開発において戦略的な主導権を握る。

- ・ 地域における既存の設備をマッピングし、地域のニーズについての評価を行う。
- ・ 児童および青少年のための計画の一環として、シュアスタート児童センターおよび拡大サービスの開発のための明確な戦略について協議し、これを立案する。
- ・ シュアスタート児童センターおよび拡大学院の業務遂行をサポートするためのサービスのコミッションングを行う。
- ・ サービスの供給が整合性のとれたものであるよう、シュアスタート児童センターと拡大学院の間に強力な結びつきを構築する。
- ・ クラスタとして協力するための機会を促進する。
- ・ 民間、ボランティアおよび独立セクターによるサービスの実施の促進、支援を行う。
- ・ シュアスタート児童センター、学校、およびそのパートナーに対し、サポートやアドバイスを提供する。

サービスを効果的にコミッションングすることは、シュアスタート児童センターおよび拡大学院を開発する上で不可欠なステップである。「児童、青少年および妊婦を対象としたサービスのための合同計画およびコミッションング (Joint Planning and Commissioning Framework for Children, Young People and Maternity Services)」(2006年)には、地方当局が地方子ども安全委員会の取り決めを通じ、地域に合同コミッションングを導入するプロセスを提示している。コミッションングに関する決断は、児童および青少年のための計画またはそれと同等のものにより合意された優先事項に基づく合同戦略を基盤とし、また詳細なニーズ評価による情報に裏付けられたものであるべきである。

合同コミッションングをサポートするケーススタディおよびツールキットは、以下によりオンラインでの入手が可能である。

www.everychildmatters.gov.uk/planningandcommissioning

4.2 医療制度の役割

「2004年児童法」における協力義務は、初期医療トラストを主要なパートナーと指定している。医療制度は、子どもの人生の最初の数年間において非常に重要な役割を果たすことになる。保健専門家が、子どもの誕生前からの、保護者との最初のコンタクト・ポイントとなる。このため「2006年チャイルドケア法」は、地方当局に、幼児を対象とした統合的なサービスを供給し、すべての子どものための結果の改善と不平等さの軽減を実現するため、NHS (国民保健サービス) 内部のパートナーと協力することを義務付けている。「健

康と福祉のためのコミッショニング枠組み (The Commissioning Framework for Health and Well-being)」においても、住民および地域が自らの健康上のニーズに対し責任を負うため、個人的、かつ統合的なサービスの供給と優れたパートナーシップを通じて、彼らに力を持たせることの必要性を強調している。

シュアスタート児童センターは幼児の家族に対しこのようなサービスを供給する重要な手段である。例えば、シュアスタート児童センターによる妊婦と健康に関する訪問サービスは、保護者がこれらのサービスをその他の家族サポートサービスとともに享受する一助となる。

「2007年/2008年 NHS 運営枠組み (2007/08 NHS Operating Framework)」は、主要年間優先事項の1つに、健康に関する不平等性への対処を挙げている。シュアスタート児童センターは医療サービスをより目にみえ、アクセスしやすいものとする一助となりえる。これは特にサービスの供給が十分でない地域や、社会的に排除されるリスクのあるグループについて言えることである。

初期医療トラスト、診療ベース監察官 (practice-based commissioner) や健康分野の関係者は、センターにおいてサービスを供給する機会を最大限に生かし、それを地域におけるトラストの全体的なサービス供給計画に組み込むことを希望するであろう。初期医療トラスト、診療ベース監察官や健康分野の関係者は、以下を含む多くの分野に関与すべきである。すなわちシュアスタート児童センターの所在地についての合意、センターの設計計画、センターによる合同委託サービス、そしてセンターが他の地域医療サービスと強力な組織的連携を構築することに対する支援などである。初期医療トラストはシュアスタート児童センターを通じて供給するサービスの品質について説明責任を負うことになる。

医療サービスは学校の敷地においても実施される：ここには、情緒的な健康や快適さを促進するサービスや、家族サポート、性医療サービスも含まれる。地方当局は、地方子ども安全委員会の取り決めを通じて学校、初期医療トラストおよび診療ベースの監察官と協力し、これらの結合したサービスの実施を支援する。実施される医療サービスの品質は、初期医療トラストが責任を負う。

地方当局と初期医療トラストは、「1999年保健法」の31条に基づき、資源を蓄積することが可能である。またはより多くのパートナーによる資源の蓄積を「2004年児童法」の10条に基づき行うことも可能である。これらの手段については、今夏に『どの子どもも大切 (Every Child Matters)』のホームページ、www.everychildmatters.co.ukにて公表さ

れる予定である。

4.3 地方当局の役割

このセクションでは、以下の各分野における地方当局の役割をみていく。

- ・ 児童センターおよび拡大サービスにおける、戦略的なリーダーシップの提供
- ・ 予算の管理と、金額に見合う価値の確保
- ・ 児童センターの成果管理
- ・ 職員に関する明確な方針、慣習の確保
- ・ 審議会および学校理事会のメンバーの研修
- ・ 安全防護対策、そして
- ・ 総合的な業務慣例

児童センター審議会およびセンター管理者、および学校理事会の役割については、それぞれ第5章、第6章においてより詳細に考察される。

4.3.1 シュアスタート児童センターおよび拡大学校の戦略的リーダーシップ

地方当局は、地域におけるシュアスタート児童センタープログラムの管理、そして目標数のセンター設置を実現させることに対する全体的な責任を負う。地方当局はプログラムを直接管理するか、または初期医療トラストなどの他の公的機関や、PIV 供給者と契約してこれを行う。いずれの場合においても、教育技能省に対して、配布された資金の使用および対費用効果を確保したかについての法的な説明責任を負うのは、地方当局となる。

より規模の大きな地方当局のいくつか、または農村地帯が大部分を占める地域にある地方当局については、シュアスタート児童センターの管理に関して地域ベースのアプローチをとっている。このモデルの下では、地方当局により雇用された地域マネージャーが、地方当局の管轄地域内にあるセンターの調整を行う。地域マネージャーは民間、ボランティアおよび独立セクターの供給者、保護者および地域コミュニティのメンバーを含む幅広い機関の代表者のサポートを受け、地域の子どもや保護者により深く関与することで、ニーズを特定し、サービスが実際に成果の向上につながっているかを判断するために、より有利な立場にいることになる。地域マネージャーの役割には、地域レベルでの合同コミッショニングや、センターの成果管理に関して審議会と協力することなどが含まれる可能性がある。シュアスタート児童センターが広域に渡って分散している農村地帯においては、サービスの計画や実施を調整するうえで地域ベースのアプローチが有効と考える地方当局もある。

地域ベースのアプローチには、地域内の児童センター管理者の評議会が含まれる可能性がある。これはこのような機能を持たずに地域レベルでのアプローチを行うのは難しいためである。このような評議会はシュアスタート児童センター間で優れた慣習やサポート、パートナーシップの共有を容易にし、また地方当局が特定の課題についてセンター管理者と協議する場合にも、この機能を利用することが可能である。

【ケーススタディ】

ブライトン・アンド・ホーヴ (Brighton and Hove) における地域管理

ブライトン・アンド・ホーヴの市議会は、「ハブとゲートウェイ (hub and gateway)」モデルを開発した。ハブとなるシュアスタート児童センターは、最も欠乏の度合いが大きい30%の地域において主要サービスをすべて提供する。ゲートウェイとなるセンターは欠乏の度合いがより少ない70%の地域におかれ、地域のニーズによってさまざまな範囲のサービスを提供するのである。各ハブ・センターは、1ヶ所以上のゲートウェイ・センターと組み合わせられ、クラスターを形成している。

ブライトン・アンド・ホーヴはサービスをこれらのより広範囲なクラスター地域内で計画し、最も大きなニーズを抱える者が最大のサービスを受けられるようになっている。各センターに管理者を置く代わりに、3人のシュアスタート地域管理者が置かれ、それぞれの管轄地域で、健康、家族サポート、および育児サービスの総合的なチームを監督している。ブライトン・アンド・ホーヴは、各ハブシュアスタート児童センターおよびそれに連結したゲートウェイ・センターにおいて1つの審議会を設けることについて考慮している。これはコスト効率のよいガバナンスモデルでありながら、パートナーや保護者が、当該地方当局の管轄する14ヶ所のシュアスタート児童センターに効果的に関与することを可能とするものである。

拡大学校については、地方子ども安全委員会の取り決めにより学校と地方当局がより緊密に協力し、拡大サービスを委託、実施することが可能である。地方当局の支援は学校が主要サービスの提供において、迅速かつ容易に供給者を紹介するうえで、特に重要である。学校に対し、医療制度やジョブセンター・プラスなど地域の子どもおよび家族を支援する幅広いサービスに関するガイダンスを提供することは、学校がこれらを集結させる一助となり、また例えば「共通評価枠組み (Common Assessment Framework, CAF) を通じてこれをより効果的にするための支援ともなる (CAF についてはセクション4、3、7を参照のこと)。

各地方当局は、少なくとも一人、訓練を受けた拡大学校改革アドバイザー（Extended Schools Remodelling Adviser, ESRA）を指名しており、同アドバイザーは地域の学校、シュアスタート児童センターおよびサービス供給者と戦略的に協力する。それに加え、拡大学校改革コーディネーター（Extended Schools Remodelling Co-ordinators, ESRCs）がクラスター内の学校に対し実践的なアドバイスとサポートを提供する。コーディネーターは地方当局またはクラスター内の学校により雇用される。

4.3.2 予算と資源

シュアスタート児童センター管理者と学校理事会は一地域コミュニティおよび地方子ども安全委員会パートナーと協議することで一子どもや青少年、家族のニーズを知る上で最適な立場にある。私達は、地方当局に対し、可能な限りシュアスタート児童センターおよび拡大学校のための資金の大半を、センター管理者および学校理事会に直接委譲するよう奨励する。児童センターの予算は、管理者が開発し、審議会、地方当局および地方子ども安全委員会パートナーの合意した目標および実施計画に沿った形で委譲されるべきである。

シュアスタート児童センターおよび拡大学校の利用可能な資源について考える場合、地方当局は一地方子ども安全委員会パートナーと協力の上で一“現物”または“交換”ベースで供給されるサービスを考慮に入れる必要がある。これは、サービスの実施においてこれらが重要である場合が多いにも関わらず、より正式な形でこれらを説明することができないためである。このような状況においては地方当局と供給者の間に明確かつ合意された取り決めが必要であり、誰が何を誰に、どの程度の期間中、どのようなベースで、どのような管理ラインに沿って供給するかが理解されなければならない。これは地方当局がサービスの実施において近隣の地方当局、またはその他の供給者と緊密な協力を行っている場合も同様である。

地方当局および初期医療トラストは、「1999年保健法」の31条に基づき、資源を蓄積することを選択することが可能である。または「2004年児童法」の10条に基づき、より幅広いパートナーが資源の蓄積を行うことも可能である。これらを行うための手法については、今夏、『どの子どもも大切（Every Child Matters）』のホームページ（www.everychildmatters.co.uk）で公表される予定である。

地方当局はシュアスタート児童センターおよび拡大学校の予算の一部を中央部門に残し、財務スタッフ、法務スタッフ、人事スタッフなど中央部門のサービスに使用すること、またモノやサービスを共同で調達するために使用することが可能である。共同で調達することで、より効率的な資源の利用が可能になる。教育技能省により設置された調達実績セン

ター (The Centre for Procurement Performance, CPP) は、教育、技能、子どもおよび家族システムに関連したよりよい調達を促進するものである (www.dfes.gov.uk/cpp)。

このような目的に使用される予算の割合は、センター管理者および審議会、学校理事会と協議されるべきであり、またこのような中央サービスの恩恵に彼らがどのようにアクセスすることが可能かという点が明らかにされなければならない。地方当局はまた、センター管理者および学校が、モノとサービスの調達にあたり自らのノウハウを発達させ、金額に対し最大の価値を確実に得るよう支援する、という重要な役割を担っている。地方当局によっては、課題の協議や優れた慣習の共有のため、地域全体のシュアスタート児童センター管理者のための評議会を促進している。これらの評議会は、中央部門に残されるべき資金の割合などについて合意するのに最適な場である。

4.3.3 シュアスタート児童センター予算

2006年以降、シュアスタート児童センターの開発のための中核的な資金は、地方当局を通じ直接配布されており、地方当局が管轄地域内の各シュアスタート児童センターにその資金を配分する責任を負っている。地方子ども安全委員会の取り決めを通じ、医療関係、およびジョブセンター・プラスのパートナーもシュアスタート児童センターの資金調達に貢献する。

地方当局がシュアスタート児童センター管理者に予算を委譲した場合、センター管理者は支出の決定について審議会と協議することが求められる。地方当局が、センターのクラスターに資金を移譲した場合には、クラスターの管理者にすべての予算が与えられるか、または各センターへ別々に予算が与えられることになる。この点については、関連センターの審議会の間で合意されることになる。

個別のセンター、複数センターのクラスター、または児童センタープログラム全体の管理が他の主導機関により請け負われている場合には、予算管理の責任については契約、または供給者が初期医療トラストのような公的部門の機関の場合には、サービス品質保証制度の形で記載されるべきである。

他の機関が予算を管理することは可能であるが、公的資金が適切に助成金などの条件と整合し、さらに金額に見合った価値を確保する形で使用されたことについての、教育技能省に対する最終的な説明責任は、常に地方当局が負うことになる。地方当局に対しては、センターが可能な限り最高の結果を得るためにその資源を使用することを確実にするための、健全な財務コントロールと監視に関する取り決めを保有することを強く推奨する。

センターが学校の敷地に設置されており、サービスの実施が学校理事会によって管理されている場合には、地方当局は学校に委譲されている予算とは別個に、児童センターサービスの供給のための資金を学校に委譲せねばならない。学校の会計プロセスは、地方当局により委譲された予算を財源とするこれらの活動と、それ以外の資金による活動について、別個に行われるべきである。財務管理に関するより詳細なガイダンスは、以下に記載されている：www.teachernet.gov.uk/management/schoolfunding

4.3.4 シュアスタート児童センターの成果管理

シュアスタート児童センターの成果管理は、地方当局が一地方子ども安全委員会パートナーとの協力を通じて一対費用効果が得られているかを監視し、また開発が必要な分野を特定することを可能にする。初期医療トラストやジョブセンター・プラスのようなパートナー機関は、シュアスタート児童センターを通じて提供される彼らのサービスの品質および効果について知ることを希望すると予想される。パートナーがシュアスタート児童センターのための予算を蓄積することを選択した場合、地方当局はパートナーに対し、サービスの成果と影響についての情報を提供すべきである。

「シュアスタート児童センターの計画および成果管理ガイダンス (The Sure Start Children's Centres Planning and Performance Management Guidance)」(2006年)では、シュアスタート児童センター、審議会および地方当局が毎年自らの成果を評価する上で使用できる枠組み、および自己評価ツールが紹介されている。ガイダンスでは、シュアスタート児童センターの成果管理を子どものためのサービスの既存の改善サイクルに統合し、継続的なフィードバック、年間見直し、そしてセンターの自己評価を含むものとするよう推奨している。

地方当局および地方子ども安全委員会パートナーは、シュアスタート児童センターが効果的に機能しており、その目標を達成し、児童および青少年のための計画に記載されている成果の幅広い改善に貢献することを確実にすべきである。

各シュアスタート児童センターはセンター管理者が開発し、審議会、地方当局および地方子ども安全委員会により合意された実施計画および個別目標を有しているべきである。審議会の立場は成果管理の主導に適しており、これに全面的に関与する機会を持つべきである。審議会の役割については、セクション 5.1 を参照のこと。

4.3.5 人員

地方当局と地方子ども安全委員会のパートナーは、子どもを対象としたサービスの実施手法が新形態をとるのに伴い、職員の採用や保持、そして業務の質を改善するため、地域児童関連人員戦略を開発することになる。シュアスタート児童センターおよび拡大学校に必要な人員は、地域戦略の一部として対処されるべきである。

地方当局が管理するシュアスタート児童センターにおいては、地方当局が雇用主となり、センター管理者を指名し、規律や解雇プロセスの方針を決定することが予想される。保健関連団体その他の機関により雇用されたスタッフは、引き続き当該団体または機関に属することになる場合が多い。センターの業務遂行や管理を民間、ボランティアまたは独立セクターのパートナー、または初期医療トラストのような公的パートナーが請け負っている場合には、スタッフの任命や解雇、懲戒、専門能力開発、およびライン部門管理に関する事項は契約書またはサービス品質保証合意に明確に記載されているべきである。

新規のシュアスタート児童センターの整備期間中、または前シュアスタート地域プログラムのシュアスタート児童センターへの移行期間中は、スタッフの配属についても変化が予想される。文書化された職務内容説明書は必須であり、これに修正を加える場合には、スタッフおよびその認知する労働組合と協議すべきである。

学校の学校理事会がその拡大サービスの一部としてシュアスタート児童センターを提供することを選択した場合には、センター管理者の任命については学校理事会が決定し、学校理事会または地方当局—これは当該シュアスタート児童センターのために選択されたガバナンスモデルによって異なる—が雇用者となる（学校の敷地に設置されたセンターについては、セクション 5.1.5 を参照のこと）。

児童センターの審議会は、センター管理者の任命において重要な役割を果たすことが可能である。地域のユーザーおよび供給者の代表として、審議会は人員配置に関する決定において有意義なサポートおよびアドバイスを提供することができる。審議会の役割は、地方当局の合意した審議会モデルにおいて、明確に規定されるべきである。

保護者にセンター管理者の任命に関与する機会を与えることで、大きな効果が得られる場合がある。センター管理者と地域の保護者の関係は、最も排除されているグループとシュアスタート児童センターの関わりにおいて、極めて重要な影響を与える可能性がある。保護者がセンターのスタッフについて満足しており、良好な関係を保つことができれば、彼らによるサービス利用も増えるのである。

このような関係を円滑に実現するため多くの地方当局は、シュアスタート地域プログラムの管理者任命時に、保護者が各候補者と話し、彼らについてのフィードバックを行うための「顔合わせ」イベントを開催した。このアプローチは通常よりも正式な採用メカニズムとともに、雇用規定に沿ったかたちで使用されるべきである。

拡大学校に関連しては、学校が『どの子どもも大切 (Every Child Matters)』プロジェクトの協議事項を実施し、整合性がとれ維持可能な拡大サービスを提供する能力を保持するために、人員モデルの方針と慣習の改革が不可欠である。人員モデルの改革においては、すべての新たな役割が最もその業務を遂行するのに適した部署に配置されなければならない。拡大学校改革アドバイザーは、このプロセスを支援するため学校と直接仕事をするようになる(人員モデル改革およびリーダーシップについてはセクション 6.8 を参照のこと)。

4.3.6 研修

シュアスタート児童センター審議会および学校理事会は、メンバーがその役割に自信を持ち、必要なスキルを有し、またメンバー全員が自らの果たすべき役割を明確に理解している場合に、より大きな効力を有することになる。既に地方当局では学校理事のための研修を提供しており、これが彼らの戦略的リーダーシップ能力を構築するのに不可欠であることは広く認知されている。特に拡大サービス提供に関する研修は、既存の理事がこれらの新たな責任を担うために有効である。学校理事対象のものと類似の研修は審議会メンバーにとっても有益なものとなりえる。私達は地方当局に対し、審議会メンバーのスキルと知識を開発するための方法を検討するよう推奨する。ここには、センターとその成果に関する情報が提示される就任手続き一式が含まれることも可能である。学校理事会によっては、経験のある理事が新しい理事をサポートし、指導するよう手配する場合もあり、このシステムは新規の児童センター審議会メンバーをサポートするうえでも有用である。

4.3.7 安全防護対策

地域子ども安全防護委員会 (The Local Safeguarding Children Board) では、地域における各組織がどのように協力して当該地域の子どもの保護し、その健康を促進するか、またその協力が効果的であるためにはどうすべきか、という点につき合意する。同時に地方当局、学校理事会、そして初期医療トラストのようなパートナー機関においては、スタッフの雇用にあたり効率的な募集と適性調査が確実に実施されなくてはならない。ここには推薦書の取得や犯罪歴のチェック強化、適切な記録保存などが含まれる。「子どもの安全防護と教育分野におけるより安全な人員採用 (Safeguarding Children and Safer Recruitment in Education)」には、この点に関し詳細なアドバイスが提示されている。同文書は、www.teachernet.gov.uk にて入手可能。

シュアスタート児童センターおよび拡大大学校の管理、または勤務を第三者が請け負っている場合には、チェックおよび記録保存の実施についての説明責任が文書により明確にされなければならない。通常は第三者である供給者が自らのスタッフに関するチェックおよび記録保存に責任を持ち、地方当局または学校の学校理事会がその実施につき確認することになる。

4.3.8 共通評価枠組みおよびコンタクト・ポイント

地方当局は、シュアスタート児童センターおよび拡大大学校への総合的な作業プロセスの導入を進めている。ここにはすべてのサービス実行者にとって、子どもの強みとニーズを総合的に評価する一助となる共通評価枠組みが含まれる。地方当局は、学校が共通評価枠組みを利用してサポートが必要な子どもや青少年を特定することを支援するよう求められている。

共通評価枠組みは、シュアスタート児童センターおよび拡大サービスを通じて機能する多様な機関チームがより整合的かつ効果的に協力し、子どものニーズをより速やかに満たす方法を確立するのに役立つ。学校は共通評価枠組みを使用する訓練を受けているスタッフを内部に確保するか、または共通評価枠組みを使用できる人間へのアクセスを確保する。共通評価枠組みに関するガイダンスは、www.everychildmatters.gov.uk/deliveringservices/caf にてオンラインで入手が可能である。すべての地方当局は、2008年までに共通評価枠組みを実施するよう求められている。

包括的かつ正確な情報の共有は、特別な教育的配慮が必要な子どもたちのためのサービスが効果的に機能する一助となる。これには、シュアスタート児童センターおよび拡大サービスを通じ仕事をする多機関スタッフの間で、特定のケースについてどのような情報が交換されるべきかについて合意することが必要になる。また必要な情報を取得するための効果的なシステムの開発、他機関への情報の移転、そして共有情報の保持についても合意がなされなければならない。

コンタクト・ポイントは、特定の児童または青少年のケースに対して他に誰が携わっているかを迅速に知ることができる手法であり、複数のサービス間のコンタクトをより効率的に行うことが可能である。このオンラインの基本ディレクトリは、業務上の必要により認可を受けたスタッフが利用することができる。コンタクト・ポイントは現在開発途中であり、2008年末には、英国のすべての地域において導入される。より詳細な情報について

は www.everychildmatters.gov.uk/deliveringservices/contactpoint を参照のこと。

5.0 シュアスタート児童センター

5.1 シュアスタート児童センター審議会

英国会計検査院（NAO）報告書『シュアスタート児童センター』（2006年）は、有能な管理委員会または審議会の存在は、シュアスタート児童センターに地域の子どもとその家族に対し優れたサービスを提供するための焦点と方向性を確保し、またパートナー機関がうまく協力していくための舵取りを行うという困難だが重要な役割を担うと報告している。私たちは公的機関、民間、ボランティアまたは独立セクターのパートナーによって主導されているケースを含むすべてのシュアスタート児童センターが、審議会を設置するよう求める。審議会には、保護者および地域コミュニティを含むすべての利害関係者が代表されるものとする。

5.1.1 役割と責任

審議会は地方当局および地方子ども安全委員会のパートナーにより規定される全体的な枠組みの中で機能する。この枠組みは審議会の役割およびメンバーに関する地域の方針を定め、本ガイダンスによる勧告を考慮したものである。

審議会の役割は、シュアスタート児童センターにサポートとチャレンジとを提供することである。すなわちセンター管理者と協力し、効率的な協議を通じて優先事項を特定すること、目標および開発計画について合意すること、成果管理を通じて進捗状況を監視すること、そして提供されているサービスが地域のニーズを満たし、子どもの達成する成果の向上につながることを確実にするのである。

成果管理責任の一部として、各センターはセンター管理者により開発され、審議会、地方当局および地方子ども安全委員会のパートナーが合意した業務遂行計画および個別目標を有すべきである。審議会はまたシュアスタート児童センターが、地域の児童および青少年のための計画に記載されたより幅広い成果の達成に、効果的に貢献していることを確実にすべきである。

審議会は、地域のシュアスタート児童センターによる業務遂行および対費用効果の確保についての最終的な説明責任を負う地方当局と、センターの達成した成果について積極的に協議すべきである。センター管理者もこの対話に加わるべきである。

地方当局と合意すれば、審議会はセンター管理者の任命といった職員配置に関わる決定に関与することができる。また計画策定やコミショニング、予算や資源に関してアドバ

イスを提供したり、地域コミュニティと協議し関与するよう主導することも可能である。

審議会は法的地位を持たないため、予算に関する責任を負うことや契約などの法的合意の実施、また例えば学校理事会に可能な形で法律上の責任を担うことはできない。これらの責任は、地方当局が負うことになる。しかし審議会は、保護者やコミュニティの参加を確保するのに重要な手段であり、意思決定プロセスには積極的に参加することが強く推奨される。

【ケーススタディ】

リーズ (Leeds) の審議会

リーズの地方当局は地域のシュアスタート児童センターに対し、審議会の責任について審議会と地方当局の間の正式な契約書を作成することを推奨している。この契約書は、審議会の規約と取り決め事項がその内容となる。規約は審議会の目的、メンバー、選挙、そして投票に関する取り決めなどの詳細を明らかにするものである。

5.1.2 モデル

ほとんどの場合、センター毎に審議会が設置されることになる。その他の場合—例えば不利な条件の最も少ない70%の地域におかれたシュアスタート児童センター、または主に農村地帯におかれたセンターの場合—は、地域のパートナーと保護者が有効に代表されることを前提として、1つの審議会をいくつかのセンターからなるクラスターで共有する可能性もある。多くのシュアスタート児童センターは、すでに運営グループまたは地域の委員会を構築しているか、学校理事会と協力しており、利用できるモデルは数多く存在する。

モデルが各地域においてどのように機能するか、という点については自由度がある点を私達は理解しており、地方当局には既存の作業取り決めを基盤とした構築を推奨している。どのモデルを採択した場合でも、成功の鍵となる要因は以下のとおりである：

- ・ センターおよび実施されるサービスすべてにおいて機能する統一化された制度
- ・ 保護者およびコミュニティを含むすべての利害関係者の代表
- ・ 合意され、統一化された方針のセンター全体への適用
- ・ 明確な役割と責任、そして、
- ・ 共通の組織開発、計画および評価

5.1.3 独立センター（学校と連携していないセンター）の審議会

(A) メンバーと制度

審議会は地域の家族およびコミュニティを反映していなければならない。

そのメンバーには以下が含まれているべきである。

- ・ 保護者の強力な代表
- ・ 地域の構成を反映した地域コミュニティの代表。ここには地域子ども安全委員会の代表が含まれる可能性がある
- ・ 地域の信仰グループ
- ・ 民間、ボランティア、独立セクターの供給者
- ・ その他の業務遂行パートナー、特に保健、雇用サービスなどの公的パートナー

理想的には、保護者の代表は少なくとも他グループ代表と同等であるべきである。センターは取り決めの基盤として、3分の1が保護者、3分の1が公的セクター、そして残り3分の1が民間、ボランティア、独立セクターで占められるシュアスタート地域プログラムのモデルを採択することも可能である。

地方当局とシュアスタート児童センターは、審議会のメンバーを任命する手法、委員長役割、必要最低勤続期間の適用の有無、そして辞任メンバーの後任選定手法などについて決定することを希望するであろう。地方当局や児童センターによっては既に運営グループや、コミュニティもしくは保護者による評議会を有している場合もある。これらのグループは、審議会メンバーに関する決定を支援することが可能である。保護者の場合、子どもが5歳に達したのちにも審議会メンバーの役割を継続するか否かを決定することが重要である。シュアスタート地域プログラムのパートナーシップ委員会のいくつかにおいては、保護者は一定期間この役割を勤め、その後、後任を決めるための選挙が行われた。

これらの問題についての方針は、地域の保護者およびその他の供給者との協議や相談後に決定されるべきである。合意された方針は、地域の各センターが審議会を設立する際に採択するよう、明確に規定されるべきである。

審議会は、関係者を代表するに足る規模であるべきであるが、規模の大きさゆえに扱いにくいものとなってはならない。センター管理者からのフィードバックによれば、10名から15名規模の審議会が適切かつ機能的な規模である。審議会は独立した委員長を持つべきであり、これは児童センター管理者と同一人物であってはならない。委員長は、審議会が結論を出せない問題が発生した場合、決裁権を行使することが可能であるべきである。また委員長はセンター管理者、地方当局、そしてセンターにサービスを提供しているその他の機関の間の緊密なつながりを常に確保せねばならない。

センター管理者には審議会におけるポジションを占める選択肢が常に与えられるべきであり、ほとんどの場合に管理者がこれを占めるよう私達は求める。これは学校理事会と校長との関係に対応するものである。またセンターのスタッフが審議会に参加する機会を与えられることも重要であるが、これは、学校のスタッフが常に学校理事会に代表をおくのと同様である。

(B) 潜在的な利害の衝突

審議会には、サービス供給者も加わることが求められる。地方当局とシュアスタート児童センターは、供給者がどの程度代表されるかについて合意する必要がある、この際、供給者が審議会に参加することにより得られる利益と潜在的な不利益の双方を考慮しなければならない。

審議会が保育や育児サポートなど特定サービスのコミッショニングについて協議する場合、そのサービスの供給に利害関係を持つメンバーは—それが公的、民間、またはボランティアのいずれのセクター出身であれ—その利害関係について公表し、話し合いへの参加を辞退しなければならない。これは学校理事会の場合と同様である。委託サービスの供給者が審議会のメンバーになることは可能であるが、利害の衝突に関する規律について承知していることが前提となる。代替案としては、協議に貢献することが可能な特定の会議に彼らが出席するよう招くことも可能である。

(C) 役割と責任

審議会的確な役割については、地方当局がシュアスタート児童センター管理者と協議して決定することになる。審議会はセンター管理者と協力して、地域の保護者や家族との有効な協議を通じた優先事項の特定、目標や開発計画に関する合意、成果管理を通じた進捗状況の監視などを行っていくことになる。また審議会は、職員配置に関する決定、計画策定、コミッショニング、予算や資源などに関しての助言を与えることが可能である。

5.1.4 独立センター（大半のケース）に移行途中のシュアスタート地域プログラム

(A) メンバーと体制

シュアスタート地域プログラムにおける決定は、そのほとんどがパートナーシップまたは保護者、公的供給者、コミュニティおよびボランティアセクターからなる管理委員会においてなされていた。場合によっては、特別な教育的配慮や健康関連サービスの供給など特定の問題に焦点をあてたワーキンググループによる支持を受けることもあった。各プログラムのための独自の取り決めは文書によって規定された。

これらの委員会の役割は、シュアスタート地域プログラムが児童センターの地位へと移行した時点で変化することになる。シュアスタート地域プログラムの業務遂行に関与していた主要パートナーは、シュアスタート児童センターのサービス実施も行うことになり、児童センターの審議会の形成にも参加すべきである。児童センターの中核業務を反映するため、また受け持ち区域の変化に伴い新たなパートナーが参加するため、メンバーは拡大することが予想される。

(B) 役割と責任

ほとんどの場合、シュアスタート地域プログラムのパートナーシップ委員会は、児童センターの審議会へと変化、発展し、サポートとチャレンジの双方を提供する役割を受け入れつつある。そこにはセンター管理者と協力し、地域の保護者や家族との有効な協議を通じた優先事項の特定や、目標および開発計画に関する合意、そして成果管理を通じた進行状況の監視などが含まれる。審議会はまた、職員配属に関する決定、計画やコミッションング、予算、資源に関するアドバイスの提供にも関与が可能である。

シュアスタート地域プログラムの資金は、「責任ある主体 (accountable body)」、すなわちシュアスタート地域プログラムのパートナーシップに代わって予算に関する責任を担う機関を通じて支払われていた。現在では、シュアスタートの資金は地方当局を通じて支払われ、通常そこには「責任ある主体」の役割は必要ない。資金についての適正な説明、またスタッフの雇用やサービス契約についての責任は、地方当局が負うことになる。

シュアスタート地域プログラムが法的地位を確立した場合には、地方当局はその責任の一部をこれに委譲することができる。ここには、意思決定および経費についての権限の一部の委譲が含まれる可能性がある。たとえばシュアスタート地域プログラムが有限会社となった場合には、地方当局は当該企業と児童センターのサービス管理および実施について契約を結ぶことが可能である。

【ケーススタディ】

アクリントン (Accrington) における前シュアスタート地域プログラム
ランカシャー (Lancashire) にあるアクリントン児童センターは、前シュアスタート
地域プログラムが有限会社の地位を取得したものである。シュアスタート児童センタ
ーへと移行して以来、ランカシャー州議会がセンターの財務、および対費用効果の確
保についての最終的な責任を負うが、予算はセンター管理委員会に四半期ごとに配分
されており—これは支出計画の報告と引き換えに行われる—またセンターの実施する
コミッシングサービスに関しては、州議会は委員会が主導することになるコミッ
ショニング計画に合意している。

【ケーススタディ】

ミルミード (Millmead) における前シュアスタート地域プログラム
ミルミードシュアスタート地域プログラムは、そのサービス実施を主導するためコミ
ュニティの共催組合を設立した。その後シュアスタート地域プログラムはシュアスタ
ート児童センターへと移行し、コミュニティの共催組合および地方当局は新たなガバ
ナンスの取り決めを作成しつつあり、これらは徐々に実行されているところである。

現在はケント (Kent) の地方当局がすべてのプログラムの資金についての全体的な責
任を担っているが、ミルミード児童センターは引き続き責任者として扱われており、
その主要サービスの実施の責任を負っている。地方当局はコミュニティ共催組合によ
り実施されるサービスに求められる説明枠組みおよびレベルを明確に規定している。

5.1.5 学校の敷地に設置されているセンター

より多くのシュアスタート児童センターが、学校の敷地に設置されるようになってきて
いる。「2002 年教育法」の 27 条により、学校理事会は拡大サービスの権限を通じ、シュ
アスタート児童センターのサービスを供給、または手配することができる。センターは部
分的、または完全に学校に統合されるか、または近隣の複数の学校により形成されるクラ
スターを通じて機能する可能性がある。

土地や校舎が部分的、または完全に役員によって所有されている有志立学校 (voluntary
aided/controlled school) や地方補助学校 (foundation school) の場合は、学校理事会は
児童センターのサービスを、「2002 年教育法」の 19 条の権限に基づき提供することを決
定できる。センターが学校理事会ではなく、地方当局またはその他の契約パートナーによ

って運営されている場合は、役員との間に施設の賃貸に関する合意がなされなければならない。

(A) メンバーと体制

学校理事会がその拡大サービスの権限を通じて児童センターを提供する場合、または学校理事会のメンバーが審議会の役割を果たす場合には、メンバーを拡大し、地域コミュニティおよびセンターを通じて供給される様々なサービスを確実に反映することを推奨する。保健およびソーシャルケア、民間、ボランティアまたは独立セクターの供給者の代表は、コミュニティ理事または準メンバーとなることが可能である。学校理事会が新たに理事のポジションを設置する場合には、学校理事会規定を修正しなければならない。

(B) 役割と責任

学校理事会と審議会の権限の区別は重要である。学校理事会がなんらかの決定を拡大サービスの権限を通じて行う場合には、説明責任が生じる。しかし学校理事会のメンバーが助言を与える能力に基づいて行動する場合、これはセンターの指導者に対しアドバイスを提供し、勧告を行うためだけに実施されているのであり、意思決定能力を持って行動しているのではなくなる。

学校の敷地に設置されたシュアスタート児童センターのガバナンスの選択肢には、以下が含まれる：

(i) シュアスタート児童センターおよび審議会のマネジメントは、学校の学校理事会とは別に行われる—これは、センターは学校と同じ場所に設置されているが、センターのサービス管理および実施は他の機関が主導する場合である。このような状況においては、シュアスタート児童センターには独自の管理者がおり、センターの主導機関に報告を行うことになる。この場合、センター管理者と校長の役割が明確に区別されていなくてはならない。何人かは審議会と学校理事会の共通メンバーとなる可能性がある。例えばセンター管理者が学校理事会にも参加している場合が考えられる。

長所：

- ・ 学校理事会と審議会に何人か共通のメンバーを置くことが適切な場合にはそれを行うことができる柔軟性があるが、絶対条件ではない；また、
- ・ センターの戦略的方向性を導く上で、児童センターの指導者により大きな自治権が与えられる。

短所：

- ・ 意思決定体制が別々であることで、共通のビジョンや連携に欠ける可能性があり、また誤解を生むことも考えられる。

(ii) シュアスタート児童センターの管理は他の機関が行うが、学校理事会が審議会の役割を担うー学校理事会のメンバーが審議会にも参加すべき人物だった場合、同じ個人が構成するグループが両方の役割を担うことは可能である。審議会の強化が必要な場合には、追加的なメンバーを任命することになる。審議会には、保護者の強力な代表が存在していなければならない。双方の会議を続けて開催することは可能であるが、それにはグループが学校理事会としての役割から審議会としての役割に明確に移行することが前提であり、またボランティアに対し、加重的な時間的負担をかけないことが条件である。他のすべての審議会と同様、このグループは決定を行うことや、予算の保持、契約または法的合意を結ぶための法的権限を持たず、法的責任を負うことはできない。これは当該グループが審議会としての権限のみで、その役割を果たしているためである。

長所：

- ・ 学校理事会の持つ明確な手続きや機能、管理サポート、そしてアドバイスやガイダンスのソースへのアクセスを必要に応じ適合させることで、審議会も利用することができる。また、
- ・ 学校と、その敷地内にある児童センターの関係がより明確になり、共通のビジョンや合同サービスを開発することがより容易になる。

短所：

- ・ 学校理事会のメンバーが既に多くの責任を負っており、現状以上に義務が増えることを希望しない可能性がある。また、
- ・ 学校理事会の主要な責任は学校に在籍している児童生徒に対してのものであるが、児童センターはコミュニティ全体のニーズに対して責任を負う必要がある。

(iii) 学校理事会はその拡大サービス権限を通じて、センターの監督に責任を負う委員会を備えたシュアスタート児童センターを提供するーこのモデルは、学校理事会が児童センターの業務を遂行するか、またはそのサービス実施を手配し、その後学校理事会で、センターを監督する委員会を任命する場合に適用される。この場合、学校理事会が予算についての責任を負い、また関連事項についての決定や合意を行うことになり、委員会は学校理事会に勧告を行う。

学校理事会は委員会のメンバーを決定するが、そこには理事が含まれる可能性がある。また委員会の追加的メンバーとして、より幅広いコミュニティ、保護者、サービス供給者の代表が含まれるべきである。

長所：

- ・ 上記のモデル (ii) と同様：
- ・ 学校理事会は委員会から報告を受けるため、児童センターについて学校理事会全体が会議を行うよりも必要な時間が短縮される。
- ・ 委員会は児童センターの業務に集中することが可能な小規模グループであり、準メンバーが任命された場合にも、学校理事会の会議に出席する人員数は処理しやすい規模にとどまる。

短所：

- ・ ホストとなる学校が過半数の票を得ることになり、学校理事会全体で委員会の決定を破棄、もしくは延期することが可能である。
- ・ 学校全体の中で児童センターが明確な役割と存在を確立することができない。
- ・ このモデルでは慎重な管理を行わない場合、理事の業務量が増加する可能性がある。

(iv) シュアスタート児童センターサービスは、複数校のクラスターにより実施され、学校理事会は他の学校の学校理事会と共に合同委員会を形成する。児童センターのサービスは、パートナーシップ取り決めを通じた複数校のクラスターによって実施される場合もある。これらのセンターのガバナンスは、参加校の間で合意され、決定事項に関してはこれらの学校はすべて合同説明責任を負うことになる。各学校、すべての関係機関、保護者、そしてより幅広いコミュニティの代表により合同委員会が構成されるべきである。委員会は参加校の学校理事会が決定を下せるよう、各学校理事会に対し勧告を行う。

長所：

- ・ クラスター内の他の学校も児童センターに対して同等の貢献を行う。そして、
- ・ 児童センター委員会の審議のための付託事項を拡大し、クラスター内の他の学校における他のサービスを含めることができる。

短所：

- ・ 準メンバーよりも理事の人数を多くすることが必要であるため、利害関係者の人数的バランスがとれない可能性がある。また、
- ・ 協働する学校理事会が、準メンバーの投票権について決定する。

5.1.6 公立幼稚園 (Maintained Nursery Schools)

「2002年教育法」は、公立幼稚園に学校理事会と類似の学校理事会を導入している。同学校理事会の役割および責任は、法により正式に定められている。シュアスタート児童センターが公立幼稚園と同敷地内、または近くに設置されている場合、ガバナンスの取り決めは、上記の学校の敷地に設置されたセンターの場合と同様である。

地域によって状況は異なるものの、私達は公立幼稚園に対し、学校理事会がシュアスタート児童センターの業務遂行に責任を負うモデルを採択することを推奨している。そうすることで、サービスの実施におけるより統合的なアプローチが得られるためである。

5.2 シュアスタート児童センター管理者の役割

効果的な統率力を発揮するためには、センター管理者は地方当局およびセンターの審議会と緊密に協力する必要がある。役割および責任の明確さに裏打ちされた地方当局とのすぐれた双方向コミュニケーションが不可欠である。センター管理者はまた、審議会との間に有効な仕事上の関係を築き、審議会のメンバーが児童センターのサービスや、子どもたちの達成する成果の向上のための自らの役割を知る上で主要な役割を果たすことになる。

「シュアスタート児童センター指導者のための全国基準 (The National Standards for Leaders of Sure Start Children's Centres)」では、センター指導者の主要な責任分野を規定している。審議会と協力する際には、センター管理者が積極的な役割を担う分野が数多く存在する：

- ・ 予算と資源：管理者は地方当局から委譲された予算について責任を負い、資源の利用における優先事項の決定には積極的に審議会のメンバーを関与させ、審議会が対費用効果の確保の課題について理解するよう支援しなければならない。センターの管理が他の主導機関に請け負われている場合には、予算の管理責任については契約で規定されなくてはならない。
- ・ 計画策定とコミッショニング：管理者は、地方当局が児童および青少年のための計画で規定している全体的な戦略的アプローチと整合性のとれた目標と実施計画を当該センターが開発するよう主導しなければならない。管理者は、審議会が実施計画の開発に全面的に関与し、その後それが地方当局および地方子ども安全委員会のパートナーの合意を得ることを確実にしなければならない。センター管理者は、サービスの委託を直接行うための自治権をどの程度地方当局から与えられているのかについて明確に理解していなくてはならない。

- 成果管理：管理者は、地方当局が審議会の役割について作成した方針に沿った形で、審議会が成果管理プロセスに積極的に関わることを可能にする。私達はすべてのセンター管理者が自己評価フォームを記入し、地方当局との協議の前に審議会と話し合い、合意することを推奨する。自己評価および恒常的な改善の文化は、児童センターに関わるすべての人員にとって業務上不可欠なものであるべきである。
- 人員：管理者は雇用者である機関から提供された、センターのスタッフのライン部門管理における管理者の責任が明確に規定されている職務説明書 (job description) を保有すべきである。これは管理責任がセンター管理者と、例えば初期医療トラストの場合のように、スタッフの所属する別の所在地にある職業団体の管理者との間で共有されている場合には、特に重要である。管理者はセンターで働くすべてのスタッフが、日常ベースで誰に対し報告義務があるのかを確実に理解させねばならず、またスタッフが自らの所属している機関との間に引き続き仕事上のよい関係を保てるようにしなければならない。
- 管理者の研修：「全国総合センター指導専門資格 (National Professional Qualification in Integrated Centre Leadership, NPQICL)」は、国立校長養成カレッジ (National College for School Leadership, NCSL) により開発されたもので、幼児期を対象とした多機関の指導者のニーズに対処するよう設計された全国的プログラムである。これは、多機関の境界を越えた指導と管理のスキルを強化するのに重要な資格である。2004年には、1年間の資格認定コースが開始され、これは児童センター管理者に優先権が与えられている。私達はすべてのセンター管理者に対し、将来的にこの資格を取得するよう強く推奨している。より詳細な情報は、www.ncsl.org.uk/programmes/npqicl にて入手可能。

「シュアスタート児童センター指導者の全国基準 (The National Standards for Leaders of Sure Start Children's Centres)」は2007年2月に発表された。これらの基準は、シュアスタート児童センターの指導者の主要な責任分野、およびそれに必要とされる知識、スキル、理解について規定している。そこでは特に、複雑かつ総合的なチームを指導する人間に必要とされる特別な要件について言及されている。これらの基準には様々な適用可能性が期待されるが、本質的にその目的とするところは、センター長には何が求められているかという点を明らかにすることにある。それらは、NPQICLを習得した参加者のリーダーシップ能力を評価するために使用される。私達はまた、これらの基準が職務内容説明や人物明細書、成果管理について報告する上で使用されるよう求めている。これらの基準については、www.surestart.gov.uk にて参照可能。

6.0 拡大サービス実施における学校理事会の役割

学校においては、朝食クラブや放課後の活動などの拡大サービスが何年にも亘り実施されてきた。これらは子どもや青少年、その家族、そしてより幅広いコミュニティを支援し、彼らが学校で、また後の人生で得られる機会に影響するような様々な体験を与えることで、彼らの能力を実現する一助となってきたのである。私達はすべての子どもがこの恩恵を享受できることを希望している。そのため、2010年までにすべての学校が拡大サービスへのアクセスを提供することを希望する。

「2002年教育法」の27条に基づき学校が拡大サービスを提供している場合、これらの拡大サービスの提供やその手配には、学校理事会が責任を負う。学校理事会は提供する拡大サービスについて法的な説明責任があり、また各地の取り決めにより、学校理事会の委託するサービスについても説明責任がある場合がある。

これは私達が学校に対しすべての業務を自ら遂行するよう要求しているということではなく、拡大サービスの提供は教員の業務量の増加につながってはならない。人員のモデル改革においては、最も適所であるところに各役割が配置されなくてはならない。学校は拡大サービスへのアクセスを敷地内でもしくは敷地外で、民間、ボランティア、または独立セクターのパートナーを通じて提供することが可能である。また単独で、もしくはクラスターの取り決めを通じてこれを提供することができる。現在はより多くの学校がクラスターを形成して、合同でサービスを委託する傾向にある。複数校のクラスターによるサービス管理の日常業務のために拡大サービスコーディネーターを雇用することは、より多くの子どもや青少年、家族にサービスへのアクセスを供給する上で非常に効果的な場合がある。

本ガイダンスは、学校理事会の役割および責任のすべてをカバーしているわけではない。ここで考慮されているのは、学校理事会が拡大サービスを提供する上で、現状以上に何を行う必要があるかという点である。より詳細なガイダンスは教員養成・研修機構（TDA）の『学校理事会の理事のための拡大サービスツールキット（Extended Services Toolkit for Governors）』に記載されている。これは理事による拡大サービスの開発における学校の進歩状況の評価を支援するために作成されたものである（www.tda.gov.uk）。また、『拡大学校－理事のためのガイダンス（Extended Schools – A Guide for Governors）』でも知ることができる（www.teachernet.gov.uk/extendedschools）。

学校理事会の負うすべての法的責任は、「2002年教育法」に記載されている（www.opsi.gov.uk）。理事のための全体的なガイダンスは、教育技能省の『学校理事会の

理事のための法律ガイド (The Governor's Guide to the Law)』にて参照可能である (www.governornet.co.uk)。

6.1 学校理事会のメンバー

学校理事会には既に保護者、地域コミュニティ、教職員代表が参加している。学校理事会は拡大サービスを企画、開発するため、サービスのユーザーおよび供給者代表として追加的にメンバーを招く必要がある可能性がある。学校の敷地内で働いている保健およびソーシャルケア関連のスタッフおよび、地域のボランティア機関、コミュニティ機関の代表は、非常に価値ある新鮮な視点を提供することができる。このうち何人かは、必要な条件を満たしていることを前提としてコミュニティ理事に任命され、正式な学校理事会メンバーになる可能性がある。その他は、準メンバーとしての地位につくことになる。

学校理事会が保育や育児サポートなどの特定のサービスの委託を計画している場合、当該サービスの供給に利害関係を持つメンバー—公的セクター、民間またはボランティアセクターの出身を問わず—は、協議および意思決定を辞退しなければならない。委託サービスの供給者が理事となることは可能だが、その場合には利害の衝突に関する規則を承知していなければならない。または彼らを特定の会議に招き、協議に貢献してもらうことも可能である。

6.2 協議

学校理事会は「2006年教育監査法」により、2007年9月から福祉とコミュニティの結束性を促進するよう、また地方当局の児童および青少年のための計画を顧慮するよう求められている。同様に地方当局は、学校を児童および青少年のための計画に関する協議に確実に参加させなくてはならない。同法はまた、学校理事会の過半数がトラスト (The Trust) によって任命されているトラスト・スクール (Trust School) における、公的な保護者の委員会についても規定している。これは学校理事会に対する保護者の意見を代表するものである。その他のすべての学校については、保護者の委員会を設置することが奨励されている。

協議は、拡大サービスの企画における地域の関与を確実なものとし、既存の高品質なサービスとの重複を避け、また地域に必要とされるサービスの提供を確実なものとする。「2002年教育法」の28条は、学校理事会に広く協議を行うことを求めている：地方当局、保護者、児童生徒、コミュニティ、適切な信仰グループなどと、拡大サービスを開発するに先立ち協議を行うのである。学校は、地域の子どもおよび青少年が、この協議プロセスに深く関わるようにしなければならない。またサービスの実施手法については教職員およ

び労働組合とも協議を行う必要がある。

学校は、地域の保護者すべてと協議を行うよう、特別な努力を払わなくてはならない。学校において好ましくない体験をし、学校の敷地で実施されるサービスを受け入れることにあまり積極的でない保護者にも手を差し伸べなければならない。優れた育児は子どもが学校で達成する成果に影響する最も重要な要因であり、保護者とスムーズに協力できる学校は、標準レベルの向上において有効かつ永続的な効果を得ることになる。

教員養成・研修機構（TDA）の『学校理事会の理事のための拡大サービスツールキット（Extended Services Toolkit for Governors）』は、www.tda.gov.ukにて入手可能であり、コミュニティに関し、また拡大サービスが地域のニーズをどう満たすかに関して理解するのに役立つセクションが含まれている。

www.tda.gov.uk/remodelling/extendedschools/resources/downloads/extendedschools.aspxにて入手可能な『協議ツールキット（The Consultation toolkit）』は、コミュニティ全体をどう関与させるかについての有意義な情報ソースである。

6.3 予算と資源

学校は—地域コミュニティおよび地方当局と協議しつつ—子ども、青少年、そして家族のニーズを知るのに最も有利な立場にある。私達は地方当局に対し、可能な限り、拡大学校のための資金の大半を学校に直接委譲することを推奨する。

学校は委譲された予算を、子どもに教育的恩恵を与えると証明できる、生徒に焦点をあてた拡大サービスに使用することが可能である。しかし教育的恩恵なしにコミュニティのみに焦点を当てた活動や、教育目的よりは仕事をしやすくすることを目的とした保育サービスに使用してはならない。学校は、あらゆる拡大サービスのサポートに学校標準補助金（School Standards Grant）を使用することができる：ここには児童生徒およびコミュニティに焦点をあてた活動の双方が含まれる。

学校理事会は拡大活動を実施する上での継続的なコスト、およびその資金をどう調達するかについて、明確に理解すべきである。学校は、均一財務報告（Consistent Financial Reporting, CFR）の枠組みを通じて、委譲された予算が使用可能、および使用不可能な拡大学校の活動について報告しなければならない。各学校は拡大学校の活動に関する均一財務報告への報告の手法についてのより詳細なガイダンスを、教育技能省の対費用効果ユニット（DfES Value for Money unit）のホームページより入手可能である：

www.dfes.gov.uk/valueformoney/index.cfm?action=CFR.Default&ContentID=85

学校は、地方当局から会計手続きおよび付加価値税（VAT）についてのアドバイスを求めるべきである。また財務管理基準（Financial Management Standard）のホームページとツールキットを参照し、システムが目的にかなっているかを確認すべきである。www.fmsis.info

その他のガイダンスは、『拡大学校の企画と資金調達：学校、地方当局およびそのパートナー機関のためのガイド(Planning and funding extended schools: a guide for schools, local authorities and their partner organisations)』にて参照可能である。

www.teachernet.gov.uk/wholeschool/extendedschools/practicalknowhow/

6.4 成果管理

調査によれば拡大サービスは、動機付け、行動および出席状況を改善するのに不可欠であり、これらの改善によって達成結果が向上するのを支援することができる。すなわち学校の指導者および学校理事会が、学校の改善のための基本的な手段として拡大サービスに最大限の努力を投じることは非常に重要なのである。

学校理事会は、拡大サービスの影響をはかるためのプロセスを確立しなくてはならない。そこには理解、またサービスがどのように子ども、青少年および家族のための業績の向上に貢献しているか、といった点が含まれる。この進捗状況の測定は、学校の標準レベルおよび達成成果の向上のための全体的なアプローチの一部として、学校改善計画と整合性がとれ、それと連携しているものでなくてはならない。影響の監視は、学校理事会が提供するサービスが地域のニーズを満たし、維持可能であることを確実にするための一助となる。

教員養成・研修機構（TDA）の『学校理事会の理事のための拡大サービスツールキット（Extended Services Toolkit for Governors）』は、www.tda.gov.ukにて入手可能であり、そこには拡大サービスのための活動や優先事項の特定、および成果の測定に関するセクションが含まれている。

更なるガイダンスについては、『拡大サービス：学校改善のサポート（Extended Services: supporting school improvement）』を参照のこと。

www.teachernet.gov.uk/docbank/index.cfm?id=10747

6.5 実施モデル

学校は地域との協議において、以下のアプローチのうちのいずれ、またはアプローチの組み合わせのどちらが地域コミュニティのニーズを満たすかについて考慮しなければならない。

- ・ 業務遂行契約—学校理事会はサービス供給の手配を行い、合意された仕様のもとでの第三者によるサービス供給に対して代金を支払う。この手法は、民間、ボランティアまたは独立セクターと仕事をする上で有利な点が多い。
- ・ 管理契約—上記と同様だが、請負業者は拡大サービスの管理に対して支払いを受け、サービスの実施については下請け契約を行う。
- ・ 直接的な業務遂行—学校、または複数校のクラスターがスタッフを雇用し、当該スタッフはマネジメントチェーンを通じて校長または拡大サービス管理者に報告を行う。
- ・ ホスティング—学校理事会は地方当局の代理として、敷地内でのサービス供給を許可するが、その実施において直接的な役割は担わない。：そして、
- ・ アクセスのみ—学校はサービスに関する情報を提供し、アクセスの支援を行うが、サービスのホストとはならず、その提供も行わない。

6.6 第三者との協力

学校の敷地内でサービスを供給、または管理する第三者を含む実施モデルにおいては、学校と第三者とが責任、義務および説明責任について合意することが求められる。学校は現在第三者との協力が効果的なものとなるよう、以下のような様々な方針を採択している。

- ・ パートナーシップ合意—学校と第三者との責任を規定した協約を含む文書であり、双方が署名したもの。このような合意は、学校スタッフが学校の施設を使用する第三者を管理する時間を最低限に抑える。また安全防護や保健、衛生などに関連した義務が効果的に委譲され、責任が明確になる。学校と第三者のサービス契約には、この責任の合意が含まれることを私達は推奨する。このような協約によって、公的機関に与えられた法的責任を再指定することはできない。そして、
- ・ 管理移転合意—学校理事会は学校の施設を他の機関と共同で管理するための管理移転合意を結ぶか、同機関に管理を移転することが可能である。当該機関は、「管理機関」と呼ばれ、合意された期間中施設を占有し、使用する。施設の管理を移転することは、学校設備を使用するにあたり、学校スタッフによる継続的な管理のための時間が不必要になるということである。有志立学校や地方補助学校の学校理事会は、学校の時間内の管理移転に関する管理移転合意を結ぶ前に、地方当局や役員、関連宗教団体の同意が必要とされる可能性がある。

これらの正式な合意は、日々の効率的な処置によって支えられるべきである。例えば、学校の施設を使用する上での条件を明確に定めた課外時間活動予約フォーム、そして学校運営に係わる専門家すべての間でのお互いの氏名や共有スペースに関する慣習、保健と安全に関する手続きなどに関して、共通かつ明白な理解がなされていることなどが含まれる。

6.7 クラスタと連合 (federations)

学校は拡大サービスを実施するうえで、クラスターまたは連合の形態で協力することが可能である。これらの学校は拡大学校コーディネーターのサポートを受けることが可能であり、情報、アドバイス、ガイダンスや特定の対象にターゲットを絞ったサービスなどを、合同で委託することができる。保健やソーシャルケアに関しては、これらの学校が独自のリンクを作り上げている可能性があり、パートナーへのサービス委託に利用可能な資金の一部を使用している場合もある。

特定の学校の敷地で複数の学校のグループによる拡大サービスが提供されている場合、または学校連合が協力して機能している場合にも、説明責任の基本的な方針には変化はない。各校の説明責任の範囲は、意思決定に関する合意の内容、またサービスが当該校の施設内で提供されるかによって決まる。拡大学校の提供について、関係する各校の学校理事会が形成する合同委員会が決定する場合には、関与している学校理事会はすべての決定事項の結果に対して説明責任を負うことになる。

6.8 人員

6.8.1 人員のモデル改革への適合

人員モデル—その方針と慣習—の改革は、学校が『どの子どもも大切 (Every Child Matters)』プロジェクトの協議事項、および維持可能な拡大サービスを実施するうえで不可欠である。

人員モデルの改革においては、新たな役割を適所に確実に配置しなければならない。うまく計画された拡大サービスはすべての人員—校長、教員およびサポートスタッフ—が、指導と学習のレベル向上に焦点を当てることを可能にする。拡大サービスへのアクセスの提供が、校長その他の教育スタッフの業務量の増加に結びついてはならない。多くの学校では、拡大サービスの日々の継続的な業務管理を行うコーディネーターを雇用している。2007年の予算では、中等学校のコーディネーター、および初等学校のクラスターに対する資金として、追加的な資源が与えられている。

拡大サービスの開発とレベル向上のためには、すべてのレベルにおいてリーダーシップ

の存在が不可欠である。サービスがうまく開発されるのは、学校の指導者や理事が、拡大サービスのコーディネーターやクラスター管理者による日々の開発に頼りながらも、サービスについては熱意を持って概観している場合が多い。学校の指導者の全体的な作業量を処理可能な範囲に抑えるためには、リーダーシップの配分が重要になる。

プライスウォーターハウス・コーパーズ (Pricewaterhouse Coopers) の『学校のリーダーシップに関する独立調査 (Independent Study into School Leadership)』(2006年) (www.teachernet.gov.uk) および他の主要ソースを踏まえ、私達はソーシャル・パートナーおよび教員養成・研修機構 (TDA) や国立校長養成カレッジ (NCSL) のような主要機関との継続的な協力の中で、シュアスタート児童センターおよび拡大学校のリーダーシップをサポートするのに最適な既存および新たな対策について判断することを試みている。

6.8.2 多機関の機能

拡大大学校およびシュアスタート児童センターにおいては、多機関のチームが幅広い専門知識を集結させ、専門的職業の間の境界が取り除かれることになる。すべての主要サービスに対して迅速かつ容易なアクセスを提供するためには、学校は他の公的サービスや、ボランティア、コミュニティセクターと緊密に協力する必要がある。焦点化、そして特別な教育的配慮の必要な子どもの特定、介入を支援するプロセスを共有する必要があるのである。保健サービスとの関係は特に重要であるが、これは拡大サービスが『保健と健康のためのコミッショニング枠組み (Commissioning Framework for Health and Well-being)』および『2007年/2008年 NHS 業務枠組み (2007/8 NHS Operating Framework)』の規定する優先事項に貢献するためである。スタッフは全員、ヘルスケアの経路と委託に関する協約を理解していなければならない。

最も優れた学校の場合のようにこれが効果的に機能するためには、多機関スタッフの慎重な調整が必要である。スタッフの各メンバーは、自らが誰に対し報告義務を有するのかを理解し、アドバイスや適当な経緯にアクセスすることが可能でなければならない。この点は、学校とその他の雇用者の間、または専門の管理者との間で管理責任が共有されている場合特に重要である。学校と外部の雇用者との間の文書による合意で、スタッフの管理、任命および解雇に関する責任が明確にされるべきである。

サービスの実行者が支援を受ける、または募集される多機関チームを通じて当該サービスが実施される場合がある。多機関のチーム内でサービス実行者はチームのアイデンティティを共有し、管理と研修を通じて出身元の機関との連携を保ちながらも、通常はチームリーダー—例えば校長または拡大サービス管理者—によるライン管理を受ける。または、

サービス実行者は出身元機関に引き続き雇用されながら、多機関委員会と協力することも可能である。この場合は、追加的なサポートが必要な可能性のある児童や青少年について論議するため、定期的な会合を持つことになる。

教員を含むスタッフの多くは、多機関による拡大サービスを最大限利用するため、特に不利な条件下におかれた子どもが主要サービスに迅速かつ容易にアクセスすることを確実にするために、追加的な研修と情報を必要としている可能性がある。

多機関チームの管理者およびサービス実行者のためのツールキットは、『どの子どもも大切 (Every Child Matters)』 ホームページにて入手可能である。

www.everychildmatters.gov.uk/deliveringservices/multiagencyworking

6.9 アカデミー (academies)、スペシャリストスクール (specialist school)、地方補助学校および有志立学校

アカデミーは、その資金協定 (funding agreement) により、拡大サービスの提供を求められている。アカデミーは、「コミュニティの中心的な存在であり、他の学校、またより幅広いコミュニティと設備を共有する」学校であり、その補助金の条件となっている。「2006年教育監査法」では、アカデミーは、その資金協定においてコミュニティの結束を促進することも求められている。スペシャリストスクールについては、付託事項の一部として、その他の学校およびより幅広いコミュニティと協力することが求められている。スペシャリストスクールはそのコミュニティ計画の一部として、拡大サービスにて提供される主要サービスに関連してどのような努力を行っているかを立証することが要求されている。有志立学校および地方補助学校についても、その他の公立学校と同様の手法で拡大サービスを提供することが求められている。

6.10 施設と責任

施設を所有することで、保健および安全性に係わる責任が生ずる可能性がある。施設において提供されるサービスの管理責任、そして活動の監督を通じた責任などである。そのため子どもが怪我をした場合にはその子どもを監督していた組織の責任となる場合でも学校理事会の児童の怪我に対する責任を完全に排除することはできない。この点については、これに関する趣旨の合意があった場合でも変化はない。

学校理事会は、適切な保険の手配を確実に行わなければならない。民間、またはボランティアの供給者との契約は、これらの供給者が十分な保証を受けていることが要件となるべきである。

7.0 実践的ガイダンスへのリンク

7.1 シュアスタート児童センターおよび拡大学校に関するガイダンスの主要ソース

7.1.1 シュアスタート児童センター

「子どものために共に (Together for Children)」は、地方当局のシュアスタート児童センターについての計画、開発、およびその実施をサポートするために契約された受託業者である。ここには、シュアスタート児童センターのアプローチを支える上で必須の、多機関の効果的な機能開発支援も含まれる。ホームページには、すぐれた慣習についてのケーススタディも掲載されている。www.childrens-centres.org

シュアスタート児童センターの主要ガイダンス文書、特に『シュアスタート児童センターの計画と成果管理ガイダンス (Sure Start Children's Centres Planning and Performance Management Guidance)』および『シュアスタート児童センター実践ガイダンス (Sure start Children's Centres Practice Guidance)』については、www.surestart.gov.ukを参照のこと。

7.1.2 拡大学校

権能：「2002 年教育法」：27 条および 28 条、スケジュール 1、第 3 項 (1) およびスケジュール 3、第 2 項から第 5 項

教育技能省の拡大学校に関するホームページには、学校を通じた拡大サービスをどのように設置し、管理するかに関するガイダンス、および有用な問い合わせ先、ケーススタディ、評価、資金調達の詳細および実践的なノウハウが記載されている。

www.teachernet.gov.uk/extendedschools.

当該ホームページからは、様々な発行物にアクセスが可能である。

- ・ 『拡大学校：すべての人に機会へのアクセスとサービスを：総合案内書 (Extended Schools: Access to Opportunities and Services for All: A prospectus)』
- ・ 『拡大学校の計画と資金調達：学校、地方当局およびそのパートナー機関のためのガイダンス (Planning and funding extended schools: a guide for schools, local authorities and their partner organisations)』 (参照番号：0472-2006DOC-EN)
- ・ 『将来のための学校：拡大サービスのための学校設計 (Schools for the Future: Designing Schools for Extended Services)』
- ・ 『理事のための拡大サービスガイド(Extended Services toolkit for governors)』

以下のノウハウに関するパンフレットは、ホームページからダウンロードが可能：育児

サポート、協議、文献証拠と評価、施設の使用、ガバナンス、スクールカンパニー、コミュニティおよびボランティアセクターとの協力、より幅広いコミュニティのための ICT 設備の構築、付加価値税および保険。

全国理事協会 (The National Governors' Association) から、『拡大学校 – 理事のためのガイド 1 (Extended Schools – a Guide for Governors 1)』(参照番号: NRT/0103/2006) が出版されている。印刷物は、全国理事協会から入手可能 (電話: 0121-633-7141、電子メール: governorhq@nasg.org.uk)

教員養成・研修機構 (TDA) – 開発部門は教育技能省により設置され、拡大サービスの開発にあたって地方当局と学校をサポートする。より詳細な情報と、増加しつつあるケーススタディ・バンクについては、www.tda.org.uk/remodelling を参照のこと。電話: 020-7023-8001、電子メール: extendedschools@remodelling.org

教員養成・研修機構 (TDA) と共に ContinYou (コンティニュー) によって提供される拡大学校サポートサービス (TESSS) は、経験豊かかつ焦点を絞ったサポートを、学校、地方当局および、学校における保健やソーシャルケアなど、その他の拡大サービス関係者に対して提供する。www.continyou.org.uk/tesss

一般質問については、下記に電子メールで問い合わせのこと:

extended.schools@continyou.org.uk

または電話: 024-7658-8440

4Children (フォーチルドレン) は教員養成・研修機構 (TDA) と協力している全国的なチャリティであり、拡大学校における育児についての情報とガイダンス (アドバイス、相談含む)、スポーツ、芸術および音楽に関する革新的な学校外でのプログラムへのリンク、そして品質管理スキームへのアクセスを提供する。情報は以下から入手可能: www.4children.org.uk または

電話: 020-7552-6990

7.2 アドバイスおよびガイダンスの一般的ソース

7.2.1 チャリティ法

チャリティサービスをより幅広い学校経営に組み込むことに関するチャリティ法についてのアドバイスは、以下で入手可能:

www.charity-commission.gov.uk/supportingcharities/esi.asp

7.2.2 チャイルドケア

チャイルドケア・リンク (Childcare Link)は、英国の各地域で利用可能な個々の育児サービスに関する情報や、地域の子ども情報サービス (Children's Information Service) に関する情報を提供する。

www.childcarelink.gov.uk

電話 : 0800-096-02-96

教育水準監査院のホームページは、育児に関する規制や登録についての情報を提供している。ここには、『拡大サービスについて調査する学校のための枠組みとガイダンス ("Framework and guidance for schools in inspecting extended services)』も含まれる。

www.ofsted.gov.uk/publications/index.cfm?fuseaction=pubs.summary&id=399

7.2.3 2004年児童法

児童および青少年のための計画 (Children and Young People Plan, CYPP) : すべての地方当局には主要パートナーと協議のうえ、児童および青少年のための計画を作成することが求められている。地方当局はシュアスタート児童センターおよび拡大大学校の展開のための戦略的ビジョンを説明することが可能である。これらの決定に関しては、すべての主要な利害関係者が含まれていなければならない。

www.everychildmatters.gov.uk/strategy/guidance

地方子ども安全委員会の取り決め :

www.everychildmatters.gov.uk/aims/childrenstrusts

7.2.4 児童福祉労働力開発協議会

児童福祉労働力開発協議会 (The Children's Workforce Development Council, CWDC) は、幼児、保育、子どものソーシャルケアおよび幅広い学校サポートのサービスのための英国の部門能力協議会 (Sector Skills Council) である。児童福祉労働力開発協議会は児童および青少年のための計画を作成する地方当局に相談サポートを提供する。また人員を募集している雇用者に対し、幼児期に関連した資格についての質問に答え、アドバイスを提供する。児童福祉労働力開発協議会の連絡先は以下のとおり。

www.cwdcouncil.org.uk または

電話 : 0113-244-6311

7.2.5 共通評価枠組み

共通評価枠組み (Common Assessment Framework, CAF) は、以下からアクセス可

能：

www.everychildmatters.gov.uk/files/5547FCF8ACC9B09C04989CAA2A2AB804.pdf

指導的職業：管理者ガイド（The Lead Professional: manager's guide）は以下からアクセス可能：

www.everychildmatters.gov.uk/files/338C2F15F85E6496FD62296172CC865E.pdf

7.2.6 企業、設立

慈善事業監督委員会（Charity Commission）の情報は以下から入手可能：

www.charity-commission.gov.uk

社会的企業に関する情報は、以下から入手可能：

www.businesslink.gov.uk

7.2.7 雇用手続きと犯罪記録管理局チェック

スタッフ雇用の手続きに関する情報は、教育技能省から入手可能：

www.dfes.gov.uk/a-z and from the Criminal Records Bureau at www.crb.gov.uk

子どもの安全防護と教育分野におけるより安全な人員募集（Safeguarding Children and Safer Recruitment in Education）：

www.teachernet.gov.uk

7.2.8 宗教学校（Faith schools）

指定された宗教的性質を持つ学校は、有志立学校や地方補助学校に設置されたシュアスタート児童センターおよび拡大学校における特定の法的問題やガバナンス関連の問題について、適切な宗教的権威にアドバイスを求めるべきである。

7.2.9 保健と安全性

保健と安全性についての情報は、『保健と安全性：責任と権力（Health and Safety: Responsibilities and Powers）』（地方当局および学校のための教育技能省のガイダンス）にて入手可能：

www.teachernet.gov.uk/responsibilities

保健と安全性、管理、事故報告などに関する全般的な情報は、安全衛生庁（Health and Safety Executive）から入手可能：

www.hse.gov.uk

電話：0870-154-5500

7.2.10 合同計画およびコミッショニング

地方子ども安全委員会の取り決めを利用することで、地方当局は管轄地域内におけるサービスを戦略的に計画、コミッショニングすることになり、地域サービスのコミッショニングについて組織レベルで近隣地域にアドバイスを与えることが可能となる。

コミッショニングに関する更なるサポートは以下で入手可能：

www.everychildmatters.gov.uk/strategy/planningandcommissioning

ここには、合同計画およびコミッショニング枠組み（Joint Planning and Commissioning Framework）、更なる非法定ガイダンス、ツールキット、そしてケーススタディが含まれる。

7.2.11 多機関の情報

総合的な環境における管理者のための多機関ツールキットは、以下よりダウンロード可能：

www.everychildmatters.gov.uk/deliveringservices/multiagencyworking

情報共有に関するアドバイスは以下より入手可能：

www.everychildmatters.gov.uk/deliveringservices/informationsharing

7.2.12 国立校長養成カレッジ（NCSL）

国立校長養成カレッジは現在および将来の学校指導者の育成とサポートを支援し、彼らが自らの学校において、またそれを超えてよい影響を与えられるようにする。同カレッジの運営する様々なプログラムの中に、「全国総合センター指導職業資格（National Professional Qualification for Integrated Centre Leadership）」があるが、これは児童センター管理者のための資格である。より詳細な情報は、ホームページより入手可能：

www.ncsl.org.uk/programmes/npqicl

7.2.13 育児サポート

育児サポートのパンフレット（www.teachernet.gov.uk/extendedschools）は、学校が保護者とうまく協力し、保護者が子どもたちの学習支援に関与する革新的な例が掲載されている。

『どの保護者も大切（Every Child Matters）』の文書

は、www.teachernet.gov.uk/everyparentmatters よりアクセス可能。ここでは保護者が一同棲中か結婚しているか、子どもと同居しているか否かを問わず一子どもが楽しみつつ学習し、成果を達成するのを支援するための既存のおよび新たに行われつつある活動について説明している。また今まで利用可能だったサービスにおいて欠けている多数の点を強調し、システムからよりよい反応を引き出すための手法を規定し、この分野が今後どのように発展していくことが可能かを指摘している。

チャリティであるペアレンツライン・プラス（Parentline Plus）では保護者の関与を促すための多くのアイデアを記載した保護者の参加のためのツールキットを作成している。ホームページからの注文が可能：

www.parentlineplus.org.uk

7.2.14 参加と協議

準備、安定、変化（Ready, Steady, Change）一子どもおよび青少年による意思決定への効果的な参加を促すための研修やツールの総合的なセット。より詳細な情報は、以下より入手可能。

www.crae.org.uk/cms/index.php?option=com_content&task=view&id=202&Itemid=146

パーティシペーション・ワークス（The Participation Works）のホームページでは、子どもおよび青少年を意思決定に関与させるための方針、実践、ネットワーク、研修および革新的なアイデアに関する情報が提示されている：www.participationworks.org.uk

『コミュニティ協議－協議計画枠組み（Community consultation – a consultation planning framework）』は、以下よりダウンロード可能：

www.tda.gov.uk/remodelling

『SLPPsにおけるNESS 保護者の力の拡大（NESS Empowering Parents in SSLPs）』（2006年）は、以下より入手可能：

www.ness.bbk.ac.uk

7.2.15 校舎

教育技能省のホームページ

（www.teachernet.gov.uk/management/resourcesfinanceandbuilding）では、購入や資産管理など校舎に関する情報を掲載している。

学校の施設の賃貸に関しては、www.teachernet.gov.uk/schoolslandandproperty にてガイドンス入手可能。

資本問題に関する更なるガイドンスは、www.teachernet.gov.uk/extendedschools にて入手可能。ここには、最近の第1次資本戦略に関する協議および『拡大サービスのための学校設計 (Designing Schools for Extended Services)』ガイドンスが含まれる。

7.2.16 学習サポート

優れた学習サポートの開発手法に関する情報は以下から入手可能である：

www.standards.dfes.gov.uk/studysupport

および

www.continyou.org.uk/content.php?CategoryID=757

7.2.17 付加価値税 (VAT)

付加価値税に関するアドバイスは、拡大学校ホームページの『付加価値税に関する説明 (Accounting for VAT)』にて参照可能：

www.teachernet.gov.uk/extendedschools

英国関税局全国アドバイスサービス (The H.M. Customs and Excise National Advice Service) 電話: 0845-010-9000 から学校個々の状況についてのガイドンスが得られる。ホームページは以下の通り：

www.hmrc.gov.uk

5 参考資料2

学校と地域連携関連図書(和文)

	編著者	著書名	出版社	出版年
1	平田淳著	「学校評議会」の教育効果に関する研究－「開かれた学校づくり」のエスノグラフィー	東信堂	2007
2	佐藤晴雄編	地域社会・家庭と結ぶ学校経営－新しいコミュニティ・スクールの構造をどう描くか	東洋館出版社	1999
3	佐藤晴雄監修 中野区立沼袋小学校編	地域連携で学校を問題ゼロにする－実践型コミュニティ・スクールの秘訣	学事出版	2008
4	奥村俊子・貝ノ瀬滋著	子ども・学校・地域をつなぐコミュニティ・スクール－「人間力」を育む三鷹四小の学校づくり	学事出版	2003
5	貝ノ瀬滋編著	子どもの夢を育むコミュニティスクール	教育出版	2003
6	大神田賢次著	日本初の地域運営学校－五反野小学校の挑戦	長崎出版	2005
7	野田敦敬監修 岡崎市立六ツ美西部小学校著	地域と共に学び合う学校づくり－ボトムアップ型の地域運営学校を目指して	明治図書出版	2005
8	池上洋通、荒井文昭、安藤聡彦、 朝岡幸彦編著	市民立学校をつくる教育ガバナンス	大月書店	2005
9	葉養正明編集	学校と地域の新しい関係づくり－「コミュニティ・スクール」の新展開	教育開発研究所	2004
10	社団法人日本PTA全国協議会編	学校、家庭、地域社会におけるPTA実践事例集(19) 学校を積極的に支援するPTA活動－学校運営への協力	社団法人日本PTA全国協議会	2003
11	社団法人日本PTA全国協議会編	学校、家庭、地域社会におけるPTA実践事例集(20) 学校運営に積極的に参画するPTA－学校運営への支援・協力・参加	社団法人日本PTA全国協議会	2004
12	嶋野道弘、寺尾伸一 大野城市立月の浦小学校	21世紀型コミュニティ・スクールの創造	明治図書出版	2000
13	黒崎勲	新しいタイプの公立学校	日日教育文庫	2004

14	渡邊昭彦	学校を活用したコミュニティスクールの計画と管理・運営システムー特別教室・余裕教室の地域開放のための計画と管理・運営システム	豊橋技術科学大学	1997-1999
15	渡邊昭彦	学校問題等に対応できる学校・地域連携型コミュニティスクールの英・米実態調査	豊橋技術科学大学	1999-2000
16	渡邊昭彦	学校問題に対応するフルサービス型コミュニティスクールの英・米実態調査	豊橋技術科学大学	2001-2003
17	福井県教育庁生涯学習課	子どもコミュニティスクールモデル事業活動事例集 平成13年度	福井県教育委員会	2002
18	校舎改築研究会	コミュニティ・スクールをめざして	第一公報社	2005
19	金子郁容、鈴木寛、渋谷恭子	コミュニティ・スクール構想	岩波書店	2000
20	生涯体験活動振興協会コミュニティ・スクール研究委員会	わが国におけるコミュニティ・スクールの現状と課題	日本教材文化研究財団	2004
21	内閣総理大臣官房広報室	家庭と地域の教育力に関する世論調査(世論調査報告書)		1988
22	伊藤俊夫	学校と地域の教育力を結ぶ	全日本社会教育連合会	2001
23	矢内諭	地域社会の活性化と地域の教育力に関する研究	東北工業大学	1990-1991
24	秋田県教育センター	地域の教育力を生かした学校づくり		1993
25	足立筋雄	地域の教育力をつちかう(シリーズ・現代の教師7)	明治図書出版	1981
26	菊池幸子	地域の教育力と住民の学習ニーズの相互関係に関する実証的研究	文教大学	1991-1992
27	子どもの体験活動研究会	地域の教育力の充実に向けた実態・意識調査(速報)	子どもの体験活動研究会	2002
28	文科省生涯学習政策局生涯学習推進課	「地域の教育力の充実に向けた実態・意識調査」の実施結果(速報)について		2002
29	入江昌明、半田博	母親・父親・地域の教育力	EXP	2001

学校と地域連携関連雑誌論文(和文)

コミュニティ・スクール

	著者名	論文題	掲載誌	巻号	编者	出版社	発行年	掲載頁
1	遠藤 正芳	実践! 校長塾(14)学校の個性を生かし、「学校力」を高める(3)公募校長奮戦記<コミュニティ・スクールの構築>	週刊教育資料	1035 通号1165	日本教育新聞社	教育公論社	2008年 7月21日	p.12-14
2	斎藤 千恵	ニュースの焦点 コミュニティ・スクールが343校に増加--文科省調査	週刊教育資料	1029 通号1159	日本教育新聞社	教育公論社	2008年 6月2日	p.34
3	佐藤 晴雄	きょういくズームアップ 学校のモードを外向けに切り替える--コミュニティ・スクールの調査研究を行った佐藤晴雄さん	内外教育	5834	時事通信社	時事通信社	2008年 6月24日	p.6-7
4	和田成	特集 コミュニティスクールがもたらしたもの--学校と運営理事会の関係を見る	教育ジャーナル	47(2)	学習研究社	学習研究社	2008年 5月	p.50-54
5		教育力育成や教員人事に課題も--日大の佐藤教授らがコミュニティ・スクールを調査	内外教育	5824	時事通信社	時事通信社	2008年 5月20日	p.2-3
6	和田成	特集 がんばれ! 公立校!! / コミュニティスクール@出雲 保護者・地域が学校運営にかかわり、支えていく仕組み--コミュニティスクールは学校・地域の何を変えることができる	教育ジャーナル	47(1)	学習研究社	学習研究社	2008年 4月	p.8-18
7	田原総一郎	10年後 日本再生への旅 教育復興の切り札「コミュニティ・スクール」とは何か	現代	42(3)	講談社	講談社	2008年 3月	p.218-230
8	葉養正明	「開かれた学校」を実現するために--管理職の役割(第107回)コミュニティ・スクールの風景(2)	週刊教育資料	1019 通号1149	日本教育新聞社	教育公論社	2008年 3月10日	p.30-31
9	上野 正道	1930年代のデューイにおけるコミュニティ・スクールの構想--活動的な学習実践の創造	人文科学	13	「人文科学」編集委員会	大東文化大学人文科学研究所	2008年 3月	p.121-140
10	葉養正明	「開かれた学校」を実現するために--管理職の役割(第106回)コミュニティ・スクールの風景(1)	週刊教育資料	1017 通号1147	日本教育新聞社	教育公論社	2008年 2月25日	p.30-31
11	渡邊昭彦	21世紀・学校の中心テーマは”コミュニティスクール”	教職研修	36(4) 通号424	教育開発研究所	教育開発研究所	2007年 12月	p.11-13

12	京都市立京都御池中学校	学びの共同体を創造する学校ー未来に輝く小中一貫コミュニティ・スクールの創造(第36回教育展望セミナー研究討議資料 改革の時代に応える教育(2)新しい教育をめざして)ー(第1分科会経営部会)	教育展望	53(6) 通号578	教育調査研究所	教育調査研究所	2007年 7月	p.54-59
13		恵み野コミュニティスクールー恵み野小学校区コミュニティスクール推進協議会(北海道恵庭市)	マナビイ	71	文部科学省	ぎょうせい	2007年 5月	p.34-37
14	山口県萩市立田万川中学校	魅力ある学校の取組 地域とともに歩むコミュニティ・スクール	中等教育資料	56(3)	文部科学省教育課程課	ぎょうせい	2007年 3月	p.80-84,8
15		第1特集 新しい形の学校は、何を変える?「コミュニティスクール」「小中一貫校」の意義と課題とは?	NEW教育とコンピュータ	23(1)	学習研究社	学習研究社	2007年 1月	p.8-17
16	山崎 保寿	地域型コミュニティ・スクールの成立要因に関する事例的考察ー阿智第三小学校を事例として	静岡大学教育学部研究報告. 人文・社会科学篇	58	静岡大学教育学部	静岡大学教育学部	2007年	p.221-230
17		制度発足2年目の課題を論議ー文科省がコミュニティ・スクール推進フォーラム	内外教育	5702	時事通信社	時事通信社	2006年 12月15日	p.6-7
18	日下裕弘、阿部剛英	コミュニティ・スクールの現状と課題に関する研究ー主としてR.シュタイナーの教育観の視点から(特集 学校支援・地域連携の共同研究)	茨城大学教育実践研究	25	茨城大学教育学部附属教育実践総合センター	茨城大学教育学部附属教育実践総合センター	2006年 10月	p.17-31
19	中津市教育委員会本耶馬溪教育センター	事例クローズアップ 本耶馬溪コミュニティスクールー子どもは地域の宝物	マナビイ	62	文部科学省	ぎょうせい	2006年 8月	p.36-39
20	三重県津市立南が丘小学校	特色あるコミュニティ・スクールの創造ー学校理念の実現と地域力の活用(第35回教育展望セミナー研究討議資料 改革の時代に応える教育(1)改めて学校教育の質を問う(第1分科会 教育課題部会)	教育展望	52(6) 通号567増刊	教育調査研究所	教育調査研究所	2006年 7月	p.46-51
21	京都市立京都御池中学校	わたしの教育実践(218)学びの共同体を創造する学校ー輝きあい、育ちあう、魅力あふれるコミュニティ・スクール	教育展望	52(3) 通号564	教育調査研究所	教育調査研究所	2006年 4月	p.55-62
22	木岡 一明	学校という組織の特質を踏まえたマネジメントのあり方ー木岡一明氏 国立教育政策研究所総括研究官	法律文化	18(2) 通号262	東京リーガルマインド	東京リーガルマインド	2006年 3月	p.28-31

23	金子 郁容	公立小中学校のソリューション・モデルをいかに考えるか—金子郁容氏 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科教授	法律文化	18(2) 通号262	東京リーガルマインド	東京リーガルマインド	2006年 3月	p.24-27
24	若井田正文	地域の教育力を高め、それを活用する学校運営—若井田正文氏世田谷区教育委員会教育長	法律文化	18(2) 通号262	東京リーガルマインド	東京リーガルマインド	2006年 3月	p.20-23
25	下村 博文	公立小中学校の独立行政法人化という究極の改革に向けて—下村博文氏 衆議院議員	法律文化	18(2) 通号262	東京リーガルマインド	東京リーガルマインド	2006年 3月	p.12-15
26	山中 伸一	学校現場における組織運営の試みと教育政策の二つの命題—山中伸一氏 文部科学省大臣官房審議官(初等中等教育局担当)	法律文化	18(2) 通号262	東京リーガルマインド	東京リーガルマインド	2006年 3月	p.16-19
27	高島秀樹	コミュニティ・スクール論の再検討—「活動・体験」学習の意義を考える	明星大学社会学研究紀要	26	明星大学人文学部社会学科	明星大学人文学部社会学科	2006年 3月	p.117-129
28	長安 清則	わたしの学校経営 新校舎とコミュニティ・スクール	内外教育	5634	時事通信社	時事通信社	2006年 3月3日	p.16
29	亀井有希、依田充代、伊藤嘉人他	宮城県仙台市における地域の教育力に関する調査研究—実践事例の発信タイプに着目して	日本体育大学体育研究所雑誌	31(1)	日本体育大学体育研究所	日本体育大学体育研究所	2006年 3月	p.45-63
30		公立学校の新しい形を模索—文科省が「コミュニティ・スクール推進フォーラム」	内外教育	5630	時事通信社	時事通信社	2006年 2月17日	p.2-3
31	鴨下 基治	コミュニティ・スクールによる「地域立小学校」の試み—鴨下基治氏足立区五反野小学校理事会理事長(特集 教育委員会の真相に迫る！)	法律文化	18(1) 261	東京リーガルマインド	東京リーガルマインド	2006年 1月	p.28-31
32	山川由起子	宮城県仙台市 西中田コミュニティスクールの取り組み(特集 子どもの居場所と地域のネットワーク)	社会教育	61(1) 通号715	全日本社会教育連合会	全日本社会教育連合会	2006年 1月	p.26-29
33	塩見善則	コミュニティ・スクールに向けた取り組み(特集「生活の場」としての学校)	発達	26(102)	ミネルヴァ書房	ミネルヴァ書房	2005年 春	p.32-28
34	岸裕司	コミュニティ・スクールから、スクール・コミュニティの創生を！(特集「生活の場」としての学校)	発達	26(102)	ミネルヴァ書房	ミネルヴァ書房	2005年 春	p.39-46
35	小林良彰、名取良太	事業別自治体財政需要(71)コミュニティスクール(2)岡山県岡山市	地方財政	615	ぎょうせい	ぎょうせい	2005年 9月	p.35-50

36	陰山英男	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)コミュニティ・スクール	教育委員会月報	57(6) 通号672	文部科学省	第一法規	2005年 9月	p.32-39
37	大津和子	コミュニティ・スクールの事例研究	北海道教育大学紀要 人文科学・社会科学編	56(1)	北海道教育大学	北海道教育大学	2005年 8月	p.1-16
38	名取良太	事例別自治体財政需要(70)コミュニティスクール —和歌山県新宮市	地方財政	613	ぎょうせい	ぎょうせい	2005年 7月	p.147- 168
39	塩見善則	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)新 宮市立光洋中学校の実践	教育委員会月報	57(4) 通号670	文部科学省	第一法規	2005年 7月	p.54-61
40	石川孝雄	学校運営連絡協議会 学校経営と事務—事務室 は学校長の参謀である(特集 コミュニティスクール と学校事務職員の役割)	学校事務	56(7)	学事出版	学事出版	2005年 7月	p.38-44
41	檜山幸子	コミュニティスクールにおける学校事務—それぞ れの学校の「特殊解」の追求が私たちの課題(特 集 コミュニティスクールと学校事務職員の役割)	学校事務	56(7)	学事出版	学事出版	2005年 7月	p.6-15
42	磯田勝	受益者の視点に立った学校づくりと学校運営協議 会制度—学校を「核」とした地域コミュニティの再 生(特集 コミュニティスクールと学校事務職員の 役割)	学校事務	56(7)	学事出版	学事出版	2005年 7月	p.31-37
43	宮崎吉克	SWOT分析でより開かれた学校経営を考える—事 務職員からみた「学校運営協議会を意識した経営 的な教育目標」とは(特集 コミュニティスクールと 学校事務職員の役割)	学校事務	56(7)	学事出版	学事出版	2005年 7月	p.23-30
44	竹高明	地域コミュニティの拠点としての学校の活用につ いて—重要なのはやはり教職員の意識改革(特 集 コミュニティスクールと学校事務職員の役割)	学校事務	56(7)	学事出版	学事出版	2005年 7月	p.16-22
45		特集 コミュニティスクールと学校事務職員の役 割	学校事務	56(7)	学事出版	学事出版	2005年 7月	p.6-44
46	文部科学省初等中等 教育企画課	平成17年度コミュニティ・スクール(学校運営協議 会制度)推進事業について	教育委員会月報	57(3) 通号669	文部科学省	第一法規	2005年 6月	p.38-41

47	京都市教育委員会	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)地域ぐるみの教育のさらなる充実を目指してー学校・家庭・地域がともに子どもを育む京都市の学校運営協議会制度	教育委員会月報	57(3) 通号669	文部科学省	第一法規	2005年 6月	p.42-51
48	京都市立御所南小学校	夢がひろがる地域の学校ー確かな力・豊かな心の育成と新たな地域コミュニティの創造	教育委員会月報	57(3) 通号669	文部科学省	第一法規	2005年 6月	p.43-35
49	京都市立高倉小学校	「翔(はばたく)キラキラえがおの高倉っ子」の育成を目指してー学校・家庭・地域・大学の連携	教育委員会月報	57(3) 通号669	文部科学省	第一法規	2005年 6月	p.46-49
50	京都市立京都御池中学校	「学びの共同体を創造する学校」ー輝きあい、育ちあう、魅力あふれる学校ーを目指して	教育委員会月報	57(3) 通号669	文部科学省	第一法規	2005年 6月	p.49-51
51	文部科学省初等中等教育企画課教育制度改革室	焦点ー文教・科学技術施策 コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の指定・検討状況	文部科学時報	1550	文部科学省	ぎょうせい	2005年 5月	p.62-65
52	三原徹	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)コミュニティ・スクールへの取組ー学校と地域の協働プロジェクト	教育委員会月報	57(2)	文部科学省	第一法規	2005年 5月	p.69-77
53	文部科学省初等中等教育企画課教育制度改革室	コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)地域が参画する新しいタイプの学校運営の仕組みーコミュニティ・スクールのこれから	教育委員会月報	57(1)	文部科学省	第一法規	2005年 4月	p.53-59
54	小島弘道	学校運営協議会制度 地域運営学校(コミュニティ・スクール)の思想	学校運営	46(12) 通号524	全国公立学校教頭会	学校運営研究会	2005年 3月	p.6-13
55		参考資料1 コミュニティ・スクール制度化までの経緯	学校運営	46(12) 通号524	全国公立学校教頭会	学校運営研究会	2005年 3月	p.22-24
56	杉村房彦	日本の教育への提言ー教育改革のパラダイムを転換しコミュニティ・スクールの創出を	教育制度研究紀要	36	日本大学教育制度研究所	日本大学教育制度研究所	2005年 3月	p.1-36
57	矢内忠	特別企画「地域運営学校(コミュニティ・スクール)とはどのようなものなのか?どこまで広がっていくのか?	総合教育技術	59(14)	小学館	小学館	2005年 2月	p.90-95

58	遠藤正芳	わたしの学校経営 特色あるコミュニティ・スクールの創造	内外教育	5542	時事通信社	時事通信社	2005年 2月15日	p.17
59		地域と保護者が参画し学校運営ー全国初のコミュニティ・スクール五反野小が研究発表会	内外教育	5543	時事通信社	時事通信社	2005年 2月18日	p.8-9
60	佐藤晴雄、岸裕司、越田幸洋	緊急！教育放談 本気になって学校を変えよう、地域を変えようーコミュニティ・スクールへの取り組み	教職研修	33(5) 通号389	教育開発研究所	教育開発研究所	2005年 1月	p.80-83
61		ニューフェース21 地域に開かれたコミュニティ・スクールを目指して 豊栄市立葛塚中学校(新潟県)	School amenity	19(13) 通号224	ポイックス株式会社	ポイックス	2004年 12月	p.13-17, 25-33
62	文部科学省初等中等教育企画課教育制度改革室	コミュニティ・スクール制度化に至る経緯	教育委員会月報	56(7) 通号661	文部科学省	第一法規	2004年 10月	p.7-9
63	金子郁容	コミュニティ・スクール構想と地教行法の改正	季刊教育法	142	エイデル研究所	エイデル研究所	2004年 9月	p.4-6
64	坂田 仰	学校教育の新動向で学ぶ 必須教育法規(17)生涯学習社会と学校ーコミュニティ・スクールの視点(2004学校管理職研修)	総合教育技術	59(6)	小学館	小学館	2004年 8月	p.126- 129
65	福井雅英	大田堯と本郷地域教育計画ーコミュニティ・スクールの歴史的経験	日本の科学者	39(5) 通号436	日本科学者会議	日本科学者会議	2004年 5月	p.266- 271
66		教委以上に学校現場は肯定的ーコミュニティ・スクールの導入めぐり 日本教材文化研究財団が報告書	内外教育	5470	時事通信社	時事通信社	2004年 4月16日	p.2-3
67	貝ノ瀬滋	三鷹四小のコミュニティ・スクールの取り組みー地域の人々による教育ボランティアー夢育の学び舎構想	地方自治職員研修	37(3) 通号509	公職研	公職研	2004年 3月	p.37-39
68	黒崎勲	コミュニティスクール／チャータースクール法制立案過程の研究	人文学報	348	首都大学東京都市教養学部人文・社会系, 東京都立大学人文学部	首都大学東京都市教養学部人文・社会系	2004年 3月	p.1-41
69	黒崎勲	コミュニティスクールの立案過程と新しい学校のガバナンス	教育学研究	71(1)	日本教育学会	日本教育学会	2004年 3月	p.53-57

70	小野寺健	政策課題研究 地域社会における教育－地域社会とコミュニティスクール	日本地域政策研究	2	日本地域政策学会	日本地域政策学会	2004年 3月	p.199- 204
71	武井敦史	価値葛藤モデルを用いた学校－地域間連携の推進に関する一試論－「公共性」獲得方略からみた学校－地域関係論	兵庫教育大学研究紀要 第1分冊 学校教育、幼児教育、教育臨床、障害児教育	24	兵庫教育大学研究紀要委員会	兵庫教育大学	2004年	p.39-47
72	静岡県袋井市立袋井西小学校PTA	PTAの力で学校を変える－学校評価への主体的な参画－	学校、家庭、地域社会における PTA実践事例集(20) 学校運営に積極的に参画するPTA－学校運営への支援・協力・参加－		社団法人 日本PTA全国協議会資料作成企画委員会	社団法人 日本PTA全校協議会	2004年	p.44-47
73	徳島県名西郡石井町立高川原小学校PTA	学校の自己点検・自己評価に関する研究を支えるPTA	学校、家庭、地域社会における PTA実践事例集(20) 学校運営に積極的に参画するPTA－学校運営への支援・協力・参加－		社団法人 日本PTA全国協議会資料作成企画委員会	社団法人 日本PTA全校協議会	2004年	p.76-79
74	篠原清昭	教育改革を評価する(16)コミュニティ・スクール構想	教職研修	32(1) 通号373	教育開発研究所	教育開発研究所	2003年 9月	p.92-95
75	菊地栄治	新しいコミュニティ・スクールの模索(12最終回)教育改革の現在とコミュニティ・スクールの未来像	教職研修	31(12) 通号372	教育開発研究所	教育開発研究所	2003年 8月	p.126- 129
76	涌井澄夫	新しいコミュニティ・スクールの模索(11)新しいコミュニティ・スクールづくりの課題と方策	教職研修	31(11) 通号371	教育開発研究所	教育開発研究所	2003年 7月	p.94-97
77	中西真彦	提言 コミュニティスクールの創設を(下)NPO活動の教育への貢献について	Verdad	9(6) 通号98	ベストブック	ベストブック	2003年 6月	p.46-47
78	亀井浩明	新しいコミュニティ・スクールの模索(10)健全育成とコミュニティ・スクール	教職研修	31(10) 通号370	教育開発研究所	教育開発研究所	2003年 6月	p.132- 135
79	中西真彦	提言 コミュニティスクールの創設を(上)教育の現状と、政府の対応について	Verdad	9(5) 通号97	ベストブック	ベストブック	2003年 5月	p.46-47
80	金子郁容	解説 コミュニティ・スクールとは何か－構想が目指す理念と設立・運営のシステム	学校経営	48(5)	第一法規	第一法規	2003年 5月	p.10-16

81	亀井浩明	提言 どう考えどう推進すべきかー教育行政への提言(特集(1)新しい学校の形「コミュニティ・スクール」ー学びの場はどう変わろうとしているのか)	学校経営	48(5)	第一法規	第一法規	2003年5月	p.17-22
82	奥村俊子	事例紹介(2)『「センセイ、つぎ何やるの?」から「わたし、これやりたい」へ』ーチャータースクール設立を目指すNPO法人「湘南に新しい公立学校を創り出す会」の挑戦	学校経営	48(5)	第一法規	第一法規	2003年5月	p.32-39
83		公立学校、公教育の形はどう変わろうとしているのか(特集(1)新しい学校の形「コミュニティ・スクール」ー学びの場はどう変わろうとしているのか)	学校経営	48(5)	第一法規	第一法規	2003年5月	p.6-9
84	杉本政光	事例紹介(1)地域との連携・融合で新しい時代の学校経営を創造するー千葉県習志野市立秋津小学校	学校経営	48(5)	第一法規	第一法規	2003年5月	p.23-31
85	堀井啓幸	新しいコミュニティ・スクールの模索(9)新しいコミュニティ・スクールをサポートする学校施設設備	教職研修	31(9)通号369	教育開発研究所	教育開発研究所	2003年5月	p.88-92
86	佐藤晴雄	新しいコミュニティ・スクールの模索(8)新しいコミュニティ・スクールと地域人材の活用	教職研修	31(8)通号368	教育開発研究所	教育開発研究所	2003年4月	p.92-95
87	岡嘉彦	光陵中学校コミュニティスクールの推進(特集 子どもの教育に果たす地域の役割)	ほっかどう政策研究	13	北海道自治政策研修センター政策研究室	北海道自治政策研修センター政策研究室	2003年3月	p.31-40
88	吉澤良保	地域社会とコミュニティスクール	東京純心女子大学紀要	7	東京純心女子大学	東京純心女子大学	2003年3月	p.21-30
89	杉村房彦	新しいコミュニティ・スクールー教育改革のパラダイム転換	教育制度研究紀要	34	日本大学教育制度研究所	日本大学教育制度研究所	2003年3月	p.69-84
90	山崎保寿	新しいコミュニティ・スクールの模索(7)新しいコミュニティ・スクールと総合的な学習	教職研修	31(7)通号367	教育開発研究所	教育開発研究所	2003年3月	p.123-126
91		東京におけるコミュニティスクールに関する研究	東京都教職員研修センター紀要	2	東京都教職員研修センター	東京都教職員研修センター	2003年3月	p.159-178
92	青木朋江	新しいコミュニティ・スクールの模索(6)新しいコミュニティ・スクールと校長の役割	教職研修	31(6)通号366	教育開発研究所	教育開発研究所	2003年2月	p.127-130

93	高岡正見	新しいコミュニティ・スクールの模索(5)新しいタイプの学校づくり	教職研修	31(5) 通号365	教育開発研究所	教育開発研究所	2003年 1月	p.137- 141
94	岡山県倉敷市立柏島 小学校PTA	学校評議員とPTAの役割	学校、家庭、地域社会 における PTA実践事 例集(19) 学校を積 極的に支援するPTA 活動ー学校運営への 協力ー		社団法人 日本PTA 全国協議会資料作成 企画委員会	社団法人 日本PTA全 校協議会	2003年	p.78-81
95	大分県宇佐市立駅館 小学校PTA	開かれた学校づくりー学校評議員制度の活用ー	学校、家庭、地域社会 における PTA実践事 例集(19) 学校を積 極的に支援するPTA 活動ー学校運営への 協力ー		社団法人 日本PTA 全国協議会資料作成 企画委員会	社団法人 日本PTA全 校協議会	2003年	p.96-99
96	香川県仲多度郡琴南 町立琴南中学校PTA	学校評価を通しての学校運営への参画	学校、家庭、地域社会 における PTA実践事 例集(19) 学校を積 極的に支援するPTA 活動ー学校運営への 協力ー		社団法人 日本PTA 全国協議会資料作成 企画委員会	社団法人 日本PTA全 校協議会	2003年	p.138- 141
97	吉澤良保	新しいコミュニティ・スクールの模索(4)新しいコ ミュニティ・スクールの特色ー地域社会への愛着 を図る	教職研修	31(4) 通号364	教育開発研究所	教育開発研究所	2002年 12月	p.94-98
98	斎藤哲瑯	新しいコミュニティ・スクールの模索(3)学校を地 域のみんなで支えていこう	教職研修	31(3) 通号363	教育開発研究所	教育開発研究所	2002年 11月	p.123- 126
99	涌井澄夫	新しいコミュニティ・スクールの模索(2)新しい学 校づくりのモデルを探す	教職研修	31(2) 通号362	教育開発研究所	教育開発研究所	2002年 10月	p.119- 122
100	金子郁容	解説 コミュニティ・スクール構想	月刊自治フォーラム	516	自治研修研究会	第一法規	2002年 9月	p.22-27
101		コミュニティ・スクールの試行、本格始動 学校と 地域・保護者に運営権ー現場主義の公立学校創 設への課題も	地方行政	9480	時事通信社	時事通信社	2002年 9月12日	p.10-12
102	近藤恵津子	新しい試みと挑戦 コミュニティスクール・まちデザ インー東京発ー共育からまちデザイン	社会運動	通号270	市民セクター政策機構	市民セクター政策機構	2002年 9月	p.68-70
103	亀井浩明	新しいコミュニティ・スクールの模索(1)コミュニ ティ・スクールの基本的方向	教職研修	31(1) 通号361	教育開発研究所	教育開発研究所	2002年 9月	p.119- 122

104	伊藤りさ	新しいタイプの公立学校ー”コミュニティ・スクール”の可能性	調査と情報	394	国立国会図書館調査及び立法考査局	国立国会図書館調査及び立法考査局	2002年7月22日	p.1-13
105	金子郁容	金子郁容慶應義塾幼稚舎長インタビュー コミュニティ・スクールの実践研究が始動 公立学校改革の起爆剤に	地方行政	9455	時事通信社	時事通信社	2002年6月6日	p.10-13
106	小松郁夫	新モデル校としての「コミュニティ・スクール」	日本教育経営学会紀要	44	日本教育経営学会	第一法規	2002年5月	p.43-53
107	金子忠史	アメリカにおけるコミュニティ・スクールの進展ーネットワーク型生涯学習	教育研究	46	青山学院大学教育学会	青山学院大学教育学会	2002年3月	p.1-13
108	野崎薫	都市型コミュニティ・スクールにおける施設の利用状況と防犯性に関する研究	山梨県立女子短期大学紀要	35	山梨県立女子短期大学紀要委員会	山梨県立女子短期大学紀要委員会	2002年	p.35-44
109	青木紀	アメリカにおける教育と福祉の連携ーフルサービス・コミュニティ・スクール	北海道大学大学院教育学研究科紀要	85	北海道大学大学院教育学研究科	北海道大学大学院教育学研究科	2002年	p.157-169
110	金子郁容	ITが教育になげかかけるものー地方分権・権限委譲を実現するコミュニティ・スクールを	エコノミックス	4	『エコノミックス』編集委員会	東洋経済新報社	2001年春	p.88-97
111	坂口緑	日本版「コミュニティ・スクール」の陥穽ー教育改革国民会議の提案を問う	創文	433	創文社	創文社	2001年7月	p.10-13
112	小島弘道	新しいタイプの公立学校(コミュニティ・スクール)の設置(教育改革と「21世紀・日本の教育」読本ー教育改革国民会議「教育を変える17の提言」を検討する)ー(新しい時代の新しい学校づくりー新しいタイプの学校の設置を促進する)	教職研修総合特集	144	教育開発研究所	教育開発研究所	2001年2月	p.243-246
113	長谷川拓哉	日本のコミュニティ・スクール導入までの課題:地域住民参加の学校設置に向けて	情報社会試論	8	大妻女子大学社会情報学部社会生活情報・図書館情報学研究室	大妻女子大学社会情報学部社会生活情報・図書館情報学研究室	2001年	p.89-102

○ 地域運営学校

	著者名	論文題	掲載誌	巻号	編者	出版社	発行年	掲載頁
1	若井田正文	「地域とともに子どもを育てる教育」の推進―世田谷区の試み	子どもの健康科学	7(1)	子どもの心・体と環境を考える会	子どもの心・体と環境を考える会	2007年1月	p.41-45
2	磯田勝	学校運営協議会による地域運営学校の取り組みと今後の課題	月刊自治研	48 通号560	自治研中央推進委員会	自治研中央推進委員会	2006年5月	p.54-59
3	森保之	わたしの学校経営 共学、共育、共生目指す地域運営学校	内外教育	5636	時事通信社	時事通信社	2006年3月7日	p.20
4	青木朋江	最前線ルポ 現場からの教育改革(19)多彩な連携で地域運営学校を実現―福岡県春日市教育委員会の取組みと日の出小学校区の実践	悠	22(11)	ぎょうせい	ぎょうせい	2005年11月	p.74-77
5	篠原清昭	学校づくりにおける協働的公共性の創造―地域運営学校を超える方法と課題	季刊教育法	145	エイデル研究所	エイデル研究所	2005年6月	p.100-107
6		地域運営学校としてのわが校の”学校経営のシラバス”	学校経営マネジメント	44(4) 通号572	明治図書出版	明治図書出版	2005年4月	p.46-49
7	小島弘道	学校運営協議会制度 地域運営学校(コミュニティ・スクール)の思想	学校運営	46(12) 通号524	全国公立学校教頭会	学校運営研究会	2005年3月	p.6-13
8	浦野東洋一	地域運営学校の展望	学校運営	46(12) 通号524	全国公立学校教頭会	学校運営研究会	2005年3月	p.14-17
9	文部科学省初等中等教育企画課教育制度改革室教育調整係	解説 学校運営協議会制度について	学校運営	46(12) 通号524	全国公立学校教頭会	学校運営研究会	2005年3月	p.18-21
10		参考資料1 コミュニティ・スクール制度化までの経緯	学校運営	46(12) 通号524	全国公立学校教頭会	学校運営研究会	2005年3月	p.22-24
11		参考資料2 今後の学校の管理運営の在り方について(答申)平成16年3月4日 中央教育審議会	学校運営	46(12) 通号524	全国公立学校教頭会	学校運営研究会	2005年3月	p.25-28
12	矢内 忠	特別企画「地域運営学校」(コミュニティ・スクール)とはどのようなものなのか?どこまで広がっていくのか?	総合教育技術	59(14)	小学館	小学館	2005年2月	p.90-95
13		話題レポート 全国初「地域運営学校」の不安な行く末―発足はしてみたが	Themis	14(1) 通号147	テーマス	テーマス	2005年1月	p.68-69

14	堀内孜	学校運営協議会の制度設計と地域運営学校の経営構造	季刊教育法	142	エイデル研究所	エイデル研究所	2004年9月	p.13-18
15	池本薫	続・教育の潮流(25)地域運営学校の模索	教育評論	通号688	アドバンテージサーバー	アドバンテージサーバー	2004年8月	p.62-65
16		特集 “地域運営学校”の可能性－新しいタイプの学校運営に求められるものは何か	教職研修	32(8)通号380	教育開発研究所	教育開発研究所	2004年4月	p.30-61
17		中央教育審議会「今後の学校の管理運営の在り方について」(答申)(抄)	教職研修	32(8)通号380	教育開発研究所	教育開発研究所	2004年4月	p.58-61
18	加治佐哲也	「地域運営学校」の点検・評価をどう行うか	教職研修	32(8)通号380	教育開発研究所	教育開発研究所	2004年4月	p.42-45
19	本図愛実	校長の裁量権の拡大をどう図るか	教職研修	32(8)通号380	教育開発研究所	教育開発研究所	2004年4月	p.38-41
20	佐々木幸雄	<実践例>習志野市立秋津小学校 保護者や地域住民の参画による学校運営の創造－地域学校協議会が中核とした地域ニーズを学校運営に活かすシステムの構築および学社融合による学校教育の充実・活性化	教職研修	32(8)通号380	教育開発研究所	教育開発研究所	2004年4月	p.50-53
21	金子忠史	海外の諸制度との比較・検討	教職研修	32(8)通号380	教育開発研究所	教育開発研究所	2004年4月	p.46-49
22	塩見善則	<実践例>新宮市立光洋中学校 学社融合をめざす取り組み	教職研修	32(8)通号380	教育開発研究所	教育開発研究所	2004年4月	p.54-57
23	岩永定	「学校運営協議会」をどう運営するか	教職研修	32(8)通号380	教育開発研究所	教育開発研究所	2004年4月	p.34-37
24	葉養正明	「地域運営学校」とはどのような学校か	教職研修	32(8)通号380	教育開発研究所	教育開発研究所	2004年4月	p.30-33
25	長谷川玲	特別企画 「地域運営学校の設置」「学校の公設民営」のゆくえ－公教育の原則である公平性や継続性を守ることとのバランスをめぐる議論は今後も続く	総合教育技術	58(13)	小学館	小学館	2004年2月	p.76-81
26	池田知隆	ニュースの焦点 地域運営学校－「住民力」が試される学校づくり	学校経営	49(2)	第一法規	第一法規	2004年2月	p.36-38
27		保護者参画の地域運営学校を提案－中教審が「今後の学校の管理運営の在り方」で中間報告	内外教育	5441	時事通信社	時事通信社	2003年12月19日	p.2-3

地域の教育力

	著者名	論文題	掲載誌	巻号	編者	出版社	発行年	掲載頁
1	志々田 まなみ	地域の教育力を引き出す学校と地域の連携づくりに関する一考察一地域ボランティア団体を通じた連携	広島経済大学研究論集	30(3・4)	広島経済大学経済学会	広島経済大学経済学会	2008年3月	p.141-148
2		生涯学習リポート 家庭と地域の教育力再生方策を提言一鹿児島県社会教育委員の会議が「審議のまとめ」	週刊教育資料	1020 通号1150	日本教育新聞社	教育公論社	2008年3月17日	p.30
3	江間 史明、菊池 通隆	地域の教育力再生と学社融合一山形県戸沢村の事例研究	山形大学教職・教育実践研究	3	山形大学教職研究総合センター	山形大学教職研究総合センター	2008年3月	p.67-75
4	小鹿野 輝芳	入選作品 学力を育てる地域連携のあり方一地域の教育力を生かした元気な学校づくり(平成19年度第43回「わたしの教育記録」入選作品発表)	総合教育技術	62(14)	小学館	小学館	2008年2月	p.79-85
5		まなびの新風一あのみち・このまち 学校教育を地域の教育力の源へ一まなびのみち島根県東出雲町	マナビィ	79	文部科学省	ぎょうせい	2008年1月	p.16-19
6	吉田 博彦	地域の教育力はなぜ失われたのか(特集 地域の教育力をいかに高めるか)	社会教育	62(11)	全日本社会教育連合会	全日本社会教育連合会	2007年11月	p.8-14
7	菊池 龍三郎	地域の教育力の創造と社会教育の課題一地域の衰退と不可視化にどう立ち向かうか(特集 地域の教育力をいかに高めるか)	社会教育	62(11)	全日本社会教育連合会	全日本社会教育連合会	2007年11月	p.16-20
8	得能 敏宏	地域の力で子どもをすこやかに 北海道恵庭市「えにわ通学合宿」(特集 地域の教育力をいかに高めるか)	社会教育	62(11)	全日本社会教育連合会	全日本社会教育連合会	2007年11月	p.22-25
9	松井 一彦	地域の教育力をいかに高めるか 高校生ボランティアが地域を支える一こうこうネットワーク事業一地域の教育力を循環させよう(特集 地域の教育力をいかに高めるか)	社会教育	62(11)	全日本社会教育連合会	全日本社会教育連合会	2007年11月	p.26-29
10		島根県雲南市の家庭・学校・地域社会の連携 教育支援コーディネーターの取り組み一島根県雲南市教育委員会	社会教育	62(11) 通号737	全日本社会教育連合会	全日本社会教育連合会	2007年11月	p.30-33

11		特集 放課後子どもプラン 地域の教育力再生の第一歩に!一本気になって社会総がかりで取り組もう	教育ジャーナル	46(6)	学習研究社	学習研究社	2007年9月	p.48-51
12	渡邊恵、藍澤宏、菅原麻衣子	小学校における活動展開の人的要件—地域の教育力を活かした学校と地域との連携体制の在り方に関する研究	日本建築学会計画系論文集	614	日本建築学会	日本建築学会	2007年4月	p.81-88
13	長谷川 吉雄	平成17・18年度「本校の取組み」—地域の教育力を生かしたキャリア教育をととして生徒の学習意欲の向上を図る(総合的な学習の時間)(特集 キャリア教育の実践(1)キャリア・スタート・ウィーク推進地域実践などの報告)	進路指導	80(4)	日本進路指導協会	日本進路指導協会	2007年4月	p.15-19
14	佐藤晴雄	家庭・地域の教育力の再生	教職研修	35(5) 通号413	教育開発研究所	教育開発研究所	2007年1月	p.52-55
15	石田憲一	我が国における「地域の教育力」の「地域」概念の検討	純心人文研究	13	長崎純心大学	長崎純心大学	2007年	p.97-107
16	清國祐二	教育サポーター・学校支援ボランティア等による地域の教育力再生	日本生涯教育学会年報	28	日本生涯教育学会年報編集委員会	日本生涯学習学会	2007年	p.63-73
17	増山均、阿比留久美、斎藤史夫	「地域子ども教室推進事業」の展開とその可能性—東京都中野区の事業展開を手がかりに	早稲田教育評論	21(1)	早稲田大学教育総合研究所	早稲田大学教育総合研究所	2007年	p.1-14
18		「地域の教育力」は機能しているか	現代教育科学	49(12) 通号603	明治図書出版	明治図書出版	2006年12月	p.35-43
19	長尾彰夫	「教育コミュニティ」の追求がかぎ	現代教育科学	49(12) 通号603	明治図書出版	明治図書出版	2006年12月	p.35-37
20	大日向 雅美	巻頭論文 新世紀の教育 家庭・地域の教育力低下を考える	教職研修	35(2) 通号410	教育開発研究所	教育開発研究所	2006年10月	p.11-13
21		必読特別資料&解説 中央教育審議会生涯学習分科会「家庭・地域の教育力の向上に関する特別委員会」審議経過報告	総合教育技術	61(7)	小学館	小学館	2006年8月	p.96-101

22		必読特別資料&解説 家庭・地域の教育力の向上に関する特別委員会「地域の教育力に関する実態調査」報告	総合教育技術	61(3)	小学館	小学館	2006年5月	p.112-117
23	若井田 正文	地域の教育力を高め、それを活用する学校運営―若井田正文氏 世田谷区教育委員会教育長(特集 学校マネジメント―公立学校が、今一番ほしいもの)	法律文化	18(2)	東京リーガルマインド	東京リーガルマインド	2006年3月	p.20-23
24		調査 PTA参加者は深いかかわり―文科省の「地域の教育力に関する実態調査」	内外教育	5634	時事通信社	時事通信社	2006年3月3日	p.4-5
25	梅津慶子	わたしの学校経営 地域の教育力を活用した学校づくり	内外教育	5637	時事通信社	時事通信社	2006年3月14日	p.24
26	亀山有希、依田充代、伊藤嘉人他	宮城県仙台市における地域の教育力に関する調査研究―実践事例の発信タイプに着目して	日本体育大学体育研究所雑誌	31(1)	日本体育大学体育研究所	日本体育大学体育研究所	2006年3月	p.45-63
27	佐々木司、田代直人	「地域子ども教室」に関する研究(1)	教育実践総合センター研究紀要	21	山口大学教育学部附属教育実践総合センター研究紀要編集委員会	山口大学教育学部附属教育実践総合センター	2006年	p.201-212
28	猿渡智衛、平田淳	「全児童を対象とした放課後児童育成施策」の展開は地域の教育力再生につながるのか?	弘前大学教育学部紀要	93	弘前大学教育学部	弘前大学教育学部	2005年3月	p.107-117
29	和田のり子	キラリ! 司書教諭(11) ボランティアとの連携で地域の教育力を活用	学校図書館	通号652	全国学校図書館協議会	全国学校図書館協議会	2005年2月	p.76-78
30	新海英行	地域コミュニティの教育力再生の動向と研究課題(コミュニティ政策学へのアプローチ(3))	コミュニティ政策	通号3	コミュニティ政策学会編集委員会	東信堂	2005年	p.35-51
31	矢内忠	東京都大田区立久原小学校 保護者・地域住民が開く「サマーワークショップ」教育の学びとは別の学びがある」夏休みに、ワークショップで家庭や地域の教育力を培う	総合教育技術	59(5)	小学館	小学館	2004年7月	p.18-21
32	勝山良章	地域と教育に関する考察―地域と地域の教育力の再生をめざして	福岡大学研究部論集A人文科学編	4(3)	福岡大学研究推進部	福岡大学研究推進部	2004年7月	p.45-54
33		特集 生業と地域・まちづくり(3)地域の教育力/学校の地域力	建築とまちづくり	323	新建築家技術者集団	新建築家技術者集団	2004年6月	p.5-34

34	小川嘉憲	地域の教育力が支える職場体験活動ー「トライやる・ウィーク」の取り組みから	中小商工業研究	79	中小商工業研究所	中小商工業研究所	2004年 4月	p.42-51
35	佐久間栄基	地域で子どもを育てる支援体制づくりー横越町子どもセンター・ボランティアセンターの取組	国立オリンピック記念 青少年総合センター研究紀要	4	国立オリンピック記念 青少年総合センター研究紀要委員会	国立オリンピック記念 青少年総合センター	2004年 4月	p.131- 144
36	今村忠	特色ある学校 学校活性化への取り組みー地域の教育力の活用	工業教育資料	通号293	実教出版株式会社	実教出版	2004年 1月	p.18-21
37	武田満智子	授業を創る 地域の「教育力」を学校に	内外教育	5446	時事通信社	時事通信社	2004年 1月16日	p.16
38	生田淳一・野上俊一	地域での学習支援システムの改善過程における社会的資源の結びつきの変化	日本教育工学会論文誌	28	日本教育工学会	日本教育工学会	2004年	p.169- 172
39	岩崎正弥	校区コミュニティを創る(3)地域の教育力と学校の自治力ー長野・飯田市下久堅地区の和紙再生プロジェクト	食農教育	30	農山漁村文化協会	農山漁村文化協会	2003年 11月	p.128- 133
40	子どもの体験活動研究会	必読特別資料&解説 文部科学省委託調査「完全学校州5日制の下での地域の教育力の充実に向けた実態・意識調査」報告	総合教育技術	58(3)	小学館	小学館	2003年 6月	p.101- 115
41	鶴養美昭、貝ノ瀬滋、 齊藤宗夫他	シンポジウム 地域の教育力を考える	コミュニティ心理学研究	6(2)	日本コミュニティ心理学 学会	日本コミュニティ心理学 会	2003年 3月	p.108- 113
42	宗本和博	地域の教育力を高めるための方策	ほっかいどう政策研究	13	北海道自治政策研修 センター政策研究室	北海道自治政策研修 センター政策研究室	2003年 3月	p.147- 156
43	西村慎治	解説 完全学校週五日制に伴う地域の教育力の取組状況について	学校運営	44(11) 通号499	全国公立学校教頭会	学校運営研究会	2003年 2月	p.6-10
44	猪瀬武則	学校五日制と今日の教育問題ー地域の教育力によって学力保障を	弘前大学生涯学習教育 研究センター年報	(7・8)	弘前大学生涯学習教育 研究センター	弘前大学生涯学習教育 研究センター	2003年・ 4年度	p.27-35
45	稲野譲児	提言1 地域の教育力を生かす特色ある学校づくり	学校運営	44(9) 通号497	全国公立学校教頭会	学校運営研究会	2002年 12月	p.12-15
46	結城光夫	調査報告 地域の教育力調査(速報)について	青少年問題	49(5)	青少年問題研究会	青少年問題研究会	2002年 5月	p.35-40

47	門脇 厚司	地域の教育力が育てる子どもの社会力(特集 地域力 社会力 社会教育力)	社会教育	57(5) 通号671	全日本社会教育連合会	全日本社会教育連合会	2002年5月	p.10-12
48	春日清孝	「地域の教育力」と共同性	研究所年報	通号32	明治学院大学社会学部附属研究所	明治学院大学社会学部附属研究所	2002年3月	p.53-66
49	古市勝也、中山聡、 Nazario Bustos	「地域の教育力」を育てる新しいパートナーシップの形成に関する調査研究	九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学生涯学習研究センター紀要	7	九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学生涯学習研究センター	九州共立大学・九州女子大学・九州女子短期大学生涯学習研究センター	2002年	p.111-128
50	青柳健一	学校・家庭・行政の連携で地域の教育力を高める	学校経営	46(5)	第一法規	第一法規	2001年4月	p.20-27

学校支援地域本部

	著者名	論文題	掲載誌	巻号	編者	出版社	発行年	掲載頁
1	木附 千晶	子どもはもういない(第5回)市場化される子どもたち よい市民づくり、学校支援地域本部にご用心	金曜日	16(25) 通号723	金曜日	金曜日	2008年7 月4日	p.56-60
2	御厩 祐司	始まります、学校支援地域本部 学校支援ボランティアを、地域ぐるみ、社会総がかりの、広く国民的な運動に	学校事務	59(6)	学事出版	学事出版	2008年6 月	p.57-61
3	文部科学省	みんなで子どもを育む学校支援地域本部が始まります。(霞が関だより(第56回))	図書館雑誌	102(5) 通号1014	日本図書館協会	日本図書館協会	2008年5 月	p.298- 299
4	教育政策研究会	文部科学省通知(3)「学校支援地域本部事業」の推進に当たっての関係部局の連携等について(依頼)	週刊教育資料	1026 通号1156	日本教育新聞社	教育公論社	2008年 5月5、12 日	p.32-33
5	文部科学省生涯学習局	生涯学習関連施策 中央展望(NO.1005)始まります、学校支援地域本部--地域ぐるみで学校を支援する体制の整備	社会教育	63(5) 通号743	全日本社会教育連合会	全日本社会教育連合会	2008年5 月	p.128- 130
6		ラウンジ 学校支援地域本部	内外教育	5818	時事通信社	時事通信社	2008年 4月22日	p.24
7	文部科学省生涯学習局社会教育課学校支援地域本部事業準備室	解説・ニュースの焦点 東京都小平市立第二中学校が先取り実践—文科省の「学校支援地域本部事業」	週刊教育資料	1021 通号1151	日本教育新聞社	教育公論社	2008年 3月24日	p.8
8	越田幸洋	自由席 学校支援地域本部事業の課題と期待	週刊教育資料	1017 通号1147	日本教育新聞社	教育公論社	2008年 2月25日	p.38
9		文科省の平成20年度予算案(2)全国1800市町村に学校支援地域本部を設置	週刊教育資料	1013 通号1143	日本教育新聞社	教育公論社	2008年 1月28日	p.19

イギリス学校理事会

	著者名	論文題	掲載誌	巻号	編者	出版社	発行年	掲載頁
1	窪田眞二	イギリスの学校理事会法制の改革と学校評価・学校査察システム(教育における<国家>と<個人>):第2分科会 教育法制改革の国際比較)	日本教育法学会年報	33	有斐閣	有斐閣	2004年	p.84-92
2	小松郁夫	イギリスの学校評議員制度-「学校理事会」の組織と権限・責任	学校経営	46(6)	第一法規出版	第一法規出版	2001年 5月	p.28-35
3	佐貫浩	イギリスの教育と教育改革(2)ガバナー(学校理事会)制度と学校経営の変容	教育	50(10) 通号657	教育科学研究会	国土社	2000年 10月	p.93-99
4	田中博之	学校評議会と保護者と子どもたちの意見を聞こう	現代教育科学	43(1) 通号520	明治図書出版	明治図書出版	2000年 1月	p.14-16
5	富田福代	地域に開かれた学校理事会-1980年代以降のイギリス教育改革について考える	季刊教育法	通号108	エイデル研究所	エイデル研究所	1997年 1月	p.65-68
6	小松郁夫	イギリスにおける学校理事会と教員評価	教育と情報	通号441	文部科学省生涯学習 政策局調査企画課	第一法規出版	1994年 12月	p.46-49
7	西川信廣	イギリスの学校理事会改革-その展開と現状	大谷女子大学紀要	28(1)	大谷女子大学志学会	大谷女子大学志学会	1993年 10月	p.57-76
8	窪田眞二	イギリスの学校理事会への生徒参加	季刊教育法	通号92	エイデル研究所	エイデル研究所	1993年 3月	p.84-91

英国における学校と地域連携及び学校理事会関連雑誌論文(英文)

	著者	論文タイトル	掲載誌・書名	編著者、発行	巻号	出版社	発行年	ページ
1	Fiona Mortlock	The Ideas and Rationale behind the Extended Schools Agenda in England	New Directions for Young Development		Vol.2007 No.116		2007 Win	49-57
2	Jeff Lewis	Extended Schools : The School's Role in Encouraging Behaviour for Learning Outside the Classroom that Supports Learning within. A Response to the "Every Child Matters" and Extended Schools Initiatives	Support for Learning		Vol.21 No.4		2006 Nov	175-181
3	Megan Crawford, Peter Early	Headteacher Performance Management : An Investigation of the Role of the External Adviser	School Leadership and Management		Vol.24 No.4		2004 Nov	377-389
4	Peter Early	Leaders or Followers ? Governing Bodies and Their Role in School Leadership	Educational Management & Administration		Vol.31 No.4		2003 Oct	353-367
5	John C. Adams	Unpaid civil servants : school governing bodies as surrogate LEAs	Management in Education	BEMAS	Vol.16 issue3	Education Publishing	2002	12-13
6	Peter Early	Monitoring, Managing, or Meddling? Governing Bodies and the Evaluation of School Performance	Educational Management & Administration		Vol.28 No.2		2000 Apl	199-210
7	Creese, M.J.	The strategic role of governors in school improvement	Managing Strategy in Schools and Colleges	D. Middlewood and J. Lumby (eds.)		Paul Chapman	1998	
8	Cuckle, P., Dunford, J., Hodgson, J. and Broadhead, P.	Governor involvement in development planning : From tea parties to working parties	School Leadership and Management		18(1)		1998	19-34

9	Earley, P.	Governing bodies and school inspection : Potential for empowerment?	School Improvement after Inspection ? School and LEA Responses	P. Earley (ed.)		Paul Chapman	1998	
10	Wood, M.	Partners in pursuit of quality : LEA support for school improvement after inspection	School Improvement after Inspection ? School and LEA Responses	P. Earley (ed.)		Paul Chapman	1998	
11	Creese, M. and Bradley, H.	School Improvement and the role of governors : Findings from a pilot project	School Leadership and Management		17(1)		1997	105-115
12	Earley, P.	External inspections, "failing schools" and the role of governing bodies	School Leadership and Management		17(3)		1997	387-400
13	Karther, D.E. and Lowden, F.Y.	Fostering effective parent involvement	Contemporary Education		69,1		1997	41-44
14	O'Connor, M.	The OFSTED experience : A governors' eye view	OFSTED Inspections: The Early Experience	J. Ouston, B. Fidler and P. Earley (eds.)		David Fulton	1996	
15	Rosenthal, D.M. and Sawyers, J.Y.	Building successful home/school partnerships	Childhood Education		72(4)		1996	194-200
16	Ball, S.J., Bowe, R. and S. Gewitz	School choice, social class and distinction : the realisation of social advantage in education	Journal of Education Policy		Vol.11. No.1		1996	
17	Morrissey, M.	A parent response	Effective Governors for Effective Schools	D. Esp and R. Saran		Pitman	1995	
18	Shearn, D., Broadbent, J., Laughlin, R. and Willing-Atherton, H.	The changing face of school governor responsibilities: A mismatch between Government intention and actuality	School Organisation		15(2)		1995	175-188

19	Shearn, D., Broadbent, J., Laughlin, R. and Willing-Atherton, H.	Headteachers, governors and local management of schools'	Schools, Markets and Management	G. Wallace (ed.)		Hyde Publications	1995	
20	Epstein, J.L.	School/family/community partnerships: caring for the children we share	Phi Delta Kappan		Vol.76, No.9		1995	
21	Macbeth, A. and B. Ravn	Expectationa about parents in education	Expectations About Parents in Education : European Perspectives			Computing Services Limited	1994	
22	Lynne Field	School Governing Bodies : The Lay-Professional Relationship	School Organisation		Vol.11 No.3		1993	165-174
23	David, K.	Agencies wirking with schools	Managing Misbehaviour in Schools	C. Charlton, and K. David		Routledge	1993	
24	Costa, A.L. and Kallick, B.	Through the lens of a critical friend	Educational Ledership		51(2)		1993	49-51
25	Creese, M.J.	Equal partners? A study of relationships between governors and teachers'	Local Management, Central Control : Schools in the Market Place	G. Wallace (ed.)		Hyde Publications	1993	
26	Morgan, A.	Training responses to the changing role of parents	Community Education Networl		13(6)		1993	2-3
27	Bastiani, J.	Parents as partners : genuine progress or empty rhetoric?	Parents and Schools - Customers, Managers or Partners ?	P. Munn (ed.)		Routledge	1993	
28	Golby, M.	Parents as school governors	Parents and Schools - Customers, Managers or Partners ?	P. Munn (ed.)		Routledge	1993	

29	Gary, L.	Marking the schools as an educational institution	Managing External Relations in Schools	N. Foskett (ed.)		Routledge	1992	
30	Deem, R.	Governing by gender? School governing bodies after the Education Reform Act	Gender, Powe and Sexuality	P. Abbott and C. Wallace (eds.)		Macmillan	1992	
31	Epstein , J.L.	Schools and familiy partnerships	Encyclopedia of Education Research	M. Alkin (ed.)		Macmillan	1992	
32	Morgan, V., Fraser, G., Dunn, S. and E. Cairns	Parental involvement in education : how to parents want to become involved?	Education Studies		Vol.18, No.1		1992	
33	Brown, P.	The Third Wave' : education and the ideology of parentocracy	British Journal of Sociology of Education		Vol.11, No.1		1990	
34	Hornby, G.	A model for parent participatation	British Journal of Special Education		16(4)		1989	161-162
35	Arden, J.	A survey of Annual Parents' Meetings by the London Diocean Board for Schools	Governors' Reports and Annual Parents' Meetings : The 1986 Education Act and Beyond	P. Earley (ed.)		NFER	1988	
36	Hannon, P.	A study of the effects of parental involvement in the teaching of reading on children's reading test performance	British Journal of Educational Psychology		57(1)		1987	56-72
37	Cattermole, J. and Robinson, N.	Effective home/school communication - from the parents' perspective	Phi Delta Kappan		67,2		1985	48-50
38	Epstein, J.	Home and school connections in schools of the future : Implicatios of research on parent involvement	Peabody Journal of Education		62(2)		1985	18-41
39	Hannon, P., Jacksom, A. and Page, B.	Implementation and take-up of a project to involve parents in the teaching of reading	Parental Involvement in Children's Reading	K. Topping and S. Wolfendale (eds)		Croom Helm	1985	54-64

40	Rene Saran	Initiative by Primary School Governors to Improve Information to Parents	Educational Management & Administration		Vol.13 No.1		1985 Spr	51-54
41	Tizard, J., Schofield, W. and Hewison, J.	Collaboration between teachers and parents in assisting children's reading	British Journal of Educational Psychology		52(1)		1982	1-11

英国における学校と地域連携及び学校理事会関連文献(英文)

	編著者	著書名	出版社	出版年
1	Rita Cheminai	Every Child Matters : A Practical Guide for Teachers	David Fulton Publishers	2006
2	Jane Martin & Ann Holt	Joined-up Governance : Making sense of the role of the school governor	Adamson Book	2002
3	Joan Dean	The Effective School Governor	Routledge Falmer	2001
4	Joan Sallis	Heads in Partnership : Working with your Governors for a Successful School	Person Education	2001
5	Joan Sallis	Effective School Governors : A Practical Guide	Person Education	2001
6	Garry Hornby	Improving Parental Involvement	Cassell	2000
7	Michael Creese and Peter Earley	Improving Schools and governing bodies : making a difference	Routledge	1999
8	Scanlon, M., Earley, P. and Evans, J.	Improving the Effective of School Governing Bodies	DfEE	1999
9	Gann, N.	Improving School Governance : How Better Governors Make Better Schools	Falmer Press	1998
10	Centre for Educational Research and Innocation	Parents and Partners in Schooling	OECD	1997
11	John Bastiani	Home-School Work in Multicultural Settings	David Fulton Publishers	1997
12	OCEA Partnerships	Governors Monitoring for School Self Improvement	OECD	1997
13	Walters, J. and Richardson, C.	Governing Schools through Policy	Lemos and Crane	1997
14	Blamires, M., Robertson, C. and Blamires, J.	Parent-Teacher Partnership	David Fulton	1997
15	Stiles, C.	School Governors and Inspection	AGIT	1996
16	Bastiani, J. and S. Wolfendale (eds.)	Home-school Work in Britain : Review, Reflection and Development	David Fulton	1996
17	Creese, M.	Effective Governors, Effective Schools	David Fulton	1995
18	Deem, R., Brehony, K., and Heath, S.	Active Citizenship and the Governing of Schools	Open University Press	1995

19	Esp, D., Saran, R.	Effective Governors for Effective Schools	Pitman	1995
20	Industry in Education	All their Tommorrow's : The Business of Governing	Industry in Education	1995
21	Angela Thody	School Governors : Leaders or Followers?	Longman	1994
22	Holt, A. and Hinds, T.	The New School Governor : Realising the Authority in the Head and Governing Body	Kogan Page	1994
23	Jones, J.	What Governors Needs to Know 3	David Fulton	1993
24	Swap, S.M.	Developing Home-School Partnerships	Teachers College Press	1993
25	Foskett, N.	Managing External Relations in Schools	Routledge	1992
26	Wolfendale, S.	Empoweing Parents and Teachers	Cassell	1992
27	Berger, E. H..	Parents as Partners in Education	Merrill	1991
28	Kelly, M.L.	Schoo-Home Notes : Promoting Children's Classroom Success	Guilford Press	1990
29	Wolfendale, S (ed.)	Parental Involvement : Developing Networks between School, Home and Community	Cassell	1989
30	Chris Lowe	The School Governor's : Legal Guide	Croner Publications Ltd	1988
31	Sallis, J.	Schools, Parents and Governoes : A New Approach to Accountability	Routledge	1988
32	Atkin, J. Bastiani, J. and Goode, J.	Listening to Parents : An Approach to the Improvement of Home-School Relations	Croom Helm	1988
33	Harding, J. and Pike, G.	Parental Involvement in Secondary Schools	ILEA Learning Resources Branch	1988
34	Griffiths, A. and Hamilton, D.	Parent, Teacher Child : Working Together in Children's Learning	Methuen	1984
35	Wolfendale, S	Parental Participation in the Education and Development of Children	Gordon and Breach	1983

まとめ

本報告書で取り上げた「拡大学校」の取り組みは、次の3つの特徴を有する。

第1は、組織及び運営体制という面では、多様な関係機関が連合（コンソーシアム、フェデレーションなど）を組んだり、ネットワークを組むという点である。これは、「multi-agency approach」と言われている取り組み手法である。そこでは、関係機関がそれぞれの役割と責任を明確にする仕組みが重視されている。「拡大学校」の取り組みでは、中央政府、地方当局、学校（学校理事会）の役割と責任が明確にされている。また、翻訳資料『シュアスタート児童センターおよび拡大学校のガバナンスのためのガイドライン』に記述されているように、計画立案や運営、予算管理、安全管理などにおける地方当局や審議会、理事会の役割と責任が明確にされることで、的確な運営が図られる。このような計画、管理等における役割と責任を明確化した上で、ネットワーク化を図り、1つの組織ではできないような多様な活動を提供する仕組みをつくることが重要である。

第2は、人材の確保という面では、学校を核にして地域全体で子どもを育てるという発想があるという点である。「拡大学校」の取り組みでは、学校を核にした地域開発と地域資源を活用した学校改革の両方を同時に行うことが目指されている。学校内外の関係者双方にとってメリットのある取り組みであるからこそ、両者が連携・協力し合って共に子どもが人生のより良いスタートを切り、成功を収めることができるような支援をするという活動を支える当事者意識を持った人材を安定的、継続的に確保できているのである。多様な人材を安定的に継続的に確保し、事業の持続性を担保する仕組みづくりが重要である。

第3は、活動内容という側面では、就学前の子育てから、初等、中等教育、そして義務教育修了後の教育・訓練、就職等までの円滑な接続を図り、子どもたちが社会で成功できるような支援をしていくという発想で取り組まれているという点である。そのため、子どもだけでなく、保護者や地域住民への支援にも力が注がれている。すなわち、子どもを支援し支える保護者を支援し支えることが子どもの支援につながるという発想である。だからこそ、1つの組織が活動を提供するのには限界があるので、多様な関係機関が連携・協力して活動を提供することがより重要になってくるのである。このように”受け手”側の視点に立った活動内容や活動の提供の仕方を考えることが重要である。

イギリスと日本では、教育制度が異なるのでイギリスの取り組みがそのまま導入できるわけではない。しかし、イギリスが開発した仕組みの根底にある考え方から日本の教育制度にあった仕組みを独自に構築していくことは有益であると考えます。今後は、具体的な事例分析を通して、上記の3つの特徴が実際どのように実現され、どのような成果と課題をもたらしているのかを踏まえ、日本の教育制度下での連携・協力の在り方について考察を進めたい。

植田みどり

平成 20 年度重点配分経費

『地域の教育力』を活用した日英比較研究に関する資料収集

「地域の教育力」を活用した学校改革に関する日英比較研究
－資料集－

平成 20 年 8 月

植田 みどり

(国立教育政策研究所教育政策・評価研究部)